

宮城県地域防災計画 新旧対照表（案）

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

平成30年 2 月

宮城県防災会議



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考												
1	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した_____東北地方太平洋沖地震_____と地震に伴い発生した大津波（以下、「東日本大震災」という。）は、（以下略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した<u>平成23年(2011年)</u>東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）と地震に伴い発生した大津波（以下「東日本大震災」という。）は、（以下略）</p>	記述の適正化												
4	<p>第5 基本方針 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略） そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や_____研修の<u>充実</u>，避難場所や避難経路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	<p>第5 基本方針 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略） そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や<u>計画的かつ継続的な</u>研修の<u>実施</u>，避難場所や避難経路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	防災基本計画の修正												
10	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(13) <u>自主防災組織の育成及び</u>ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	市町村	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	市町村	(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備	記述の適正化				
宮城県教育委員会	(略)														
市町村	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備														
宮城県教育委員会	(略)														
市町村	(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備														
12	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	仙台管区気象台	(略)	<p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院東北地方測量部</u></td> <td><u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>仙台管区気象台</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>	仙台管区気象台	(略)	対象機関の追加
東京航空局仙台空港事務所	(略)														
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>														
仙台管区気象台	(略)														
東京航空局仙台空港事務所	(略)														
<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>														
仙台管区気象台	(略)														
14	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ	(略)	<p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ	(略)									
KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ	(略)														
KDD I 株式会社 株式会社NTTドコモ	(略)														

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）		修正後		備考
	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社		エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社		対象機関の追加
	(新設)	(新設)	<u>株式会社イトーヨーカ堂</u> <u>イオン株式会社</u> <u>株式会社セブンイレブン・ジャパン</u> <u>株式会社ローソン</u> <u>株式会社ファミリーマート</u> <u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	<u>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給</u>	
19	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>(略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムの開発、地震像の解明等を行うため、<u>ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。</u></p> <p>本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、<u>重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。</u></p> <p>なお、国の中央防災会議においては、<u>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られることとなった。</u></p>		<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>(略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、<u>ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報の早期発信が期待されている。</u></p> <p>本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、<u>重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。</u></p> <p>なお、国の中央防災会議においては、<u>東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。</u></p>		記述の適正化
20					

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	 <p data-bbox="795 1189 1041 1220">宮城県内の活断層の分布</p>	 <p data-bbox="1691 1189 1937 1220">宮城県内の活断層の分布</p>	<p data-bbox="1960 1189 2134 1252">町から市への修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																												
37	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>第3 地震に強い都市構造の形成</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる<u>幹線道路</u>、<u>都市公園</u>、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p>	<p>第2章 災害予防対策</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>第3 地震に強い都市構造の形成</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる<u>都市公園</u>、<u>幹線道路</u>、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。</p>	記述の適正化																																																												
38	<p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第<u>一</u>次五箇年計画ー平成8～12年度</p> <p>(2) 第<u>二</u>次五箇年計画ー平成13～17年度</p> <p>(3) 第<u>三</u>次五箇年計画ー平成18～22年度</p> <p>(4) 第<u>四</u>次五箇年計画ー平成23～27年度</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第<u>1</u>次五箇年計画ー平成8～12年度</p> <p>(2) 第<u>2</u>次五箇年計画ー平成13～17年度</p> <p>(3) 第<u>3</u>次五箇年計画ー平成18～22年度</p> <p>(4) 第<u>4</u>次五箇年計画ー平成23～27年度</p> <p><u>(5) 第5次五箇年計画ー平成28～32年度</u></p>	第5次五箇年計画策定による追加																																																												
39	<p>事業主体別事業計画額一覧 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>一</u>次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第<u>二</u>次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第<u>三</u>次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td>第<u>四</u>次計画</td> <td>931</td> <td>46,163</td> <td>3,918</td> <td>51,012</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第 <u>一</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第 <u>二</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第 <u>三</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	第 <u>四</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<p>事業主体別事業計画額一覧 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td>第<u>4</u>次計画</td> <td>931</td> <td>46,163</td> <td>3,918</td> <td>51,012</td> </tr> <tr> <td>第<u>5</u>次計画</td> <td><u>108,287</u></td> <td><u>21,422</u></td> <td><u>2,492</u></td> <td><u>132,201</u></td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第 <u>1</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第 <u>2</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第 <u>3</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	第 <u>4</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012	第 <u>5</u> 次計画	<u>108,287</u>	<u>21,422</u>	<u>2,492</u>	<u>132,201</u>	
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																																											
第 <u>一</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																																											
第 <u>二</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																																											
第 <u>三</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																																											
第 <u>四</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012																																																											
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																																											
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																																											
第 <u>1</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																																											
第 <u>2</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																																											
第 <u>3</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																																											
第 <u>4</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012																																																											
第 <u>5</u> 次計画	<u>108,287</u>	<u>21,422</u>	<u>2,492</u>	<u>132,201</u>																																																											
41	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害<u>を</u>未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。</p> <p>第3 地すべり等防止事業</p>	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第1 目的</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害<u>等</u>を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。</p> <p>第3 地すべり等防止事業</p>	記述の適正化																																																												

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考												
42	<p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は<u>66箇所約2,294.62ha</u>が指定されている。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、<u>370箇所</u>を指定しており、指定面積は<u>483.755ha</u>に及んでいる。</p> <p>第5 砂防設備 (略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、<u>1,509箇所</u>(約7,271ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p> <p>第8 宅地造成規制</p> <table border="1" data-bbox="235 890 848 1003"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法</td> <td><u>県全域</u></td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>仙台市の一部(13,162ha)</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	規制区域	都市計画法	<u>県全域</u>	宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)	<p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は<u>67箇所約2,301.13ha</u>が指定されている。</p> <p>第4 急傾斜地崩壊防止施設 (略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、<u>急傾斜地崩壊危険地区371箇所</u>を指定しており、指定面積は<u>483.898ha</u>に及んでいる。</p> <p>第5 砂防設備 (略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、<u>1,507箇所</u>(約7,271ha)となっている。県は、地震後には、必要に応じて既設砂防施設について点検を実施する。</p> <p>第8 宅地造成規制</p> <table border="1" data-bbox="1131 890 1744 1003"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>規制区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市計画法</td> <td><u>県内都市計画区域</u></td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法</td> <td>仙台市の一部(13,162ha)</td> </tr> </tbody> </table>	法律名	規制区域	都市計画法	<u>県内都市計画区域</u>	宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)	<p>時点修正</p> <p>記述の適正化 時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>記述の適正化</p>
法律名	規制区域														
都市計画法	<u>県全域</u>														
宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)														
法律名	規制区域														
都市計画法	<u>県内都市計画区域</u>														
宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)														
45	<p>第4節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設</p> <p>本県の海岸総延長は約 <u>828km</u> で、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。</p>	<p>第4節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設</p> <p>本県の海岸総延長は約 <u>830km</u> で、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。</p>													

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）								修正後								備考
	宮城県の海岸状況（平成27年3月現在）								宮城県の海岸状況（平成28年3月現在）								時点修正
	区分	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設				区分	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設				
	所管別				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	所管別				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全施 設の有効延 長	
	国土交通省 水管理・国土保 全局	m 415,653	m 92,340	m 9,2340	m 54,982	m 6,972	カ所 104	m 65,874	国土交通省 水管理・国土保 全局	m 415,635	m 92,726	m 92,726	m 55,245	m 6,757	カ所 120	m 66,589	
	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	港湾局	124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	
	農林水産省 農村振興局	29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	103	27,867	農林水産省 農村振興局	29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355	
	水産庁	258,851	108,681	92,436	22,111	21,206	351	44,036	水産庁	260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841	
	計	828,142	289,298	273,053	116,590	42,139	812	166,450	計	829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458	
	※閘門・水門には、陸閘を含む「海岸統計」平成27年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)								※閘門・水門には、陸閘を含む「海岸統計」平成28年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)								
46	第5 農地、農業施設 1 農地防災事業の推進 県及び市町村は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。 2 緊急防災用水量の確保 県及び市町村は、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。 3 ため池の点検及び改修 県は、「防災重点ため池」を中心として、老朽化、地震等により決壊や災害発生のおそれがあるものの点検を行い、計画的に改修を行う。 市町村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。								第5 農業施設 県及び市町村等は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案・農水省）」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。								地震災害に特化した内容に整理国土強靱化計画との整合性を図る
48	第5節 交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 (略) 東京航空局仙台空港事務所，東日本高速道路(株)東北支社，東日本旅客鉄道(株)								第5節 交通施設の災害対策 〈主な実施機関〉 (略) 東京航空局仙台空港事務所，東日本高速道路(株)東北支社，東日本旅客鉄道(株)								

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
50	<p>仙台支社、阿武隈急行(株)、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、_____</p> <p>第5 空港施設 (略) なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、<u>平成6年9月に締結した、仙台空港事務所、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」</u>により万全を期す。</p>	<p>仙台支社、阿武隈急行(株)、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、<u>仙台国際空港(株)</u></p> <p>第5 空港施設 (略) なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、_____「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、により万全を期す。</p>	<p>実施機関の追記</p> <p>記述の適正化</p>
51	<p>第7 地下鉄施設 地下鉄事業者(仙台市)は、阪神・淡路大震災以降に出された国の耐震補強に関する通達(平成7年度・平成13年度)に基づき、耐震補強が必要な柱等について、平成8年度から平成11年度の4ヶ年でトンネル及び高架橋を対象に、平成17年度から平成19年度にかけて単柱形式の橋脚を対象に補強工事を実施し、地下鉄<u>施設(南北線)</u>の耐震性の向上を図っている。 _____</p>	<p>第7 地下鉄施設 地下鉄事業者(仙台市)は、阪神・淡路大震災以降に出された国の耐震補強に関する通達(平成7年度・平成13年度)に基づき、耐震補強が必要な柱等について、平成8年度から平成11年度の4ヶ年でトンネル及び高架橋を対象に、平成17年度から平成19年度にかけて単柱形式の橋脚を対象に補強工事を実施し、地下鉄<u>南北線</u>の耐震性の向上を図っている。 <u>また、平成27年12月開業の地下鉄東西線においては、阪神・淡路大震災後に定められた耐震設計基準に基づき整備を行っている。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>東西線の追記</p>
52	<p>第6節 都市の防災対策 第4 都市公園施設 県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び<u>配置とネットワークを図る</u>とともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>第6節 都市の防災対策 第4 都市公園施設 県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び<u>配置を行う</u>とともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
54	<p>第7節 建築物等の耐震化対策 第1 目的 (略) 特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の<u>的確な施行により</u>、耐震診断・耐震改修の促進に努める。</p> <p>第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) 耐震性、不燃性の確保 (略)</p>	<p>第7節 建築物等の耐震化対策 第1 目的 (略) 特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の<u>的確な施行に基づき</u>、耐震診断・耐震改修の促進に努める。</p> <p>第2 公共建築物 1 公共建築物全般の対策 (1) 耐震性、不燃性の確保 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
55	<p>第3 一般建築物</p> <p>1 建築物の耐震改修の促進</p> <p>(1) 新築，増改築の建築物</p> <p>特定行政庁（建築基準法第2条第1項第32号の規定による，県，仙台市，石巻市，塩竈市，大崎市）は，新築，増改築される一定規模以上の建築物に対し，建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により，建築工事の質の向上を図る。また，宮城県地震地盤図等を参考にしながら，建築予定地盤の特性を事前指導し，建築物の耐震性能の向上を図る。</p> <p>(2) 既存の建築物</p> <p>イ 特定行政庁は，耐震関係規定に係る既存不適格建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について，耐震改修促進計画等を策定し，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布，同年12月25日施行）に基づき，所有者に対し，耐震診断，耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p>特定行政庁は，災害時における火災から人命を保護することを目的に，建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について，定期報告制度，建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより，計画的な防災指導を行い，建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第4 特殊建築物，建築設備等の維持保全対策</p> <p>特定行政庁は，建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備，昇降機等の定期調査報告の結果から，防災避難に関して特に危険性のあるものについて，改善指導を行う。</p>	<p>県及び市町村は，特に，災害時の拠点となる庁舎，指定避難所等について，非構造部材を含む耐震対策等により，発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また，指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には，優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>1 建築物の耐震改修の促進</p> <p>(1) 新築，増改築の建築物</p> <p>所管行政庁（建築基準法第2条第1項第32号の規定による，県，仙台市，石巻市，塩竈市，大崎市）は，新築，増改築される一定規模以上の建築物に対し，建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により，建築工事の質の向上を図る。また，宮城県地震地盤図等を参考にしながら，建築予定地盤の特性を事前指導し，建築物の耐震性能の向上を図る。</p> <p>(2) 既存の建築物</p> <p>イ 所管行政庁は，耐震関係規定に係る既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について，耐震改修促進計画等を策定し，「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布，同年12月25日施行）に基づき，所有者に対し，耐震診断，耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p>所管行政庁は，災害時における火災から人命を保護することを目的に，建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について，定期報告制度，建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより，計画的な防災指導を行い，建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第4 特殊建築物，建築設備等の維持保全対策</p> <p>所管行政庁は，建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備，昇降機等の定期調査報告の結果から，防災避難に関して特に危険性のあるものについて，改善指導を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
56	<p>第5 ブロック塀等の安全対策</p> <p>特定行政庁は，災害時におけるブロック塀，石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に，通学路のブロック塀を対象に，その安全性の確保を啓発するとともに，倒壊のおそれのあるものに対しては，改善指導を行う。</p> <p>また，通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は，日頃からの点検や，必要に</p>	<p>第5 ブロック塀等の安全対策</p> <p>所管行政庁は，災害時におけるブロック塀，石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に，通学路のブロック塀を対象に，その安全性の確保を啓発するとともに，倒壊のおそれのあるものに対しては，改善指導を行う。</p> <p>また，通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は，日頃からの点検や，必要に</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
	<p>応じて補強，撤去等を行^う新たに設置する場合には施工，設置基準を遵守するなど，ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第 6 落下物防止対策</p> <p>1 調査及び改善指導</p> <p><u>特定行政庁</u>は，市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため，調査と改善指導を行う。</p>	<p>応じて補強，撤去等を行^い，新たに設置する場合には施工，設置基準を遵守するなど，ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第 6 落下物防止対策</p> <p>1 調査及び改善指導</p> <p><u>所管行政庁</u>は，市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため，調査と改善指導を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
57	<p>第8 高層建築物における安全対策</p> <p>2 長周期 <u>振動</u>対策及び啓発の実施</p>	<p>第8 高層建築物における安全対策</p> <p>2 長周期 <u>地震動</u>対策及び啓発の実施</p>	記述の適正化
58	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>平成七年十二月二十五日施行</p>	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>平成七年十二月二十五日施行</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
59	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p>	<p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p>	記述の適正化
61	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第4 工業用水道施設</p> <p>1 工業用水道施設の耐震性の確保</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策</p> <p>第4 工業用水道施設</p> <p>1 工業用水道施設の耐震性強化</p>	表現の修正
62	<p>2 復旧用資機材の整備</p> <p>工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるよう<u>復旧用資材</u>を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	<p>2 復旧用資機材の整備</p> <p>工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるよう <u>復旧用資機材</u>を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	表現の修正
70	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3)普及・啓発等の実施</p> <p>(略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底</p> <p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(3)普及・啓発等の実施</p> <p>(略)</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 避難行動に関する知識</p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
71	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の<u>近隣の待避場所</u>への避難 (略) ⑥ 家庭内での予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <u>(新設)</u> (略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「<u>近隣の安全な場所</u>」への避難や「<u>屋内安全確保</u>」 (略) ⑥ 家庭内での予防・安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <u>・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> (略) 	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
72	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ロ 災害時通信方法の普及促進</p> <p>携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける<u>w i - f i</u>接続サービスなどの普及を促進する</p>	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ロ 災害時通信方法の普及促進</p> <p>携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける<u>W i - F i</u>接続サービスなどの普及を促進する。</p>	<p>記述の適正化</p>
82	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(4) 要配慮者の情報把握・共有</p> <p>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>本人</u>の<u>了解</u>を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>市町村長の<u>避難勧告</u>又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(4) 要配慮者の情報把握・共有</p> <p>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>本人</u>の<u>同意</u>を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 災害発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施</p> <p>市町村長の<u>避難勧告等</u>又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>記述の統一。</p> <p>記述の統一</p>
88	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第14節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施 (略)</p> <p><u>(3) 被害の拡大防止</u></p> <p><u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	(3) 帰宅困難者対策の実施	<u>の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u> (4) 帰宅困難者対策の実施	
91	第16節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。	第16節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。 <u>特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。</u>	防災基本計画の修正
94	9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略)	9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略) <u>なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</u>	記述の適正化
104	第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 2 警戒本部・特別警戒本部 県内で震度4を観測し、かつ被害が発生したときに警戒本部を設置し、また、震度5(弱、強)を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	第17節 職員の配備体制 第2 県の配備体制 2 警戒本部・特別警戒本部 県内で震度4を観測したときに警戒本部を設置し、また、震度5弱もしくは震度5強を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	記述の適正化
110	第18節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリポートが被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備について検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。	第18節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県は、 <u>東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始する。</u>	記述の適正化

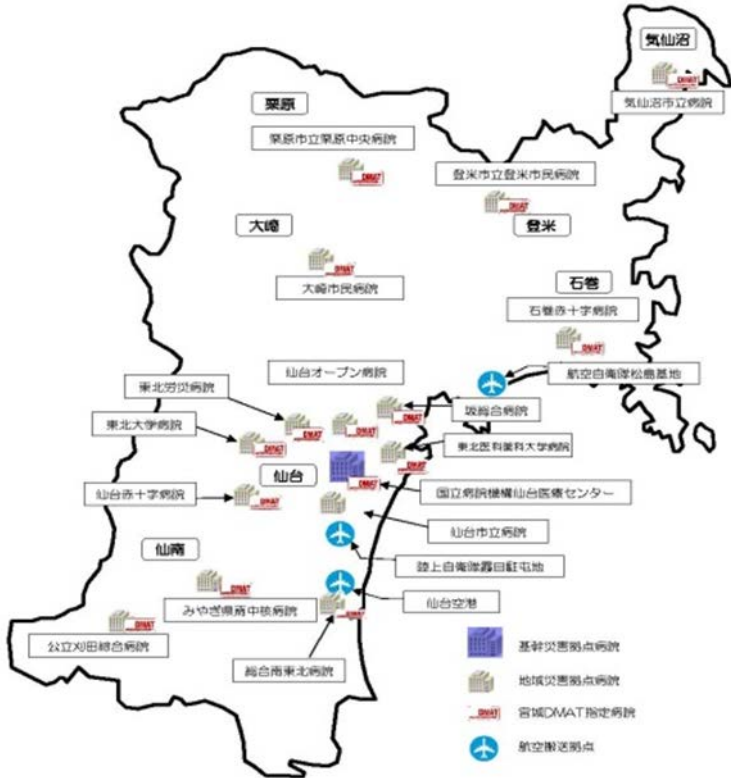
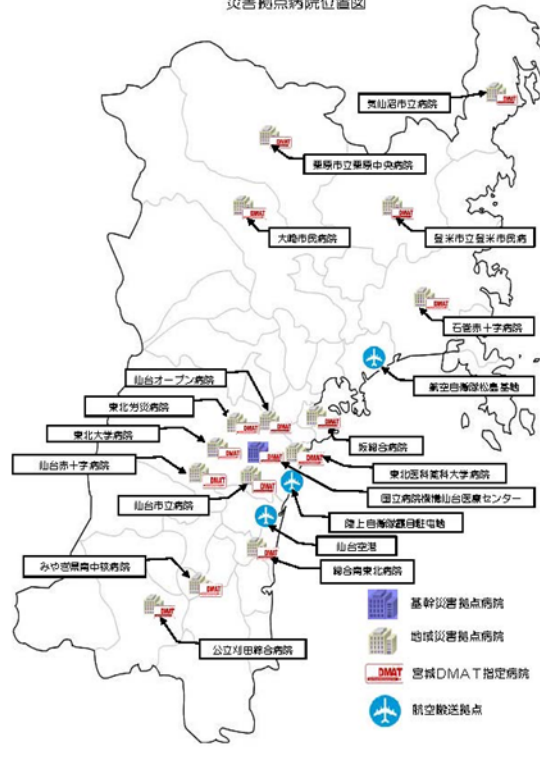
宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																		
115	第19節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 (5) 他都道府県被災時の応援体制 県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。	第19節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 (5) 他都道府県被災時の応援体制 県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。 <u>なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。</u>	防災基本計画の修正																		
118	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく_____ _____など_____ _____, 民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、 <u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u> など <u>協力体制を構築し</u> 、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	防災基本計画の修正																		
119	第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。 <table border="1" data-bbox="174 879 1055 981"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>被災地の災害拠点病院</td> <td>地域でのDMA T活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)	(略)	(略)	DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMA T活動	第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。 <table border="1" data-bbox="1070 879 1951 981"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>被災地の災害拠点病院等</td> <td>地域でのDMA T活動</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)	(略)	(略)	DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動	記述の適正化
名称	設置・出務場所	業務内容																			
(略)	(略)	(略)																			
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMA T活動																			
名称	設置・出務場所	業務内容																			
(略)	(略)	(略)																			
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動																			

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
120	<p>宮城県災害医療救護体制図</p> <p>宮城県災害医療救護体制図（現行）の組織図は、宮城県災害対策本部（県庁）が中心となり、保健福祉部長を統括する。その下に宮城県災害医療本部があり、部長は保健福祉部長、副本部長は災害医療部長、副本部長は災害医療部長、副本部長は災害医療部長と記載されている。また、災害医療本部には、宮城県DMAT調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。さらに、災害医療本部には、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。また、災害医療本部には、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。また、災害医療本部には、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。</p> <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本図は指揮命令系統を、破線矢印は連携調整系統をそれぞれ示す。 ② 災害医療コーディネーターは、出先となる災害医療本部、地域災害医療本部内の各本部等と連携して活動する。 ③ 災害医療コーディネーターは、互いに連携して活動する。 ④ 災害医療調整本部は、地域災害医療本部及び地域災害医療本部と連携して活動する。 ⑤ 被災地内でのDMATの活動に当たっては、地元消防機関との連携に配慮する。 ⑥ 仙台市については、災害医療本部が災害医療調整本部（市及び医療関係団体により設置）と連携して活動する。 	<p>宮城県災害医療救護体制図</p> <p>宮城県災害医療救護体制図（修正後）の組織図は、宮城県災害対策本部（県庁）が中心となり、保健福祉部長を統括する。その下に宮城県災害医療本部があり、部長は保健福祉部長、副本部長は災害医療部長、副本部長は災害医療部長と記載されている。また、災害医療本部には、宮城県DMAT調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。さらに、災害医療本部には、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。また、災害医療本部には、災害医療調整本部、災害医療調整本部、災害医療調整本部が設置されている。</p> <p>【注】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本図は指揮命令系統を、破線矢印は連携調整系統をそれぞれ示す。 ② 災害医療コーディネーターは、出先となる災害医療本部、地域災害医療本部内の各本部等と連携して活動する。 ③ 災害医療コーディネーターは、互いに連携して活動する。 ④ 災害医療調整本部は、地域災害医療本部及び地域災害医療本部と連携して活動する。 ⑤ 被災地内でのDMATの活動に当たっては、地元消防機関との連携に配慮する。 ⑥ 仙台市については、災害医療本部が災害医療調整本部（市及び医療関係団体により設置）と連携して活動する。 	<p>組織改正に伴う図の差し替え</p> <p>組織改正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																		
122	<p>(略)</p> <p>(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）</p> <p>イ 県は，災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を<u>県内に1か所</u>，「地域災害拠点病院」を<u>地域災害医療支部管内ごとに</u>設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院</td> </tr> <tr> <td><u>大崎</u></td> <td><u>大崎市民病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>栗原</u></td> <td><u>栗原市立栗原中央病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>登米</u></td> <td><u>登米市立登米市民病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>石巻</u> <u>気仙沼</u></td> <td><u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院	<u>大崎</u>	<u>大崎市民病院</u>	<u>栗原</u>	<u>栗原市立栗原中央病院</u>	<u>登米</u>	<u>登米市立登米市民病院</u>	<u>石巻</u> <u>気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>	<p>(略)</p> <p>(4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院）</p> <p>イ 県は，災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」<u>及び</u>「地域災害拠点病院」を_____設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院</td> </tr> <tr> <td><u>大崎・栗原</u></td> <td><u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>石巻・登米・気仙沼</u></td> <td><u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院	<u>大崎・栗原</u>	<u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u>	<u>石巻・登米・気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>	<p>記述の適正化</p> <p>二次医療圏域毎に修正。</p>
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																			
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																			
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院																																			
	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院																																			
	<u>大崎</u>	<u>大崎市民病院</u>																																			
	<u>栗原</u>	<u>栗原市立栗原中央病院</u>																																			
	<u>登米</u>	<u>登米市立登米市民病院</u>																																			
	<u>石巻</u> <u>気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>																																			
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																			
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																			
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院																																			
	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院，東北医科薬科大学病院，坂総合病院，総合南東北病院																																			
	<u>大崎・栗原</u>	<u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u>																																			
	<u>石巻・登米・気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>																																			

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
123	<p style="text-align: center;">宮城県「災害拠点病院」位置図</p> 	<p style="text-align: center;">災害拠点病院位置図</p> 	<p>時点修正</p>
127	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月)</p> <p>医療機関 141, 消防本部12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所) 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成29年3月)</p> <p>医療機関 156, 消防本部12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所) 仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p>	<p>宮城県災害福祉</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
129	(新設)	<p>第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築 <u>県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。</u></p>	広域支援ネットワーク協議会の設立に伴う修正
133	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送ネットワークの形成 1 緊急輸送ネットワークの設定 県及び関係機関は、多重化や代替性_____を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、空港等、トラックターミナル、卸売市場等)</u>。_____について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、_____緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 第2 緊急輸送ネットワークの形成 1 緊急輸送ネットワークの設定 県及び関係機関は、多重化や代替性・<u>利便性等</u>を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u>について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、<u>県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける</u>緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	防災基本計画の修正
134	<p>第3 緊急輸送道路の確保 4 道路啓開体制の整備 道路管理者_____は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p>	<p>第3 緊急輸送道路の確保 4 道路啓開体制の整備 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p>	防災基本計画の修正
137	<p>第23節 避難対策 第3 避難場所の確保 1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略) また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等</u>を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p>	<p>第23節 避難対策 第3 避難場所の確保 1 市町村の対応 (1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底 (略) また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所</u>への移動又は<u>屋内安全確保</u>等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
150	<p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者<u>と</u>の情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者<u>等</u>等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者<u>等</u>との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、<u>外国人</u>等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
159 160	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び<u>従事者</u>等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。</p> <p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣<u>等</u>により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体<u>等</u>等の福祉関係者との連携に努める。</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び<u>施設職員</u>等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時に取るべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。</p> <p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣<u>により</u>介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、<u>高齢者団体</u>等の福祉関係者との連携に努める。</p>	<p>記述の統一。</p> <p>記述の適正化。</p> <p>記述の適正化。</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
161	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新 (略)</p> <p>また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する_____。</p> <p>ロ 名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、_____あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、_____多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新 (略)</p> <p>また、避難行動要支援名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>ロ 名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、<u>あるいは当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、<u>多様な主体の協力を得ながら、</u>避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
163	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体_____等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及</p> <p>県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、<u>高齢者団体</u>等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及</p> <p>県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(<u>ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの</u>)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
164	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>15,000人</u>(平成25年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、</p>	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>19,000人</u>(平成28年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
	外国人旅行者についても念頭に置きながら，防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	外国人旅行者についても念頭に置きながら，防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	
169	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第 2 処理体制</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、<u>あらかじめ策定する</u>災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p>	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第 2 処理体制</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、<u> </u>災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p>	<p>「宮城県災害廃棄物処理計画」は策定済みのため。</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
173	第1節 情報の収集・伝達	第1節 情報の収集・伝達	
	第2 緊急地震速報	第2 緊急地震速報	
	2 緊急地震速報の伝達 (略)	2 緊急地震速報の伝達 (略)	
174	総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を _____ 防災行政無線 _____ 等により、住民等への伝達に努める。 _____	総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した県及び市町村は、伝達を受けた緊急地震速報を <u>市町村</u> 防災行政無線 <u>(戸別受信機を含む。)</u> 等により、住民等への伝達に努める。 <u>また、市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</u>	防災基本計画の修正
176	第4 災害情報収集・伝達	第4 災害情報収集・伝達	
	1 地震発生直後の被害の収集・伝達	1 地震発生直後の被害の収集・伝達	
	(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 _____	(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。</u>	防災基本計画の修正
	(3) (略) また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 _____ (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省) <u>又は県</u> に連絡する。	(3) (略) また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 <u>又は県</u> (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は <u>直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u>) _____ に連絡する。	防災基本計画の修正
	(4) (略)	(4) (略)	
	(5) (略)	(5) (略)	
177	<u>(新設)</u> (6) (略) (7) (略) (8) (略)	<u>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。</u> (7) (略) (8) (略) (9) (略)	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
182	<p>第 1 節 情報の収集・伝達</p> <p>第 5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る</p>	<p>第 1 節 情報の収集・伝達</p> <p>第 5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(2) 非常時の通信の確保</p> <p>ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動電源車の貸与を行う。</p>	記述の充実
190	<p>第 3 節 防災活動体制</p> <p>第 3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、県下に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。</p> <p>また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。</p> <p>(1) 警戒配備(0号)</p> <p>宮城県で震度 4 を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号)</p> <p>県内で震度 4 を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号)</p> <p>県内で震度 5 (弱・強) を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p>(4) 非常配備(3号)</p> <p>県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震及び津波が発生したと判断したときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p>	<p>第 3 節 防災活動体制</p> <p>第 3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制</p> <p>県内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。</p> <p>なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。</p> <p>(1) 警戒配備(0号)</p> <p>宮城県で震度 4 を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号)</p> <p>県内で震度 4 を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号)</p> <p>県内で震度 5 弱もしくは震度 5 強を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p>(4) 非常配備(3号)</p> <p>県内で震度 6 弱以上の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表されたときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考													
200	<p>第 4 節 相互応援活動</p> <p>第 6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ</p> <p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成26年 4 月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	<p>第 4 節 相互応援活動</p> <p>第 6 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ</p> <p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画_____」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	記述の適正化													
204	<p>第 5 節 災害救助法の適用</p> <p>第 3 救助の実施の委任 (略)</p> <p>12 応急救助のための賃金職員雇上費 (新設)</p>	<p>第 5 節 災害救助法の適用</p> <p>第 3 救助の実施の委任 (略)</p> <p>12 応急救助のための賃金職員雇上費</p> <p><u>【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】</u></p> <p><u>救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表 1 のとおり救助の実施者を定める。</u></p> <p><u>ただし、災害毎の被災範囲や被災場所（市町村の行政機能が損なわれるような状況）等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。</u></p> <p><u>表 1 災害の規模に応じた救助の実施者</u></p> <table border="1" data-bbox="1070 932 1901 1305"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1070 932 1373 1007">実施者</th> <th data-bbox="1373 932 1901 1007">救助の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 1007 1261 1155" rowspan="2">局地災害の場合</td> <td data-bbox="1261 1007 1373 1082">市町村</td> <td data-bbox="1373 1007 1901 1082"><u>全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1082 1373 1155">県</td> <td data-bbox="1373 1082 1901 1155">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 1155 1261 1305" rowspan="2">広域災害の場合</td> <td data-bbox="1261 1155 1373 1230">市町村</td> <td data-bbox="1373 1155 1901 1230"><u>県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 1230 1373 1305">県</td> <td data-bbox="1373 1230 1901 1305"><u>応急仮設住宅の供与</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。</u></p>	実施者		救助の種類	局地災害の場合	市町村	<u>全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u>	県	—	広域災害の場合	市町村	<u>県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u>	県	<u>応急仮設住宅の供与</u>	災害の規模に応じた救助の区分を追加
実施者		救助の種類														
局地災害の場合	市町村	<u>全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u>														
	県	—														
広域災害の場合	市町村	<u>県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任 (法第 13 条第 1 項))</u>														
	県	<u>応急仮設住宅の供与</u>														

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
216	<p>第 8 節 医療救護活動</p> <p>第 3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、<u>県医師会</u>等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>国立病院機構</u>、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>第 8 節 医療救護活動</p> <p>第 3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、<u>県医師会</u>、<u>県歯科医師会</u>等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人</u>国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p>	<p>機関の追記</p> <p>記述の適正化</p>
219	<p>第 6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会<u>と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」</u>に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。</p>	<p>第 6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会<u>及び宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」</u>に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。</p>	<p>新たに協定を締結</p>
230	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第 5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p>	<p>第 10 節 交通・輸送活動</p> <p>第 5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
236	<p>第 3 避難の勧告又は指示の内容及び周知</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(3) 周知内容</p> <p><u>避難指示</u>等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>第 4 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動又は<u>屋内での待避等の安全確保措置</u>を講ずべきことにも留意する。</p>	<p><u>えって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>第 3 避難の勧告又は指示の内容及び周知</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p>(3) 周知内容</p> <p><u>避難勧告</u>等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>第 4 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動又は<u>「屋内安全確保」</u>の措置を講ずべきことにも留意する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
244	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第 4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>比較的規模の小さい</u>災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p>第 13 節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第 4 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における _____ 災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
245	<p>第 6 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>1 (略)</p>	<p>第 6 住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p><u>県は「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」に基づき、災害が発生し必要と認めるときは、応急修理業者の情報提供と応急修理業者に対する技術支援を宮城県建設職組合連合会、一般社団法人みやぎ中小建設業協会及び宮城県優良住宅協会に要請する。</u></p> <p>1 (略)</p>	<p>県の役割を追加</p>
251	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第 3 外国人への支援活動</p>	<p>第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第 3 外国人への支援活動</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h以下 の 速度で注意運転 (ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h以下 の 速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止	(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h未 満 の速度で注意運転 (ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h未 満 の速度で最徐行運転し、次駅到着後運転休止	記述の適正化
300	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 第6 毒物・劇物貯蔵施設 情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 第6 毒物・劇物貯蔵施設 情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	実態に合わせ図の差し替え
309	<p>第29節 応急公用負担等の実施 第2 応急公用負担等の権限 2 警察官又は海上保安官</p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施 第2 応急公用負担等の権限 2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p>	記述の適正化
316 318	<p>第4章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 第3 災害復旧計画 3 事業の実施 (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期 <u> </u> を明示する。</p>	<p>第4章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 第3 災害復旧計画 3 事業の実施 (5) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期 <u>の目安</u> を明示する。</p>	防災基本計画の修正

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
320	<p data-bbox="174 225 398 252">第 2 節 生活再建支援</p> <p data-bbox="174 260 241 287">(新規)</p> <p data-bbox="174 475 421 502">第 2 罹災証明書の交付</p> <p data-bbox="219 510 1057 611">市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>災害による住宅等の被害程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。</u></p> <p data-bbox="241 722 1057 750">県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、</p> <p data-bbox="219 866 1057 1042">被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、<u>被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p data-bbox="174 1085 358 1112">第 3 被災者台帳</p> <p data-bbox="219 1120 1057 1220">市町村は、<u>必要に応じて</u>、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を <u>作成</u> し、被災者の<u>支援</u>の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p data-bbox="174 1264 488 1323">第 4 被災者生活再建支援制度 (略)</p>	<p data-bbox="1070 225 1294 252">第 2 節 生活再建支援</p> <p data-bbox="1070 260 1361 287">第 2 住宅に関する各種調査</p> <p data-bbox="1115 295 1953 434">市町村は、<u>被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は市町村の活動の支援に努める。</u></p> <p data-bbox="1070 475 1317 502">第 3 罹災証明書の交付</p> <p data-bbox="1115 510 1953 718">市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、<u>住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進める</u>などして、<u>罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p> <p data-bbox="1115 726 1953 1042">県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、<u>平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。</u></p> <p data-bbox="1070 1085 1254 1112">第 4 被災者台帳</p> <p data-bbox="1115 1120 1953 1220">市町村は、<u>個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用</u>し、被災者の<u>支援</u>の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p data-bbox="1070 1264 1384 1323">第 5 被災者生活再建支援制度 (略)</p> <p data-bbox="1070 1366 1361 1393">第 6 地震保険・共済の活用</p>	<p data-bbox="1966 295 2123 354">防災基本計画の修正</p> <p data-bbox="1966 547 2123 606">防災基本計画の修正</p> <p data-bbox="1966 722 2123 782">防災基本計画の修正</p> <p data-bbox="1966 1120 2123 1220">防災基本計画の修正を反映 記述の適正化</p> <p data-bbox="1966 1366 2123 1393">防災基本計画の</p>
322	<p data-bbox="174 1377 465 1404">第 5 地震保険 の活用</p>	<p data-bbox="1070 1377 1361 1404">第 6 地震保険・共済 の活用</p>	<p data-bbox="1966 1377 2123 1404">防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
	<p><u>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進にも努める。</u></p> <p><u>第 6</u> 資金の貸付け <u>第 7</u> 生活保護 <u>第 8</u> その他救済制度 <u>第 9</u> 税負担等の軽減 <u>第 10</u> 応急金融対策 <u>第 11</u> 雇用対策 <u>第 12</u> 相談窓口の設置</p>	<p><u>県、市町村等は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>第 7</u> 資金の貸付け <u>第 8</u> 生活保護 <u>第 9</u> その他救済制度 <u>第 10</u> 税負担等の軽減 <u>第 11</u> 応急金融対策 <u>第 12</u> 雇用対策 <u>第 13</u> 相談窓口の設置</p>	<p>修正を反映</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考								
	第1章 総則	第1章 総則									
1	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した_____東北地方太平洋沖地震_____と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災_という。)は、(以下略)	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した <u>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(以下「東北地方太平洋沖地震」という。)</u> と地震に伴い発生した大津波(以下「東日本大震災」という。)は、(以下略)	記述の適正化								
3	第5 基本方針 1 「減災」に向けた対策の推進 (略) そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や_____ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。 (略)	第5 基本方針 1 「減災」に向けた対策の推進 (略) そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、防災教育の徹底や <u>津波</u> ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。 (略)	記述の統一								
4	2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略)	2 津波避難を迅速かつ円滑に行うための体制整備 (略)									
	4 そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報(以下「津波警報等」という。)等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や <u>研修の充実</u> 、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。	4 そのため、大津波警報、津波警報、津波注意報(以下「津波警報等」という。)等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的な <u>津波</u> ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や <u>計画的かつ継続的な研修の実施</u> 、緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。	記述の統一 防災基本計画の修正								
	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】	第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・沿岸市町】									
10	<table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沿岸市町</td> <td>(13) <u>自主防災組織の育成及び</u>ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	沿岸市町	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備	<table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沿岸市町</td> <td>(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	沿岸市町	(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備	記述の適正化
宮城県教育委員会	(略)										
沿岸市町	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備										
宮城県教育委員会	(略)										
沿岸市町	(13) _____ボランティアによる防災活動の環境整備										
12	【指定地方行政機関】 <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table>	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	【指定地方行政機関】 <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院東北地方測量部</u></td> <td><u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u></td> </tr> </table>	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u>	対象機関の追加
東京航空局仙台空港事務所	(略)										
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>										
東京航空局仙台空港事務所	(略)										
<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u>										

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																
15	<table border="1"> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【指定公共機関】</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	仙台管区气象台	(略)	【指定公共機関】		KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【指定公共機関】</td> </tr> <tr> <td>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社イトーヨーカ 堂 イオン株式会社 株式会社セブンーイレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリー マート 株式会社セブン&ア イ・ホールディングス</td> <td>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給</td> </tr> </table>	仙台管区气象台	(略)	【指定公共機関】		KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社	(略)	株式会社イトーヨーカ 堂 イオン株式会社 株式会社セブンーイレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリー マート 株式会社セブン&ア イ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給	対象機関の追加
	仙台管区气象台	(略)																	
【指定公共機関】																			
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社	(略)																		
(新設)	(新設)																		
仙台管区气象台	(略)																		
【指定公共機関】																			
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社 ソフトバンク株式会社	(略)																		
株式会社イトーヨーカ 堂 イオン株式会社 株式会社セブンーイレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリー マート 株式会社セブン&ア イ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給																		
17	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網の整備として高精度な津波即時予測システムの開発、地震像の解明等を行うため、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)の東北地方太平洋沖への整備が実施されている。</p> <p>本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、重要であることから関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。</p> <p>なお、国の中央防災会議においては、<u>「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られている。</u></p>	<p>第3節 宮城県内の地震等観測体制 (略)</p> <p>さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網(S-net)の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置(地震計・水圧計)により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や津波警報の早期発信が期待されている。</p> <p>本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、重要であることから関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。</p> <p>なお、国の中央防災会議においては、<u>東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。</u></p>	記述の適正化																

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
19	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第2 津波対策の方向性</p> <p>宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、<u>避難勧告や避難指示</u>の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。</p>	<p>第4節 宮城県の津波被害</p> <p>第2 津波対策の方向性</p> <p>宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が襲来した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波警報等の情報収集・伝達の手順、<u>避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告、避難指示(緊急)</u>（以下「<u>避難指示(緊急)等</u>」という。）の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p>
28	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び市町村から住民への伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や<u>ハザードマップ</u>より大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び市町村から住民への伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や<u>津波ハザードマップ</u>より大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。 (略)</p>	<p>記述の統一</p>
31	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第4 計画相互の有機的な連携</p> <p>沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、<u>ハザードマップ</u>等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) <u>第1次</u>五箇年計画—平成8～12年度</p> <p>(2) <u>第2次</u>五箇年計画—平成13～17年度</p> <p>(3) <u>第3次</u>五箇年計画—平成18～22年度</p> <p>(4) <u>第4次</u>五箇年計画—平成23～27年度 <u>(新規)</u></p>	<p>第2節 津波に強いまちの形成</p> <p>第4 計画相互の有機的な連携</p> <p>沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、<u>津波ハザードマップ</u>等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) <u>第1次</u>五箇年計画—平成8～12年度</p> <p>(2) <u>第2次</u>五箇年計画—平成13～17年度</p> <p>(3) <u>第3次</u>五箇年計画—平成18～22年度</p> <p>(4) <u>第4次</u>五箇年計画—平成23～27年度</p> <p><u>(5) 第5次五箇年計画—平成28～32年度</u></p>	<p>記述の統一</p> <p>第5次五箇年計画策定による追加</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																								
32	<p>事業主体別事業計画額一覧（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>一</u>次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第<u>二</u>次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第<u>三</u>次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td>第<u>四</u>次計画</td> <td>931</td> <td>46,163</td> <td>3,918</td> <td>51,012</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第 <u>一</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第 <u>二</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第 <u>三</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	第 <u>四</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012	<p>事業主体別事業計画額一覧（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第<u>1</u>次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第<u>2</u>次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第<u>3</u>次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td>第<u>4</u>次計画</td> <td>931</td> <td>46,163</td> <td>3,918</td> <td>51,012</td> </tr> <tr> <td>第<u>5</u>次計画</td> <td>108,287</td> <td>21,422</td> <td>2,492</td> <td>132,201</td> </tr> </tbody> </table>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第 <u>1</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第 <u>2</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第 <u>3</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	第 <u>4</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012	第 <u>5</u> 次計画	108,287	21,422	2,492	132,201																																																																																																		
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																																																																																																																																							
第 <u>一</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																																																																																																																																							
第 <u>二</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																																																																																																																																							
第 <u>三</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																																																																																																																																							
第 <u>四</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012																																																																																																																																																							
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																																																																																																																																							
第 <u>1</u> 次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																																																																																																																																							
第 <u>2</u> 次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																																																																																																																																							
第 <u>3</u> 次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																																																																																																																																							
第 <u>4</u> 次計画	931	46,163	3,918	51,012																																																																																																																																																							
第 <u>5</u> 次計画	108,287	21,422	2,492	132,201																																																																																																																																																							
36	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設</p> <p>宮城県の海岸状況(平成27年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全海 岸延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域指定済長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>開門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施設 の有効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>力所</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保全局</td> <td></td> <td>415,653</td> <td>92,340</td> <td>92,340</td> <td>54,982</td> <td>6,972</td> <td>104</td> <td>65,874</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td></td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>254</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td></td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>29,039</td> <td>20,348</td> <td>7,519</td> <td>103</td> <td>27,867</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td></td> <td>258,851</td> <td>108,681</td> <td>92,436</td> <td>22,111</td> <td>21,206</td> <td>351</td> <td>44,036</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>828,142</td> <td>289,298</td> <td>273,053</td> <td>116,590</td> <td>42,139</td> <td>812</td> <td>166,450</td> </tr> </tbody> </table> <p>※開門・水門には、陸開を含む 「海岸統計」平成23年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)</p>	所管別	区分	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設				堤防	護岸	開門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長	国土交通省		m	m	m	m	m	力所	m	水管理・国土保全局		415,653	92,340	92,340	54,982	6,972	104	65,874	港湾局		124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	農林水産省									農村振興局		29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	103	27,867	水産庁		258,851	108,681	92,436	22,111	21,206	351	44,036	計		828,142	289,298	273,053	116,590	42,139	812	166,450	<p>第3節 海岸保全施設等の整備 第2 海岸保全施設等の整備 1 本県の海岸保全施設</p> <p>宮城県の海岸状況(平成28年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所管別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">要保全海 岸延長</th> <th rowspan="2">海岸保全区 域延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>開門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全施設 の有効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td></td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>力所</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保全局</td> <td></td> <td>415,635</td> <td>92,726</td> <td>92,726</td> <td>55,245</td> <td>6,757</td> <td>120</td> <td>66,589</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td></td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>59,238</td> <td>19,149</td> <td>6,442</td> <td>254</td> <td>28,673</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td></td> <td>29,616</td> <td>29,831</td> <td>29,616</td> <td>20,685</td> <td>7,670</td> <td>194</td> <td>28,355</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td></td> <td>260,018</td> <td>114,586</td> <td>98,302</td> <td>23,094</td> <td>22,028</td> <td>336</td> <td>45,841</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>829,868</td> <td>296,381</td> <td>279,882</td> <td>118,173</td> <td>42,897</td> <td>904</td> <td>169,458</td> </tr> </tbody> </table> <p>※開門・水門には、陸開を含む 「海岸統計」平成28年度版(国土交通省水管理・国土保全局編)</p>	所管別	区分	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設				堤防	護岸	開門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長	国土交通省		m	m	m	m	m	力所	m	水管理・国土保全局		415,635	92,726	92,726	55,245	6,757	120	66,589	港湾局		124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673	農林水産省									農村振興局		29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355	水産庁		260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841	計		829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458	時点修正
所管別	区分						海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域指定済長	海岸保全施設																																																																																																																																																	
		堤防	護岸	開門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長																																																																																																																																																						
国土交通省		m	m	m	m	m	力所	m																																																																																																																																																			
水管理・国土保全局		415,653	92,340	92,340	54,982	6,972	104	65,874																																																																																																																																																			
港湾局		124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673																																																																																																																																																			
農林水産省																																																																																																																																																											
農村振興局		29,039	29,039	29,039	20,348	7,519	103	27,867																																																																																																																																																			
水産庁		258,851	108,681	92,436	22,111	21,206	351	44,036																																																																																																																																																			
計		828,142	289,298	273,053	116,590	42,139	812	166,450																																																																																																																																																			
所管別	区分	海岸線 総延長	要保全海 岸延長	海岸保全区 域延長	海岸保全施設																																																																																																																																																						
					堤防	護岸	開門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長																																																																																																																																																			
国土交通省		m	m	m	m	m	力所	m																																																																																																																																																			
水管理・国土保全局		415,635	92,726	92,726	55,245	6,757	120	66,589																																																																																																																																																			
港湾局		124,599	59,238	59,238	19,149	6,442	254	28,673																																																																																																																																																			
農林水産省																																																																																																																																																											
農村振興局		29,616	29,831	29,616	20,685	7,670	194	28,355																																																																																																																																																			
水産庁		260,018	114,586	98,302	23,094	22,028	336	45,841																																																																																																																																																			
計		829,868	296,381	279,882	118,173	42,897	904	169,458																																																																																																																																																			
37	<p>6 海岸堤防の整備 (1) 海岸堤防の基本計画堤防高について 県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さを想定し、その高さを基準として、海岸堤防の計画堤防高を決定する。</p> <p>(3) 海岸堤防の整備高さについて 基本計画堤防高一覧 単位：m (T.P.)</p>	<p>6 海岸堤防の整備 (1) 海岸堤防の基本計画堤防高について 県は、痕跡高や歴史記録・文献等の調査で判明した過去の津波の実績と、必要に応じて行うシミュレーションに基づくデータを用いて、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さで設定するものと、高潮対策に必要な高さを比較し、いずれか高い方を海岸堤防の計画堤防高とする。</p> <p>(3) 海岸堤防の整備高さについて 基本計画堤防高一覧 単位：m (T.P.)</p>	記述の適正化																																																																																																																																																								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）							修正後							備考		
	地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高				地域海岸名	今次津波痕跡高	対象地震	基本計画堤防高						
代表高				起点	終点	高さ	代表高				起点	終点	高さ				
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0	大島西部	12.1	明治三陸地震	7.0	大初平	浦の浜	7.0	時点修正		
					浦の浜	田尻	7.8							浦の浜		田尻	7.5
					田尻	龍舞崎	7.0							田尻		龍舞崎	7.0
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
38	8 防潮林の整備 県は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・ <u>風害</u> の防備等の災害防止機能に加え、 <u>津波流速の減殺による背後の家屋等の被害軽減や、流木・船舶等の漂流物の内陸への遡上防止のため、防潮林</u> の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。							8 海岸防災林及び治山施設 の整備 県及び <u>東北森林管理局</u> は、地域の防災機能の確保を図る観点から、飛砂・ <u>潮害</u> の防備等の災害防止機能に加え、 <u>津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害を軽減するため、海岸防災林及び海岸防災林の機能を補完するための治山施設(防潮護岸工等)</u> の整備について検討を行うとともに、その維持に努める。							記述の適正化		
	第6 農業用施設等における地震・津波対策 <u>地震・津波による農業被害については、農業用施設の損壊、津波による海水の浸水、農地への土砂・がれきの堆積が想定される。これらはいずれも半年～数年程度の間、農地の利用を不能にする可能性があることから、県は、国の協力の下、これらの被害を防止するため、堤防等の整備を推進する。また、海水による土壌塩害は、灌排水による除塩で被害の軽減も不可能ではないことから、用水確保と排水機能の強化を推進する。</u>							第6 農業用施設等における地震・津波対策 <u>沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。</u>							記述の適正化		
39	第4節 交通施設の災害対策 <主な実施機関> 県(震災復興・企画部、農林水産部、土木部)、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、							第4節 交通施設の災害対策 <主な実施機関> 県(震災復興・企画部、農林水産部、土木部)、県警察本部、沿岸市町、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、仙台空港鉄道(株)、宮城県道路公社、仙台市交通局、 <u>仙台国際空港(株)</u>							実施機関の追記		
41	第5 空港施設 1 緊急避難体制の構築 (1) 津波避難計画の策定 <u>空港管理者</u> は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするため、空港における津波浸水予想、津波情報の入手・伝達方法、避難場所、避難経路、避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。 (2) 乗客・乗員の安全確保対策							第5 空港施設 1 緊急避難体制の構築 (1) 津波避難計画の策定 <u>仙台国際空港株式会社</u> は、地震・津波発生時における、ターミナル地区の旅客、周辺住民、空港関連職員等の避難対策として、広大な用地内のどこにいても避難が可能となり、また、初めての来訪者も円滑に避難できるようにするため、空港における津波浸水予想、津波情報の入手・伝達方法、避難場所、避難経路、避難の初動及び避難場所での安全確保等を定める津波避難計画を策定する。 (2) 乗客・乗員の安全確保対策							管理者の変更		

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
42	<p><u>空港管理者</u>は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</p> <p>2 空港機能の早期復旧対策の構築</p> <p>(1) 津波早期復旧計画の策定 空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、<u>空港管理者</u>は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。</p> <p>(2) 漂流物及び電源確保対策の検討 <u>空港管理者</u>は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、漂流物対策や仮設電源設備の確保等に努める。</p> <p>3 応急活動のための対応 空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震・津波による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。 なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、<u>平成6年9月に締結した、仙台空港事務所、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」</u>により万全を期す。</p>	<p><u>仙台国際空港株式会社</u>は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保するなど、旅客機内の乗客・乗員の安全確保に努める。</p> <p>2 空港機能の早期復旧対策の構築</p> <p>(1) 津波早期復旧計画の策定 空港施設は、発災後の初期段階において、救急・救命、捜索・救助、情報収集等の災害応急対策や、緊急物資・人員の輸送活動のための航空機の利用を可能とした活動の拠点として機能させることが必要である。このため、<u>仙台国際空港株式会社</u>は、被災後の空港機能をどのような工程で復旧させていくかについて、復旧作業に関する機関の意見・助言等を踏まえ、その行動計画等を定める津波早期復旧計画を策定する。</p> <p>(2) 漂流物及び電源確保対策の検討 <u>仙台国際空港株式会社</u>は、津波被害からの早期復旧を図るため津波早期復旧計画に基づき、漂流物対策や仮設電源設備の確保等に努める。</p> <p>3 応急活動のための対応 空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震・津波による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。 なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、<u>「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」</u>により万全を期す。</p>	管理者の変更
47	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>1 建築物の耐震改修の促進</p> <p>(1) 新築、増改築の建築物 <u>特定行政庁</u>（建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。</p> <p>(2) 既存の建築物 イ <u>特定行政庁</u>は、耐震関係規定に係る<u>既存 不適格建築物</u>（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p>	<p>第6節 建築物等の安全化対策</p> <p>第3 一般建築物</p> <p>1 建築物の耐震改修の促進</p> <p>(1) 新築、増改築の建築物 <u>所管行政庁</u>（建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、大崎市）は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。</p> <p>(2) 既存の建築物 イ <u>所管行政庁</u>は、耐震関係規定に係る<u>既存耐震不適格建築物</u>（昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物）について、耐震改修促進計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年10月27日公布、同年12月25日施行）に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	<p>2 適正な維持管理の促進 特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p>	<p>2 適正な維持管理の促進 所管行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 所管行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p>	
48	<p>第5 ブロック塀等の安全対策 特定行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行う。新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 特定行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p>	<p>第5 ブロック塀等の安全対策 所管行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路のブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善指導を行う。 また、通学路及び避難道路沿いの住民や施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第6 落下物防止対策 1 調査及び改善指導 所管行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p>	記述の適正化
49	<p>第8 高層建築物における安全対策 2 長周期振動対策及び啓発の実施</p>	<p>第8 高層建築物における安全対策 2 長周期地震動対策及び啓発の実施</p>	記述の適正化
53	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 1 工業用水道施設の耐震性・耐浪性の確保 2 復旧用資機材の整備 工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるようにに復旧用資材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 1 工業用水道施設の耐震性・耐浪性強化 2 復旧用資機材の整備 工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるように復旧用資機材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	表現の修正
	<p>第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底</p>	<p>第9節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
62	<p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(2) <u> </u>ハザードマップ等の活用</p> <p>イ 各種防災関連データの発信 県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを <u> </u>ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>ロ リスクコミュニケーションの実施 県及び沿岸市町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、 <u> </u>ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケーション)に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p>イ 津波の危険性等の周知 県及び沿岸市町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や<u>避難指示</u>等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。</p> <p>ロ 住民への普及・啓発事項</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>2 住民への防災知識の普及</p> <p>(2) <u>津波</u>ハザードマップ等の活用</p> <p>イ 各種防災関連データの発信 県及び沿岸市町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを <u>津波</u>ハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>ロ リスクコミュニケーションの実施 県及び沿岸市町は、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、 <u>津波</u>ハザードマップ等を活用し、防災教育等を通じた関係主体による危機意識の共有(リスクコミュニケーション)に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る。</p> <p>(3) 普及・啓発の実施</p> <p>イ 津波の危険性等の周知 県及び沿岸市町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や<u>避難指示(緊急)</u>等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。</p> <p>ロ 住民への普及・啓発事項</p> <p>【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>記述の統一</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p>
63	<p>⑤ 避難行動に関する知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い<u>地震</u>を感じたとき又は<u>弱い地震であっても</u>長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の <u>近隣の待避場所</u>への避難 <p>(略)</p> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>⑤ 避難行動に関する知識 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い<u>揺れ</u>を感じたとき又は<u>弱くても</u>長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の <u>「近隣の安全な場所」</u>への避難 <p>(略)</p> <p>⑧ 家庭内での予防・安全対策 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
64	<p>⑨ 災害時にとるべき行動 (略)</p>	<p>⑨ 災害時にとるべき行動 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
65	<p>・ 飼いその他津波警報等の発表時や<u>避難指示</u>等の発令時にとるべき行動（略）</p> <p>(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける<u>w i - f i</u>接続サービスなどの普及を促進する。</p> <p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備 イ <u> </u>ハザードマップの作成・周知 <u>県及び</u>沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p> <p><u> </u>ハザードマップの有効活用 <u>県及び</u>沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。</p> <p>第6 災害教訓の伝承 5 津波浸水表示板の設置 実物大の<u> </u>ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置<u>し</u><u>ている</u>。</p>	<p>・ 飼いその他津波警報等の発表時や<u>避難指示(緊急)</u>等の発令時にとるべき行動（略）</p> <p>(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける<u>W i - F i</u>接続サービスなどの普及を促進する。</p> <p>4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及 (1) 津波ハザードマップの整備 イ <u>津波</u>ハザードマップの作成・周知 <u> </u>沿岸市町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。 <u>なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」(H28.4国土交通省)を参考に作成する。</u></p> <p><u>津波</u>ハザードマップの有効活用 <u> </u>沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。</p> <p>第6 災害教訓の伝承 5 津波浸水表示板の設置 実物大の<u>津波</u>ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置<u>す</u><u>る</u>。</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の統一 記述の適正化</p> <p>宮城県津波対策ガイドラインの修正</p> <p>記述の統一 記述の適正化</p> <p>記述の統一</p>
74	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 第9 訓練及び普及内容 1 一般住民に対する内容 (1) 強い<u>地震</u>を感じたとき、又は<u>弱い地震であっても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>2 船舶に対する内容 (1) 強い<u>地震</u>を感じたとき、又は<u>弱い地震であっても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p>	<p>第10節 地震・津波防災訓練の実施 第9 訓練及び普及内容 1 一般住民に対する内容 (1) 強い<u>揺れ</u>を感じたとき、又は<u>弱くても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</p> <p>2 船舶に対する内容 (1) 強い<u>揺れ</u>を感じたとき、又は<u>弱くても</u>比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																								
78	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>の</u>了解を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施 沿岸市町長又は警察官等から避難指示<u>が</u>発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>第11節 地域における防災体制</p> <p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動</p> <p>(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>本人の同意</u>を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 地震・津波発生時の活動</p> <p>(4) 避難の実施 沿岸市町長又は警察官等から避難指示<u>(緊急)</u>が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>記述の統一</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p>																																																																																																																								
88	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2 津波の観測・監視体制の整備</p> <p>3 伝達体制の整備</p> <p>県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>東北地方 整備局</th> <th>仙台管区 气象台</th> <th>—</th> <th>市町・消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>気仙沼市(5)</td> <td><u>5</u></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td><u>2</u></td> <td>—</td> <td><u>7</u></td> <td><u>13</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 <u>津波警報等、避難指示</u> 等の伝達体制の整備</p>	設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 气象台	—	市町・消防本部	計	仙台市	2	1			3	石巻市	2	1			3	塩竈市			—	塩釜地区消防事務組合(1)	<u>1</u>	気仙沼市		—		気仙沼市(5)	<u>5</u>	—				—	—	松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	—				—	—	—				—	—	計	4	<u>2</u>	—	<u>7</u>	<u>13</u>	<p>第15節 津波監視体制、伝達体制の整備</p> <p>第2 津波の観測・監視体制の整備</p> <p>3 伝達体制の整備</p> <p>県内津波観測施設等設置箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置箇所</th> <th>東北地方 整備局</th> <th>仙台管区 气象台</th> <th>県</th> <th>市町・消防本部</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台市</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td></td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td>気仙沼市</td> <td></td> <td><u>1</u></td> <td></td> <td>気仙沼市(5)</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td><u>名取市</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>名取市(1)</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塩釜地区消防事務組合(1)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td><u>七ヶ浜町</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>塩釜地区消防事務組合(1)</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>南三陸町</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>南三陸町(3)</u></td> <td><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4</td> <td><u>3</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>20</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 <u>— 避難指示(緊急)</u> 等の伝達体制の整備</p>	設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 气象台	県	市町・消防本部	計	仙台市	2	1			3	石巻市	2	1			3	塩竈市			<u>1</u>	塩釜地区消防事務組合(1)	<u>2</u>	気仙沼市		<u>1</u>		気仙沼市(5)	<u>6</u>	<u>名取市</u>				<u>名取市(1)</u>	<u>1</u>	松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1	<u>七ヶ浜町</u>				<u>塩釜地区消防事務組合(1)</u>	<u>1</u>	<u>南三陸町</u>				<u>南三陸町(3)</u>	<u>3</u>	計	4	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>20</u>	<p>時点修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドライ</p>
設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 气象台	—	市町・消防本部	計																																																																																																																						
仙台市	2	1			3																																																																																																																						
石巻市	2	1			3																																																																																																																						
塩竈市			—	塩釜地区消防事務組合(1)	<u>1</u>																																																																																																																						
気仙沼市		—		気仙沼市(5)	<u>5</u>																																																																																																																						
—				—	—																																																																																																																						
松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
—				—	—																																																																																																																						
—				—	—																																																																																																																						
計	4	<u>2</u>	—	<u>7</u>	<u>13</u>																																																																																																																						
設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 气象台	県	市町・消防本部	計																																																																																																																						
仙台市	2	1			3																																																																																																																						
石巻市	2	1			3																																																																																																																						
塩竈市			<u>1</u>	塩釜地区消防事務組合(1)	<u>2</u>																																																																																																																						
気仙沼市		<u>1</u>		気仙沼市(5)	<u>6</u>																																																																																																																						
<u>名取市</u>				<u>名取市(1)</u>	<u>1</u>																																																																																																																						
松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1																																																																																																																						
<u>七ヶ浜町</u>				<u>塩釜地区消防事務組合(1)</u>	<u>1</u>																																																																																																																						
<u>南三陸町</u>				<u>南三陸町(3)</u>	<u>3</u>																																																																																																																						
計	4	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>20</u>																																																																																																																						
89	<p>第3 <u>津波警報等、避難指示</u> 等の伝達体制の整備</p> <p>2 沿岸市町の対応</p>	<p>第3 <u>— 避難指示(緊急)</u> 等の伝達体制の整備</p> <p>2 沿岸市町の対応</p>	<p>避難勧告等に関するガイドライ</p>																																																																																																																								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）


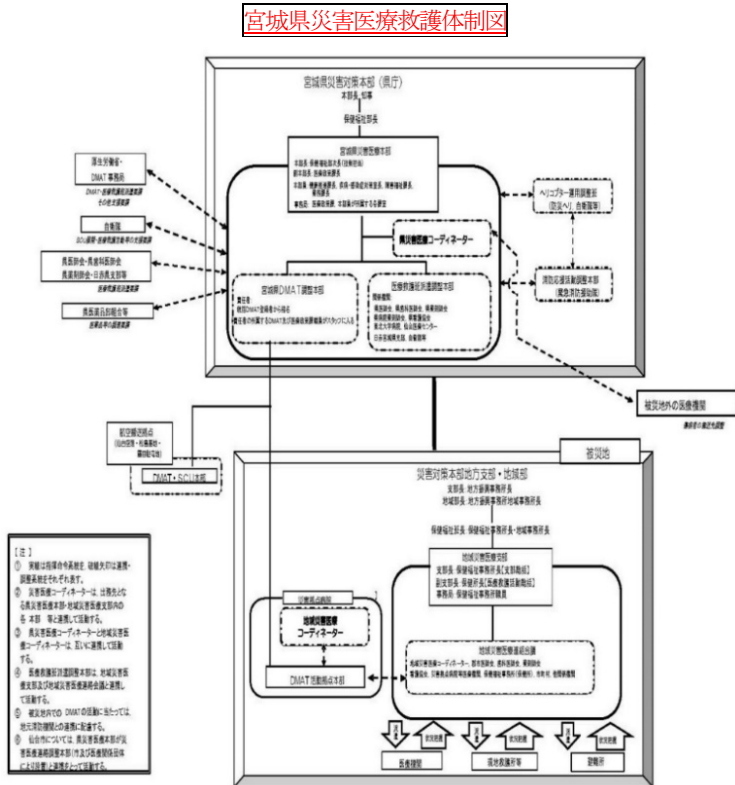
頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
90	<p>(1) <u>避難指示</u>等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（平成27年8月）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。</p> <p>ハ 伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>ニ 国又は県に対する助言の要請 沿岸市町は、<u>避難指示</u>等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、津波警報等、<u>避難指示</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、<u>避難指示</u>等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。</p> <p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や<u>避難指示</u>等の発表・発令・伝達体制を整える。</p>	<p>(1) <u>避難指示(緊急)</u>等の発令基準の設定</p> <p>イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示(緊急)</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（平成29年1月）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。 <u>また、沿岸市町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>ハ 伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示(緊急)</u>等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示(緊急)</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。</p> <p>ニ 国又は県に対する助言の要請 沿岸市町は、<u>避難指示(緊急)</u>等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>(3) 伝達内容の検討 沿岸市町は、津波警報等、<u>避難指示(緊急)</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、<u>避難指示(緊急)</u>等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。</p> <p>(5) 津波地震や遠地地震の考慮 沿岸市町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報等や<u>避難指示(緊急)</u>等の発表・発令・伝達体制を整える。</p>	<p>ンの制定</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p>
92	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 情報伝達ルートの多重化 県は、沿岸市町及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	<p>第16節 情報通信網の整備</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 情報伝達ルートの多重化 県は、沿岸市町及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。<u>特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワーク</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
94	<p>6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報（<u>避難指示・勧告</u>、被害状況等）をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部（庁議室）の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。</p>	<p><u>は、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。</u></p> <p>6 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報（<u>避難指示（緊急）等</u>、被害状況等）をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部（庁議室）の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムを整備し運用する。</p>	避難勧告等に関するガイドラインの制定
95	<p>9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略)</p>	<p>9 非常通信体制の整備 (1) 非常通信計画の作成等 (略)</p> <p><u>なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、既に策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社の協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。</u></p>	記述の適正化
96	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充 沿岸市町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線 <u>等</u> の導入に努める。 防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。 (略)</p>	<p>第3 沿岸市町における災害通信網の整備 2 沿岸市町防災行政無線等の整備拡充 沿岸市町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、必要に応じ同報無線や市町村防災行政無線（<u>戸別受信機を含む。以下同じ。</u>）等の導入に努める。 防災行政無線設備整備沿岸市町においては、消防庁より伝達される津波警報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正
97	<p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (3) 要配慮者への配慮 沿岸市町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（<u>情報が常に流れているもの</u>）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (3) 要配慮者への配慮 沿岸市町は、各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（<u>ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの</u>）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	記述の充実
第17節	職員の配備体制	職員の配備体制	
第2	県の配備体制	県の配備体制	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
105	2 警戒本部・特別警戒本部 県内で震度4を観測し、かつ被害が発生したときに警戒本部を設置し、また、震度5（弱、強）を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	2 警戒本部・特別警戒本部 宮城県に津波注意報が発表されたときに警戒本部を設置し、また、津波警報が発表されたときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。	記述の適正化
112	第18節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年2月から県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター運航基地として供用していたが、東日本大震災により防災ヘリコプター及びヘリポートが被災し、使用不能となったことから、仙台市とともに新たなヘリポートの整備について検討を進め、ヘリコプター運航拠点の整備を図る。	第18節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県は、 東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始する。	記述の適正化
118	第19節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 4 相互応援体制の強化充実 (5) 他都道府県被災時の応援体制 県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。	第19節 相互応援体制の整備 第7 他都道府県との応援体制の整備 4 相互応援体制の強化充実 (5) 他都道府県被災時の応援体制 県は、他都道府県において災害が発生した際には、「宮城県災害時広域応援計画」に基づき、東日本大震災の被災県としての経験を生かした人的応援、物的応援、業務等の提供を実施するなどして、効率的な広域応援を行う。 なお、人的応援により職員を派遣する場合には、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。	防災基本計画の修正
119	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく など、 民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	第15 関係団体との連携強化 (略) また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。	防災基本計画の修正

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考																								
121	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="230 376 1003 509"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>被災地の災害拠点病院</td> <td>地域でのDMA T活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)	(略)	(略)	DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMA T活動	(略)	(略)	(略)	<p>第20節 医療救護体制の整備 第2 医療救護体制の整備 1 県の役割 (1) 医療救護活動に関する調整組織の設置 県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1095 384 1928 517"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>DMA T活動拠点本部</td> <td>被災地の災害拠点病院等</td> <td>地域でのDMA T活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容	(略)	(略)	(略)	DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動	(略)	(略)	(略)	記述の適正化
名称	設置・出務場所	業務内容																									
(略)	(略)	(略)																									
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院	地域でのDMA T活動																									
(略)	(略)	(略)																									
名称	設置・出務場所	業務内容																									
(略)	(略)	(略)																									
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動																									
(略)	(略)	(略)																									
22	<p style="text-align: center;">宮城県災害医療救護体制区</p>  <p>宮城県災害対策本部 (県庁) 本部長: 知事 保健福祉部長</p> <p>宮城県災害医療本部 本部長: 保健福祉部長(兼)保健局長 副本部長: 保健整備部長 本部長: 保健整備部長、疾病・感染症対策部長、障害福祉部長、薬務部長 事務局: 保健整備課、本部員が所属する各課室</p> <p>再生力強化・DMA T事務局 DMA T推進課 DMA T推進課(災害対策課) DMA T推進課(災害対策課) DMA T推進課(災害対策課)</p> <p>自衛隊 SOL(災害・避難支援活動)の支援要員 自衛隊 SOL(災害・避難支援活動)の支援要員</p> <p>県医師会・県歯科医師会 県薬剤師会・日本赤十字社等 医療救護推進協議会</p> <p>宮城県DMA T調整本部 責任者: 保健DMA T登録者から指名(責任者の所属するSOLMT及び関係機関職員がスタッフに入る)</p> <p>医療救護派遣調整本部 関係機関 宮城県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県救急医療センター、仙台救急センター、日本赤十字社、自衛隊等</p> <p>ヘルicopter運用調整班(防災・自衛隊)</p> <p>消防応援活動調整本部(緊急消防援助隊)</p> <p>被災地外の医療機関 傷病者の搬送先調整</p> <p>被災地 災害対策本部地方支部・地域部 支部長: 地方復興事務所長 地域部長: 地方復興事務所地域事務所長</p> <p>保健福祉部長、保健福祉事務所長、地域事務所長</p> <p>地域災害医療支部 支部長: 保健福祉事務所長・地域事務所長【支那総括】 副本部長: 保健部長【医療救護活動総括】 事務局: 保健福祉事務所職員</p> <p>地域災害医療連絡会議 地域災害医療コーディネーター、都市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、災害救急医療センター、仙台救急センター、日本赤十字社、自衛隊等</p> <p>DMA T活動拠点本部</p> <p>医療機関 現地救護所等 避難所</p> <p>航空搬送拠点(仙台空港、札幌空港、霞目駐屯地) DMA T・SOL本部</p> <p>【注】 ① 実線は指揮命令系統を、破線矢印は連携・調整系統を示して示す。 ② 災害医療コーディネーターは、出先となる県災害医療本部・地域災害医療支部内の各本部等と連携して活動する。 ③ 県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは、互いに連携して活動する。 ④ 医療救護派遣調整本部は、地域災害医療支部及び被災地災害医療連絡協議会と連携して活動する。 ⑤ 被災地内でのDMA Tの活動に当たっては、地元消防機関との連携に配慮する。 ⑥ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部(市)及び医療関係団体により設置)と連携をとって活動する。</p>	<p style="text-align: center;">宮城県災害医療救護体制区</p>  <p>宮城県災害対策本部 (県庁) 本部長: 知事 保健福祉部長</p> <p>宮城県災害医療本部 本部長: 保健福祉部長(兼)保健局長 副本部長: 保健整備部長 本部長: 保健整備部長、疾病・感染症対策部長、障害福祉部長、薬務部長 事務局: 保健整備課、本部員が所属する各課室</p> <p>再生力強化・DMA T事務局 DMA T推進課 DMA T推進課(災害対策課) DMA T推進課(災害対策課) DMA T推進課(災害対策課)</p> <p>自衛隊 SOL(災害・避難支援活動)の支援要員 自衛隊 SOL(災害・避難支援活動)の支援要員</p> <p>県医師会・県歯科医師会 県薬剤師会・日本赤十字社等 医療救護推進協議会</p> <p>宮城県DMA T調整本部 責任者: 保健DMA T登録者から指名(責任者の所属するSOLMT及び関係機関職員がスタッフに入る)</p> <p>医療救護派遣調整本部 関係機関 宮城県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県救急医療センター、仙台救急センター、日本赤十字社、自衛隊等</p> <p>ヘルicopter運用調整班(防災・自衛隊)</p> <p>消防応援活動調整本部(緊急消防援助隊)</p> <p>被災地外の医療機関 傷病者の搬送先調整</p> <p>被災地 災害対策本部地方支部・地域部 支部長: 地方復興事務所長 地域部長: 地方復興事務所地域事務所長</p> <p>保健福祉部長、保健福祉事務所長、地域事務所長</p> <p>地域災害医療支部 支部長: 保健福祉事務所長・地域事務所長【支那総括】 副本部長: 保健部長【医療救護活動総括】 事務局: 保健福祉事務所職員</p> <p>地域災害医療連絡会議 地域災害医療コーディネーター、都市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、災害救急医療センター、仙台救急センター、日本赤十字社、自衛隊等</p> <p>DMA T活動拠点本部</p> <p>医療機関 現地救護所等 避難所</p> <p>航空搬送拠点(仙台空港、札幌空港、霞目駐屯地) DMA T・SOL本部</p> <p>【注】 ① 実線は指揮命令系統を、破線矢印は連携・調整系統を示して示す。 ② 災害医療コーディネーターは、出先となる県災害医療本部・地域災害医療支部内の各本部等と連携して活動する。 ③ 県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは、互いに連携して活動する。 ④ 医療救護派遣調整本部は、地域災害医療支部及び被災地災害医療連絡協議会と連携して活動する。 ⑤ 被災地内でのDMA Tの活動に当たっては、地元消防機関との連携に配慮する。 ⑥ 仙台市については、県災害医療本部が災害医療連絡調整本部(市)及び医療関係団体により設置)と連携をとって活動する。</p>	図の差替																								

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考																																		
123	<p>(2) 災害医療本部 ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当), 副本部長は<u>医療整備課長</u>とする。本部員は健康推進課長, 疾病・感染症対策室長, 障害福祉課長及び薬務課長とし, 事務局は<u>医療整備課</u>及び関係各課室の職員とする。 ハ 災害医療本部は, <u>医療整備課</u>と関係各課が連携して次の業務を行う。 (略)</p>	<p>(2) 災害医療本部 ロ 本部長は保健福祉部次長(技術担当), 副本部長は<u>医療政策課長</u>とする。本部員は健康推進課長, 疾病・感染症対策室長, 障害福祉課長及び薬務課長とし, 事務局は<u>医療政策課</u>及び関係各課室の職員とする。 ハ 災害医療本部は, <u>医療政策課</u>と関係各課が連携して次の業務を行う。 (略)</p>	組織改編による修正																																		
124	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院) イ 県は, 災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹的災害拠点病院」を県内に1か所, 「地域災害拠点病院」を<u>地域災害医療支管内ごとに</u>設置する。</p> <table border="1" data-bbox="210 528 1034 1011"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院</td> </tr> <tr> <td><u>大崎</u></td> <td><u>大崎市民病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>栗原</u></td> <td><u>栗原市立栗原中央病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>登米</u></td> <td><u>登米市立登米市民病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>石巻</u> <u>気仙沼</u></td> <td><u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院	<u>大崎</u>	<u>大崎市民病院</u>	<u>栗原</u>	<u>栗原市立栗原中央病院</u>	<u>登米</u>	<u>登米市立登米市民病院</u>	<u>石巻</u> <u>気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>	<p>(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院) イ 県は, 災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹的災害拠点病院」<u>及び</u>「地域災害拠点病院」を<u>設置する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1095 528 1928 999"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院</td> </tr> <tr> <td><u>大崎・栗原</u></td> <td><u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u></td> </tr> <tr> <td><u>石巻・登米・気仙沼</u></td> <td><u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u></td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院	<u>大崎・栗原</u>	<u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u>	<u>石巻・登米・気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>	記述の適正化
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																			
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																			
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院																																			
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院																																			
	<u>大崎</u>	<u>大崎市民病院</u>																																			
	<u>栗原</u>	<u>栗原市立栗原中央病院</u>																																			
	<u>登米</u>	<u>登米市立登米市民病院</u>																																			
	<u>石巻</u> <u>気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>																																			
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																			
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																			
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院 公立刈田総合病院																																			
	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院																																			
	<u>大崎・栗原</u>	<u>大崎市民病院</u> <u>栗原市立栗原中央病院</u>																																			
	<u>石巻・登米・気仙沼</u>	<u>石巻赤十字病院</u> <u>登米市立登米市民病院</u> <u>気仙沼市立病院</u>																																			

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
125	<p style="text-align: center;">宮城県「災害拠点病院」位置図</p>	<p style="text-align: center;">災害拠点病院位置図</p>	図の差替

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
129	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月)</p> <p>医療機関 141, 消防本部12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所)仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> </div>	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>2 医療救護活動に関する情報連絡体制</p> <p>(2) 宮城県救急医療情報システム(災害モード)による連絡体制</p> <p>イ 医療機関の被災状況及び傷病者の受入れの可否などの把握は、宮城県救急医療情報システム(災害モード)により行う。あらかじめ医療機関の被害状況及び活動状況等の事項について定めておく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成29年3月)</p> <p>医療機関 156, 消防本部12, 県医師会, 宮城県(保健福祉部, 各保健福祉事務所)仙台市(健康福祉局, 各区保健福祉センター)</p> </div>	<p>時点修正</p>
131	<p>(新設)</p>	<p>第7 高齢者、障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築</p> <p><u>県は、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、宮城県社会福祉協議会、福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、高齢者、障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。</u></p>	<p>宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会について追記</p>
136	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾、漁港、空港等、トラックターミナル、卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点・集積拠点について把握・点検し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、<u>県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける</u>緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
137	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p> <p>また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p>	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p> <p>また、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
140	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けること</p> <p>も検討する。</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底</p> <p>沿岸市町は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることや、<u>都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等についても検討する。</u></p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>「近隣の安全な場所」</u>への移動を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
142	<p>第4 津波避難ビル等の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(2) 津波避難ビル等の条件</p> <p>避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。</p> <p>イ <u>RC又はSRC構造</u>であること。 (新設)</p> <p>ロ <u>建物は十分な耐震性・耐浪性を有する</u>。</p> <p>ハ <u>進入口への円滑な誘導が可能であること。</u></p> <p>なお、上記条件以外にも、<u>想定浸水深さに相当する階に2を加えた階に避難スペースを確保できる建築物であること、避難路に面していること、外部から避難が可能な階段があること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。</u></p>	<p>第4 津波避難ビル等の確保</p> <p>1 沿岸市町の対応</p> <p>(2) 津波避難ビル等の条件</p> <p>避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。</p> <p>イ <u>津波に対して安全な構造</u>であること。</p> <p>ロ <u>基準水位(津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。)に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。</u></p> <p>ハ <u>耐震性を有していること(昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する)。</u></p> <p>ニ <u>進入口への円滑な誘導が可能であること。</u></p> <p>なお、上記条件以外にも、<u>避難路に面していること、</u> <u>長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。</u></p>	<p>宮城県津波対策ガイドラインの改正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
143	(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項 沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、 <u>津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等の前面でのせき上げによる津波の水位の上昇を考慮した水位</u> (基準水位)以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。	(4) 津波災害警戒区域内等での留意事項 沿岸市町は、津波災害警戒区域内等において、 <u>基準水位</u> 以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を <u> </u> 、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。	宮城県津波対策ガイドラインの改正 記述の適正化
143	2 県の対応 県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される <u>石巻合同庁舎等</u> について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。	2 県の対応 県は、津波避難ビルとして活用されることが想定される <u>県所有施設</u> について、食料・物資・医薬品等の備蓄を行うとともに、避難してくる住民への支援策を検討するよう努める。	
145	第7 避難誘導体制の整備 5 夜間に備えた対応 本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において <u>避難指示</u> を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令することを検討する。 第8 避難行動要支援者の支援方針 2 避難行動要支援者の支援体制の整備 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者 <u>の了解</u> を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者 <u>の了解</u> を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 5 外国人等への対応 (3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。	第7 避難誘導体制の整備 5 夜間に備えた対応 本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立ち退き避難が困難となる夜間において <u>避難指示(緊急)</u> を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告を発令することを検討する。 第8 避難行動要支援者の支援方針 2 避難行動要支援者の支援体制の整備 沿岸市町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者 <u>本人の同意</u> を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。 4 在宅者対応 (1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者 <u>本人の同意</u> を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。 5 外国人等への対応 (3) (略)	避難勧告等に関するガイドラインの制定 記述の適正化 記述の適正化 防災基本計画の修正
146	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者 <u>の了解</u> を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。	(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 沿岸市町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者 <u>本人の同意</u> を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。	記述の適正化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
148	<p><u>(新設)</u></p> <p>第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、<u>「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月)</u>を参考とする。 <u>また、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達するよう努める。</u> (略)</p> <p>(3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、<u>ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</u></p>	<p><u>(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達に努める。</u></p> <p>第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 (略) なお、避難勧告又は指示を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、<u>「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月)</u>を参考とする。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> (略)</p> <p>(3) 地域防災力の向上 沿岸市町は、<u>津波</u>ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>記述の統一</p>
154	<p>第24節 避難受入れ対策 第2 避難所の確保 6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図るよう <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> 努める。</p>	<p>第24節 避難受入れ対策 第2 避難所の確保 6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成28年4月改定)を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図る<u>ため、必要に応じ、沿岸市町、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
157	<p>第5 応急仮設住宅対策 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び沿岸市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会<u>_____</u>と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)</p>	<p>第5 応急仮設住宅対策 1 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保 (2) 居住施設の供給体制の整備 県及び沿岸市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会<u>や地元企業</u>と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)</p>	<p>実態に合わせ修</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
158	<p>の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>第6 帰宅困難者対策 5 避難対策 (2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者ととの情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>第6 帰宅困難者対策 5 避難対策 (2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者等との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、外国人等情報が入り困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>正</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
168	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかに行えるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び施設職員が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかに行えるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
170	<p>(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。</p> <p>また、平常時から要配慮者と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体 _____ 等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新</p> <p>沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する _____。</p> <p>ロ 名簿の提供</p> <p>沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、 _____ あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供 _____、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>(イ) 沿岸市町は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめる。</p> <p>また、平常時から要配慮者と接している沿岸市町の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者との連携に努める。</p> <p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新</p> <p>沿岸市町は、沿岸市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する <u>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>ロ 名簿の提供</p> <p>沿岸市町は、避難支援等に携わる関係者として沿岸市町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、 <u>あるいは当該沿岸市町の条例の定めにより、</u> あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供 <u>するとともに、</u> 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正</p>
172	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体 _____ 等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及</p> <p>県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(<u>情報が常に流れているもの</u>)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>沿岸市町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及</p> <p>県及び沿岸市町は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(<u>ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの</u>)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の充実</p>
173	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約15,000人(平成25年末日現在)となっている。在住</p>	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約19,000人(平成28年末日現在)となっている。在住</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。	
176	<p>第27節 複合災害対策</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>3 避難・退避体制の整備</p> <p>(3) 県及び沿岸市町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する____ハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。</p>	<p>第27節 複合災害対策</p> <p>第2 複合災害の応急対策への備え</p> <p>3 避難・退避体制の整備</p> <p>(3) 県及び沿岸市町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関する津波ハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。</p>	記述の統一
178	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第2 処理体制</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、あらかじめ策定する災害廃棄物処理計画に基づき、沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>第28節 災害廃棄物対策</p> <p>第2 処理体制</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、_____災害廃棄物処理計画に基づき、沿岸市町が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合の仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	計画策定済みにより文言削除
182	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第3 津波警報等の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第3 津波警報等の伝達</p> <p>2 沿岸市町の対応</p> <p>沿岸市町は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示(緊急)等を、同報無線、消防無線、携帯電話等を活用して住民に対し、迅速かつ的確な情報の伝達を行う。</p>	避難勧告伊藤に関するガイドラインの制定
184	<p>第4 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>イ 津波警報等の発表等</p>	<p>第4 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>(1) 津波警報等</p> <p>イ 津波警報等の発表等</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）					修正後					備考		
	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等					津波警報等の種類と発表される津波の高さ等							
	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ 数値での発表 定性的表現での発表		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ 数値での発表 定性的表現での発表		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m (表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦高さ≦1m	1m (表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。 <u>また、陸域においても、海岸堤防がないなどのため、浸水が想定される地域にいる場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。</u>	避難勧告等に関するガイドラインとの整合性を図るため		
189	第5 災害情報収集・伝達					第5 災害情報収集・伝達					防災基本計画の修正		
	1 地震発生直後の被害の収集・伝達					1 地震発生直後の被害の収集・伝達							
	(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、沿岸市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該沿岸市町の区域(海上を含む)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。 また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。 (4) (略) (5) (略) <u>(新設)</u>					(2) 人的被害のうち死者・行方不明者数については、県が一元的に集約、調整を行い、その際、県は関係機関が把握している死者・行方不明者数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡する。当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。 <u>また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、沿岸市町等と密接に連携しながら適切に行う。</u> (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、沿岸市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該沿岸市町の区域(海上を含む)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。 また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は <u>直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u> 外務省)又は県に連絡する。 (4) (略) (5) (略) <u>(6) 県又は沿岸市町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部</u>							

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
194	<p>(6) (略) (7) (略) (8) (略)</p> <p>第 6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (2) 非常時の通信の確保 ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る_____。</p>	<p><u>等を含む防災関係機関への共有を図る。</u></p> <p>(7) (略) (8) (略) (9) (略)</p> <p>第 6 通信・放送手段の確保 1 災害時の通信連絡 (2) 非常時の通信の確保 ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、<u>災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動電源車の貸与を行う。</u></p>	<p>国の支援制度を 追記</p>
202	<p>第 3 節 防災活動体制 第 3 県の活動 1 職員の配備体制 <u>県内で震度 6 弱以上を観測する地震が発生した場合、又は、県下に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。</u> なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。また、非常配備体制に至らない場合であっても特別警戒配備体制、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。 (1) 警戒配備(0号) 宮城県で震度 4 を観測する地震が発生した場合、<u>又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、</u>又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による) (2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度 4 を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p>	<p>第 3 節 防災活動体制 第 3 県の活動 1 職員の配備体制 <u>県内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次により</u>_____ 配備体制を敷く。 なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。_____ (1) 警戒配備(0号) 宮城県で震度 4 を観測する地震が発生した場合、_____ 又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備編成計画による) (2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度 4 を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。 (3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度 5 (弱・強) を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (4) 非常配備(3号) 県内で震度 6 弱以上<u>を観測する地震が発生した場合、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震及び津波が発生したと判断したと</u>_____と</p>	<p>記述の適正化</p>
203	<p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度 5 (弱・強) を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (4) 非常配備(3号) 県内で震度 6 弱以上<u>を観測する地震が発生した場合、又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定される規模の地震及び津波が発生したと判断したと</u>_____と</p>	<p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度 5 (弱・強) を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。 (4) 非常配備(3号) 県内で震度 6 弱以上<u>の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表された</u>_____と</p>	

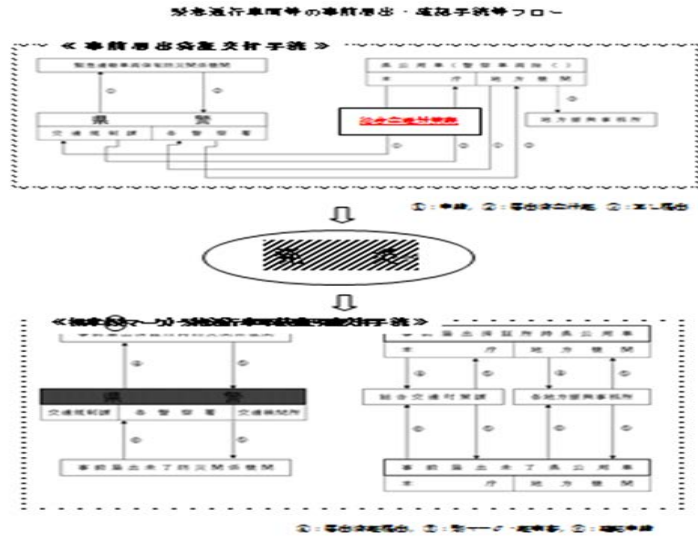
宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
205 207	<p>きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がる事が予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(3) 県及び沿岸市町の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。</p> <p>第7 防災関係機関の活動</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。</p> <p>第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携</p> <p>2 県と沿岸市町との連携</p> <p>県は、以下のような場合は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る沿岸市町の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。</p> <p>(1) 震度6弱以上を観測する地震、又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合</p> <p>(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、又は当該地震と判定される規模の地震及び津波が発生したと判断される場合</p> <p>(3) 情報途絶沿岸市町が発生した場合</p>	<p>きは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。</p> <p>ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がる事が予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。</p> <p>3 災害対策本部の運用</p> <p>(3) 県_____の災害対策本部が設置される予定の庁舎が被災した場合、隣接する又は被災地近傍で倒壊・浸水の恐れのない施設等において設置する。</p> <p>第7 防災関係機関の活動</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。</p> <p>第8 県、沿岸市町、国及び関係機関の連携</p> <p>2 県と沿岸市町との連携</p> <p>県は、大規模な災害が発生し、情報途絶市町村が発生した場合等は、「被災市町村に対する県職員の初動派遣等に関する要領」に基づき、初動時における被害状況及び救急対策の実施状況等に関する情報(人命救助・人的・物的被害、避難所設置、必要な物資等に係る市町村の現状及び要望等)を収集するため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
212	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ</p> <p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成26年4月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	<p>第4節 相互応援活動</p> <p>第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ</p> <p>2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画_____」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
216	<p>第3 救助の実施の委任</p> <p>知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p>	<p>第3 救助の実施の委任</p> <p>知事は、法第13条の規定に基づき、次の救助の実施を沿岸市町長に委任することができる。同法施行令第17条の規定に基づき委任を通知した場合において、沿岸市町長は、当該事務を行わなければならない。</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p>	

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考													
	<p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急処理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去 11 応急救助のための輸送 12 応急救助のための賃金職員雇上費</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 4 医療及び助産 5 被災者の救出 6 被災した住宅の応急処理 7 学用品の給与 8 埋葬 9 死体の捜索及び処理 10 障害物の除去 11 応急救助のための輸送 12 応急救助のための賃金職員雇上費</p> <p>【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】 救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表 1 のとおり救助の実施者を定める。 ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。</p> <p>表 1 災害の規模に応じた救助の実施者</p> <table border="1" data-bbox="1122 826 1912 1129"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施者</th> <th>救助の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">局地災害の場合</td> <td>市町村</td> <td>全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広域災害の場合</td> <td>市町村</td> <td>県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>応急仮設住宅の供与</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。</p>	実施者		救助の種類	局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))	県	—	広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))	県	応急仮設住宅の供与	<p>災害規模に応じた救助の種類を追記</p>
実施者		救助の種類														
局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))														
	県	—														
広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条第 1 項))														
	県	応急仮設住宅の供与														
227	<p>第 8 節 医療救護活動 第 3 節 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (3) 医療救護班の派遣調整 イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会</p>	<p>第 8 節 医療救護活動 第 3 節 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 1 県 (3) 医療救護班の派遣調整 イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会及び<u>県歯科医師</u></p>	<p>記述の適正化</p>													

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
231	<p>等^レの医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>国立病院機構</u>、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会<u>と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」</u>に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p>	<p><u>会</u>等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人国立病院機構</u>、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会<u>及び宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」</u>に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p>	<p>新たな協定締結により追記・修正</p>
242	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>(4) 交付状況の把握 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第10節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>(4) 交付状況の把握 (略)</p> 	<p>フロー図の追加</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
243	<p>4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者 _____ , 消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者 _____ は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。 なお、道路管理者 _____ は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者 _____ は自ら車両の移動等を行う。</p> <p>5 関係機関、道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者 _____ に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 県は、道路管理者 _____ である指定都市以外の沿岸市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</p>	<p>4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。 (2) 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。 なお、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は自ら車両の移動等を行う。</p> <p>5 関係機関、道路管理者間の連携・調整 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 県は、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>である指定都市以外の沿岸市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
244	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部)、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊</p> </div> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>＜主な実施機関＞ 県(総務部)、県警察本部、仙台市消防局、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、<u>仙台国際空港(株)</u></p> </div> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p>	<p>実施機関の追記</p>
246	<p>第12節 避難活動 第1 目的 2 <u>避難指示</u> 等の対象とする避難行動 <u>避難指示(緊急)又は避難勧告(以下本節において「避難指示等」という。)</u>の対象とす</p>	<p>第12節 避難活動 第1 目的 2 <u>避難指示(緊急)</u> 等の対象とする避難行動 <u>避難指示(緊急)等</u> の対象とす</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
247	<p>る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定避難場所への移動</u></p> <p>(2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u></p> <p>(3) <u>近隣の高い建物等への移動</u></p> <p>(4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p> <p>第2 津波の警戒 2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難勧告等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>第3 <u>避難指示</u>等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難指示</u>等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p><u>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p><u>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p><u>なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。</u></p> <p>1 <u>避難指示</u>等を行う者 <u>避難指示</u>等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、<u>大規模津波</u>に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、<u>危険区域の住民に対し</u>、<u>速やかに立ち退きの指示又は勧告(以下本節において「指示等」という。)</u>を行う。</p>	<p>る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u></p> <p>(2) <u>「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</u></p> <p>第2 津波の警戒 2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難指示(緊急)等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>第3 <u>避難指示(緊急)</u>等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難指示(緊急)</u>等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p>1 <u>避難指示(緊急)</u>等を行う者 <u>避難指示(緊急)</u>等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、<u>津波</u>に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、<u>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>記述の適正化</p> <p>2(1)に移記</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>宮城県津波対策ガイドラインの改正(避難勧告)</p>
248	<p>る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定避難場所への移動</u></p> <p>(2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u></p> <p>(3) <u>近隣の高い建物等への移動</u></p> <p>(4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p> <p>第2 津波の警戒 2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難勧告等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>第3 <u>避難指示</u>等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難指示</u>等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p><u>「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</u></p> <p><u>「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</u></p> <p><u>なお、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。</u></p> <p>1 <u>避難指示</u>等を行う者 <u>避難指示</u>等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、<u>大規模津波</u>に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、<u>危険区域の住民に対し</u>、<u>速やかに立ち退きの指示又は勧告(以下本節において「指示等」という。)</u>を行う。</p>	<p>る避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u></p> <p>(2) <u>「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</u></p> <p>第2 津波の警戒 2 県及び沿岸市町は、津波警報、<u>避難指示(緊急)等</u>の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。</p> <p>第3 <u>避難指示(緊急)</u>等 沿岸市町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な<u>避難指示(緊急)</u>等を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。</p> <p>1 <u>避難指示(緊急)</u>等を行う者 <u>避難指示(緊急)</u>等を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である沿岸市町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (略)</p> <p>2 沿岸市町長の役割 沿岸市町長は、<u>津波</u>に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、<u>必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>記述の適正化</p> <p>2(1)に移記</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>宮城県津波対策ガイドラインの改正(避難勧告)</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
249	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。</p> <p>(2) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたときには、沿岸市町長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示等を行う。なお、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>4 警察の役割</p> <p>(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、<u>避難指示等がな</u>された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>第4 <u>避難指示</u> 等の内容及び周知</p> <p>2 沿岸市町長等が<u>避難指示</u> 等を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p><u>避難指示</u> 等を行なった者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</p> <p>また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。</p> <p>なお、<u>避難勧告</u> 等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メー</p>	<p>難指示(緊急)等の発令を行う。</p> <p>(1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告は発令せず、基本的に避難指示(緊急)のみを発令する。</p> <p>(2) 避難指示(緊急)の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、沿岸市町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情に勘案し指定する。</p> <p>(3) 強い揺れ(震度4以上)を感じたとき、また、地震動(震度)は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難指示(緊急)を発令する。</p> <p>なお、過去に、こうした津波地震による被害を受けたことのある地域にあっては、過去の地震動の大きさと津波発生の有無、その被害の大きさ等を調査、検討し、必要に応じて避難指示(緊急)を発令する際の発令基準を定めておくことが重要である。</p> <p>(4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、</p> <p>また、放送ルート以外の法定ルート等により沿岸市町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。</p> <p>4 警察の役割</p> <p>(2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、<u>避難指示(緊急)等が発令</u>された場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>第4 <u>避難指示(緊急)</u> 等の内容及び周知</p> <p>2 沿岸市町長等が<u>避難指示(緊急)等の発令</u>を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難の措置と周知</p> <p><u>避難指示(緊急)等の発令</u>を行なった者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</p> <p>また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。</p> <p>なお、<u>避難指示(緊急)</u> 等の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メー</p>	<p>等に関するガイドラインの制定)</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの制定</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																
250	<p>ルや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難指示</u>等_____について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。 ロ 警察は、<u>避難指示</u>等_____がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="212 531 1019 941"> <tr> <td data-bbox="212 531 387 671">何を知らせるか</td> <td data-bbox="387 531 1019 671"> ・津波警報等の発表、津波来襲の危険、<u>避難指示</u>等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 671 387 719">(略)</td> <td data-bbox="387 671 1019 719">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 719 387 895">いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td data-bbox="387 719 1019 895"> 地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、<u>避難勧告・避難指示</u>等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、<u>避難指示</u>等の解除等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="212 895 387 941">(略)</td> <td data-bbox="387 895 1019 941">(略)</td> </tr> </table> <p>第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の緊急的な待避場所</u>への移動等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p>	何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示</u> 等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成	(略)	(略)	いつ、どのタイミングで知らせるか	地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難勧告・避難指示</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、 <u>避難指示</u> 等の解除等)	(略)	(略)	<p>ルや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(4) 警察の役割 イ 警察署長は、沿岸市町長が行う<u>避難指示(緊急)</u>等の<u>発令</u>について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。 ロ 警察は、<u>避難指示(緊急)</u>等の<u>発令</u>がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。</p> <p>情報伝達にあたって留意するポイント</p> <table border="1" data-bbox="1108 531 1915 941"> <tr> <td data-bbox="1108 531 1283 671">何を知らせるか</td> <td data-bbox="1283 531 1915 671"> ・津波警報等の発表、津波来襲の危険、<u>避難指示(緊急)</u>等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 671 1283 719">(略)</td> <td data-bbox="1283 671 1915 719">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 719 1283 895">いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td data-bbox="1283 719 1915 895"> 地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、<u>避難指示(緊急)</u>等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、<u>避難指示(緊急)</u>等の解除等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 895 1283 941">(略)</td> <td data-bbox="1283 895 1915 941">(略)</td> </tr> </table> <p>第5 避難誘導 1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、沿岸市町職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所</u>への移動等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p>	何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示(緊急)</u> 等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成	(略)	(略)	いつ、どのタイミングで知らせるか	地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難指示(緊急)</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、 <u>避難指示(緊急)</u> 等の解除等)	(略)	(略)	<p>防災基本計画の修正</p>
何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示</u> 等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成																		
(略)	(略)																		
いつ、どのタイミングで知らせるか	地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難勧告・避難指示</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、 <u>避難指示</u> 等の解除等)																		
(略)	(略)																		
何を知らせるか	・津波警報等の発表、津波来襲の危険、 <u>避難指示(緊急)</u> 等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成																		
(略)	(略)																		
いつ、どのタイミングで知らせるか	地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、 <u>避難指示(緊急)</u> 等) ・津波発生後(津波警報等の更新、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報等の解除、津波予報、 <u>避難指示(緊急)</u> 等の解除等)																		
(略)	(略)																		
259	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保 第4 民間賃貸住宅の活用等</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保 第4 民間賃貸住宅の活用等</p>	<p>防災基本計画の</p>																

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における<u>比較的規模の小さい</u>災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	<p>災害救助法に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における _____ 災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、市町村と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていく。</p>	修正
281	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部, 第二管区海上保安本部, _____</p> </div>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な実施機関> 県(環境生活部, 保健福祉部), 県警察本部, 第二管区海上保安本部, <u>県医師会,</u> <u>県歯科医師会</u></p> </div>	実施機関の追記
283	<p>第20節 災害廃棄物処理活動 第3 処理体制 2 県は、<u>事前に策定する</u>災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p>	<p>第20節 災害廃棄物処理活動 第3 処理体制 2 県は、 _____ 災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p>	計画策定済みにつき文言削除
284	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>	<p><u>6</u> 県及び沿岸市町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、<u>解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p>	防災基本計画の修正
295	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な実施機関> 県, 県警察本部, 沿岸市町, 東北地方整備局, 東京航空局仙台空港事務所, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 東日本旅客鉄道(株)仙台支店, 仙台空港鉄道(株), 宮城県道路公社, 仙台市交通局 _____</p> </div> <p>第2 交通対策 2 海上及び航空 第二管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。 <u>空港管理者</u> は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに<u>飛行場</u>の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><主な実施機関> 県, 県警察本部, 沿岸市町, 東北地方整備局, 東京航空局仙台空港事務所, 第二管区海上保安本部, 東日本高速道路(株)東北支社, 東日本旅客鉄道(株)仙台支店, 仙台空港鉄道(株), 宮城県道路公社, 仙台市交通局, <u>仙台国際空港(株)</u></p> </div> <p>第2 交通対策 2 海上及び航空 第二管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の制限及び津波による危険が予想される場合には、船舶を安全な海域へ退避させる等の措置を講じ、港湾管理者は、港湾区域における漂流物発生対策等の必要な措置を講じる。 <u>東京航空局仙台空港事務所, 仙台国際空港株式会社</u>は、津波の襲来するおそれがある場合、速やかに<u>空港</u>の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の襲来のおそれがある</p>	実施機関の追記 管理者の変更

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
300	<p>る旨を周知する。</p> <p>第8 空港施設</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所 _____ の対応</p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p><u>仙台空港事務所</u>、各航空会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	<p>旨を周知する。</p> <p>第8 空港施設</p> <p>2 東京航空局仙台空港事務所<u>及び仙台国際空港株式会社</u>の対応</p> <p>3 旅客対策</p> <p>(1) 乗客・乗員の安全確保</p> <p><u>仙台国際空港株式会社</u>、各航空会社及び関係者は、大津波警報・津波警報発表時に滑走路及び誘導路上にある旅客機について、速やかに旅客ターミナルビルに引き返すよう誘導し、乗客・乗員を安全な場所に避難させる方策を確保する。</p>	<p>実施機関の追記</p> <p>実施機関の変更</p>
302	<p>第9 鉄道施設</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第9 鉄道施設</p> <p>3 仙台市地下鉄</p> <p>(1) <u>災害対策本部の設置</u></p> <p><u>災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全を確保するため、仙台市災害対策本部交通部を設置する。</u></p> <p>(2) <u>緊急連絡体制</u></p> <p><u>災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。</u></p> <div style="text-align: center;"> <p>緊急連絡体制図</p> <pre> graph LR A[総合指令所長] --> B[駅務サービス課長 管区駅長(各駅)] B --> C[外部機関 警察 消防] A --> C </pre> </div> <p>(3) <u>津波の場合の取扱い</u></p> <p><u>総合指令所長は、津波警報が発表され、列車の運転に支障を生じるおそれのあるときは、列車の運休等の措置を講じなければならない。</u></p>	<p>仙台市地下鉄を 追記</p>
303	<p><u>(新設)</u></p> <p>第13 被災宅地に関する応急危険度判定 _____ の実施</p> <p>第14 (略)</p>	<p>第13 治山関係施設</p> <p><u>治山施設管理者は、津波の危険がなくなった後にパトロール等により施設の点検を実施し、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>第14 被災宅地に関する応急危険度判定 <u>など</u>の実施</p> <p>第15 (略)</p>	<p>治山施設に防潮 護岸も含まれる ため追記</p>

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
315	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 第6 毒物・劇物貯蔵施設 4 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。 なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。</p> <p>情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	<p>第26節 危険物施設等の安全確保 第6 毒物・劇物貯蔵施設 4 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。 なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。</p> <p>情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p>	図の差替
318	<p>第27節 農林水産業の応急対策 第3 林業 <u>津波による物的被害の軽減のために、構造物による対策に加え防潮林(潮害防備保安林)による対策を講じる。成長した防潮林は、海岸景観を形成するとともに、津波対策に加え、潮風・潮水による塩害防止、飛砂防止などが期待される。</u></p>	<p>第27節 農林水産業の応急対策 第3 林業 <u>飛砂・潮害の防備等の災害防止機能に加え、津波力の減衰効果や漂流物による家屋等への被害の軽減が期待される海岸防災林の整備を講じる。成長した海岸防災林は、海岸景観の形成に寄与するとともに風害、潮害、飛砂防止などの効果を発揮する。</u></p>	記述の統一
323	<p>第29節 応急公用負担等の実施 第2 応急公用負担等の権限 2 <u>警察官又は海上保安官</u></p>	<p>第29節 応急公用負担等の実施 第2 応急公用負担等の権限 2 <u>警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</u></p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																								
2	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 第5 基本方針 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略） そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や_____研修の<u>充</u><u>実</u>，避難場所や避難経路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 第5 基本方針 2 災害応急対策，災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備（略） そのため，避難勧告等の情報伝達体制の充実・強化を図るとともに，具体的かつ実践的なハザードマップの整備，防災教育，防災訓練や<u>計画的かつ継続的な</u>研修の<u>実施</u>，避難場所や避難経路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める必要がある。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>																								
9 11 13	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(13) <u>自主防災組織の育成及び</u>ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	市町村	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	仙台管区气象台	(略)	KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(略)	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(13) _____ ボランティアによる防災活動の環境整備</td> </tr> </table> <p>【指定地方行政機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>東京航空局仙台空港事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院東北地方測量部</u></td> <td><u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>仙台管区气象台</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>【指定公共機関】</p> <table border="1"> <tr> <td>KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	宮城県教育委員会	(略)	市町村	(13) _____ ボランティアによる防災活動の環境整備	東京航空局仙台空港事務所	(略)	<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>	仙台管区气象台	(略)	KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(略)	<p>記述の適正化</p> <p>対象機関の追加</p>
宮城県教育委員会	(略)																										
市町村	(13) <u>自主防災組織の育成及び</u> ボランティアによる防災活動の環境整備																										
東京航空局仙台空港事務所	(略)																										
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																										
仙台管区气象台	(略)																										
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(略)																										
宮城県教育委員会	(略)																										
市町村	(13) _____ ボランティアによる防災活動の環境整備																										
東京航空局仙台空港事務所	(略)																										
<u>国土地理院東北地方測量部</u>	<u>(1) 地理空間情報，防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</u> <u>(2) 復旧測量等の実施に関すること。</u>																										
仙台管区气象台	(略)																										
KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	(略)																										

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 209 432 256">ソフトバンク株式会社</td> <td data-bbox="432 209 1064 256"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 256 432 288"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="432 256 1064 288"><u>(新設)</u></td> </tr> </table>	ソフトバンク株式会社		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 209 1326 256">ソフトバンク株式会社</td> <td data-bbox="1326 209 1960 256"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 256 1326 328"><u>株式会社イトーヨーカ堂</u></td> <td data-bbox="1326 256 1960 328" rowspan="7"><u>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 328 1326 360"><u>イオン株式会社</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 360 1326 392"><u>株式会社セブンーイレブン・ジャパン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 392 1326 424"><u>株式会社ローソン</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 424 1326 456"><u>株式会社ファミリー</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 456 1326 488"><u>マート</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1064 488 1326 619"><u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u></td> </tr> </table>	ソフトバンク株式会社		<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>	<u>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等</u>	<u>イオン株式会社</u>	<u>株式会社セブンーイレブン・ジャパン</u>	<u>株式会社ローソン</u>	<u>株式会社ファミリー</u>	<u>マート</u>	<u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	対象機関の追加
ソフトバンク株式会社																	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																
ソフトバンク株式会社																	
<u>株式会社イトーヨーカ堂</u>	<u>災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等</u>																
<u>イオン株式会社</u>																	
<u>株式会社セブンーイレブン・ジャパン</u>																	
<u>株式会社ローソン</u>																	
<u>株式会社ファミリー</u>																	
<u>マート</u>																	
<u>株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>																	
17	<p>第3節 県の概況</p> <p>第2 地 勢</p> <p>3 海 岸 本県の海岸線は、総延長約<u>828</u>kmに達している。</p> <p>4 気 象 (略) なお、仙台（仙台管区気象台）における年平均気温(平年値：統計期間1981～2010年)は、12.4℃(東京<u>16.3</u>℃)、年降水量(平年値：統計期間1981～2010年)は1,254mm(東京1,528.8mm)となっている。</p>	<p>第3節 県の概況</p> <p>第2 地 勢</p> <p>3 海 岸 本県の海岸線は、総延長約<u>830</u>kmに達している。</p> <p>4 気 象 (略) なお、仙台（仙台管区気象台）における年平均気温(平年値：統計期間1981～2010年)は、12.4℃(東京<u>15.4</u>℃)、年降水量(平年値：統計期間1981～2010年)は1,254mm(東京1,528.8mm)となっている。</p>	時点修正														
18	<p>5 人口の推移 平成<u>22</u>年10月1日の国勢調査による本県の人口は、<u>234万8,165</u>人(男<u>1,139,566</u>人・女<u>1,208,599</u>人)で、全国<u>15</u>位であり、平成<u>17</u>年の国勢調査人口に対し<u>0.5</u>%、<u>1万2,053</u>人の減少となっている。 人口密度は、1㎢当たり、<u>323.3</u>人で全国平均<u>343.4</u>人を下回っている。 地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、<u>亘理郡</u>、宮城郡、黒川郡の<u>5</u>市<u>8</u>町1村で構成される仙台<u>圏</u>が<u>149万98</u>人と人口の<u>63.4</u>%を占め、<u>石巻圏</u>21万3,780人(9.10%)、<u>大崎圏</u>21万789人(8.98%)、<u>仙南圏</u>18万3,679人(7.82%)、<u>気仙沼・本吉圏</u>9万918人(3.87人)、<u>栗原圏</u>7万4,932人(3.19%)、<u>登米圏</u>8万3,969人(3.58%)である。</p>	<p>5 人口の推移 平成<u>27</u>年10月1日の国勢調査による本県の人口は、<u>233万3,899</u>人(男<u>114万167</u>人・女<u>119万3,732</u>人)で、全国<u>14</u>位であり、平成<u>22</u>年の国勢調査人口に対し<u>0.6</u>%、<u>1万4,266</u>人の減少となっている。 人口密度は、1㎢当たり、<u>320.5</u>人で全国平均<u>340.8</u>人を下回っている。 地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、<u>富谷市</u>、亘理郡、宮城郡、黒川郡の<u>6</u>市<u>7</u>町1村で構成される仙台<u>都市圏</u>が<u>152万8,508</u>人と人口の<u>65.5</u>%を占め、<u>大崎広域圏</u>20万5,925人(8.8%)、<u>石巻広域圏</u>19万3,051人(8.3%)、<u>仙南圏</u>17万7,192人(7.6%)、<u>登米広域圏</u>8万1,959人(3.5%)、<u>気仙沼・本吉広域圏</u>7万7,358人(3.3%)、<u>栗原広域圏</u>6万9,906人(3.0%)である。</p>	時点修正														

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	<p>7 交通</p> <p>(2) 鉄道 (略) 営業キロは平成28年3月末現在で新幹線124.8km, 在来線423.4kmに及んでいる。</p> <p>(3) 空港 (略) 平成27年11月現在, 国内定期便は, 国内8都市(札幌, 成田, 小松, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡, 沖縄), 国際定期便は海外5都市(ソウル, グアム, 北京, 上海, 台北)への路線が開設されている。 なお, 平成26年における輸送実績は, 旅客数が324万人, 貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港湾 本県の港湾は, 国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区, 松島港区)及び地方港湾として, 気仙沼港, 女川港など7港がある。 港湾における取扱貨物量は平成26年で4,703万トン, うち外国貿易貨物取扱量は1,407万トンである。</p>	<p>7 交通</p> <p>(2) 鉄道 (略) 営業キロは平成29年3月末現在で新幹線124.8km, 在来線424.1kmに及んでいる。</p> <p>(3) 空港 (略) 平成29年10月現在, 国内定期便は, 国内8都市(札幌, 成田, 小松, 名古屋, 大阪, 神戸, 広島, 福岡, 沖縄), 国際定期便は海外5都市(ソウル, グアム, 北京, 上海, 台北)への路線が開設されている。 なお, 平成28年における輸送実績は, 旅客数が316万人, 貨物量は6千トンであった。</p> <p>(4) 港湾 本県の港湾は, 国際拠点港湾として仙台塩釜港(仙台港区, 塩釜港区, 石巻港区, 松島港区)及び地方港湾として, 気仙沼港, 女川港など7港がある。 港湾における取扱貨物量は平成27年で4,545万トン, うち外国貿易貨物取扱量は1,262万トンである。</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
	第 2 章 災害予防対策		
	第 1 節 風水害に強い県土づくり		
	第 1 水害予防対策		
23	2 現況 (1) 河川 本県は、北上川、阿武隈川、鳴瀬側、名取川の4水系を中心として、 <u>385</u> の大小河川を有し、その総延長は約 <u>2,566</u> kmで、河川密度は全国平均を大幅に上回っている。	2 現況 (1) 河川 本県は、北上川、阿武隈川、鳴瀬側、名取川の4水系を中心として、 <u>388</u> の大小河川を有し、その総延長は約 <u>2,574</u> kmで、河川密度は全国平均を大幅に上回っている。	時点修正
	3 県土保全事業施行		
24	(2) 河川改修事業 イ 一級水系の河川整備基本方針 ○迫川 迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダム、荒砥沢ダムのほかに、新たに長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、既設の南谷地遊水地 <u>及び</u> 長沼ダムの建設 <u>並びに</u> 河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 (略)	(2) 河川改修事業 イ 一級水系の河川整備基本方針 ○迫川 迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダム、荒砥沢ダムのほかに、新たに長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、既設の南谷地遊水地、 <u>長沼ダムの建設及び</u> 河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 (略)	記述の適正化
25	○鳴瀬川 既設の漆沢ダムにより、計画高水流650m ³ /secを180m ³ /secに調節し、水道用水、工業用水、農業用水の補給を行うとともに、上流加美町においては、新たに筒砂子ダム <u>_____</u> により計画高水量650 m ³ /secに調節し、農業用水の補給を行う。 ○吉田川 (略)	○鳴瀬川 既設の漆沢ダムにより、計画高水流650m ³ /secを180m ³ /secに調節し、水道用水、工業用水、農業用水の補給を行うとともに、上流加美町においては、新たに筒砂子ダム <u>建設</u> により計画高水量650m ³ /secに調節し、農業用水の補給 <u>並びに発電用水の供給</u> を行う。 ○吉田川 (略)	河川整備計画に基づく修正
26	さらに大和町から河口までの区間については、 <u>_____</u> 堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。	さらに大和町から河口までの区間については、 <u>上流部に遊水地群を整備するとともに</u> 、 <u>_____</u> <u>に</u> 、堤防の改築及び低水路の掘削を行い、洪水の完全な流下を図る。	
	(3) ため池整備事業		
	イ ため池整備事業 農業用水源確保及び <u>国土保全</u> の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。 <u>_____</u>		
	イ ため池整備事業 農業用水源確保及び <u>破堤防止</u> の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。 <u>特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等</u> については、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施		防災重点ため池の詳細調査を実施予定

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考												
28	<p>9 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深_____等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。_____</p>	<p>9 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川(洪水予報河川)及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川(水位周知河川)について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、<u>浸水継続時間</u>等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。<u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>												
29	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>11 農業用ため池決壊時のハザードマップ作成</u> <u>農業用ため池について、市町村及び施設管理者と調整の上、防災重点ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</u></p>	<p>ため池のハザードマップ策定支援を実施予定</p>												
30	<p>第2 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>3 国土保全事業の施行</p> <p>(2) <u>防潮林、飛砂防備林</u>の造成</p> <p><u>波浪、高潮、飛砂</u>の被害を防止するため、_____防潮護岸工_____及び<u>防潮林、飛砂防備林</u>の回復に向けた<u>造成</u>事業を施行する。</p>	<p>第2 高潮、波浪等災害予防対策</p> <p>3 国土保全事業の施行</p> <p>(2) <u>海岸防災林</u>_____の造成</p> <p>_____飛砂・<u>潮害</u>等の被害を防止し、<u>津波流速の減殺にも寄与するため</u>、<u>防潮護岸工等の治山施設</u>及び_____ <u>海岸防災林</u>の回復に向けた<u>治山</u>事業を施行する。</p>	<p>記述の統一</p>												
32	<p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>宮城県土木部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>東北森林管理局_____治山課長</td> </tr> </table>	会長	宮城県土木部長	(略)	(略)	委員	東北森林管理局_____治山課長	<p>第3 土砂災害予防対策</p> <p>3 土砂災害防止対策の推進</p> <p>(2) 土砂災害防止のための啓発活動</p> <p>ハ 土砂災害対策推進連絡会 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>会長</td> <td>宮城県土木部長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>東北森林管理局<u>計画保全部</u>治山課長</td> </tr> </table>	会長	宮城県土木部長	(略)	(略)	委員	東北森林管理局 <u>計画保全部</u> 治山課長	<p>記述の適正化</p>
会長	宮城県土木部長														
(略)	(略)														
委員	東北森林管理局_____治山課長														
会長	宮城県土木部長														
(略)	(略)														
委員	東北森林管理局 <u>計画保全部</u> 治山課長														

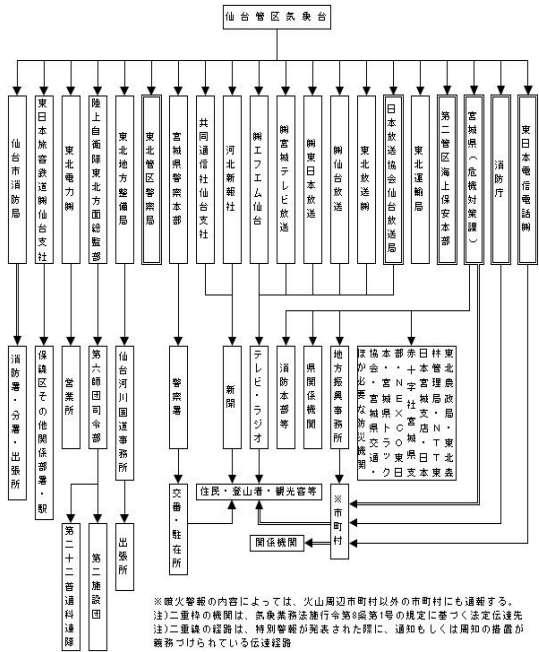
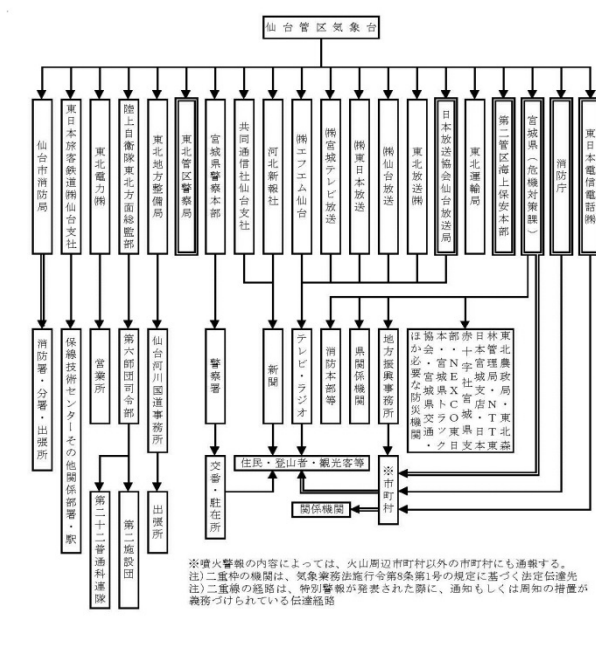
宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
33	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p>	<p>(3) 市町村の役割</p> <p>イ 市町村地域防災計画において定める事項</p> <p>(イ) 雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項</p>	記述の適正化
34	<p>4 地すべり等防止事業</p> <p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は66箇所役2,294.62haが指定されている。</p>	<p>4 地すべり等防止事業</p> <p>地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフでおおわれている奥羽山脈の東端部に主に存在しており、本県の地すべり地域は、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり防止区域は67箇所役2,301.13haが指定されている。</p>	時点修正
34	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として370箇所を指定しており、指定面積は483.755haに及んでいる。</p>	<p>5 急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>(略)</p> <p>本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも散在している。現在、危険箇所4,964箇所のうち、急傾斜地崩壊危険地区として371箇所を指定しており、指定面積は483.898haに及んでいる。</p>	時点修正
34	<p>6 砂防設備</p> <p>(略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,509箇所(約7,271ha)が指定されている。</p>	<p>6 砂防設備</p> <p>(略)</p> <p>なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,507箇所(約7,271ha)が指定されている。</p>	時点修正
38	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>6 雪崩危険箇所</p> <p>____県は、雪崩危険箇所等点検要領に基づき県内の雪崩危険箇所をあらかじめ調査し、376箇所を確認しており、3箇所の____対策施設を整備している。</p> <p>県では、関係機関・市町村及び住民に危険箇所を雪崩防災習慣(12月1日～12月7日)の期間____を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとられるよう雪崩災害対策を推進する。</p>	<p>第5 風雪害予防対策</p> <p>6 雪崩危険箇所</p> <p>____国・県は、雪崩危険箇所等点検要領に基づき県内の雪崩危険箇所をあらかじめ調査し、426箇所を確認しており、緊急度の高い箇所について計画的に対策施設を整備している。</p> <p>県では、関係機関・市町村及び住民に危険箇所を雪崩防災習慣(12月1日～12月7日)の期間や融雪期を重点的に雪崩災害に関する防災知識の普及・啓発、雪崩に関する知識の普及を推進し、適切な警戒避難体制がとられるよう雪崩災害対策を推進する。</p>	記述の適正化
	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p>	<p>第6 農林水産業災害予防対策</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																
39	3 防災措置等 県及び市町村は、次のとおり <u>農地</u> 、 <u>農業用施設</u> の災害予防対策を推進する。	3 防災措置等 県及び市町村は、次のとおり_____災害予防対策を推進する。	記述の適正化																
43	第7 火山災害予防対策 2 現況 (1) 県内の活火山 (略)	第7 火山災害予防対策 2 現況 (1) 県内の活火山 (略)	記述の適正化																
	<table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td>_____市町村名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	火山名	_____市町村名	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>火山名</td> <td><u>周辺</u>の市町村名</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	火山名	<u>周辺</u> の市町村名	(略)	(略)	記述の適正化								
火山名	_____市町村名																		
(略)	(略)																		
火山名	<u>周辺</u> の市町村名																		
(略)	(略)																		
44	(2) 火山の概要 (略) イ 栗駒山 (略) なお、仙台管区気象台では、平成22年(2010年)より常時観測(<u>振動</u> 観測、空振観測、望遠観測、地殻変動観測)を行っている。	(2) 火山の概要 (略) イ 栗駒山 (略) なお、仙台管区気象台では、平成22年(2010年)より常時観測(<u>震動</u> 観測、空振観測、望遠観測、地殻変動観測)を行っている。	記述の適正化																
44	ハ 蔵王山 (略) なお、仙台管区気象台では、平成22年(2010年)より常時観測(<u>振動</u> 観測、空振観測、望遠観測、地殻変動観測)を行っている。	ハ 蔵王山 (略) なお、仙台管区気象台では、平成22年(2010年)より常時観測(<u>震動</u> 観測、空振観測、望遠観測、地殻変動観測)を行っている。	記述の適正化																
45	3 火山災害の要因 (略)	3 火山災害の要因 (略)	記述の充実																
	<table border="1"> <tr> <td>火山活動</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融雪型火山泥流</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table>	火山活動	概要	(略)	(略)	融雪型火山泥流	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<table border="1"> <tr> <td>火山活動</td> <td>概要</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>融雪型火山泥流</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>火口湖決壊型の泥流</u></td> <td><u>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。</u></td> </tr> </table>	火山活動	概要	(略)	(略)	融雪型火山泥流	(略)	<u>火口湖決壊型の泥流</u>	<u>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。</u>	記述の充実
火山活動	概要																		
(略)	(略)																		
融雪型火山泥流	(略)																		
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																		
火山活動	概要																		
(略)	(略)																		
融雪型火山泥流	(略)																		
<u>火口湖決壊型の泥流</u>	<u>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。蔵王山では御釜由来の泥流が想定されている。</u>																		
45	4 防災事業等の推進 (3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル	4 防災事業等の推進 (3) 噴火警報等の発表、伝達及び噴火警戒レベル																	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	 <p>※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注）二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	 <p>※噴火警報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。 注）二重枠の機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先 注）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路</p>	<p>表内の記述の適正化</p>
56	<p>第2節 都市の防災対策 第4 都市公園施設</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>第2節 都市の防災対策 第4 都市公園施設</p> <p>県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点となる都市公園の整備促進及び配置を<u>行う</u>とともに、市町村が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、防災トイレ等の整備に努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
61	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 2 復旧用資機材の整備</p> <p>工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるように<u>に復旧用資材</u>を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	<p>第4節 ライフライン施設等の予防対策 第4 工業用水道施設 2 復旧用資機材の整備</p> <p>工業用水道施設が被災した場合に、直ちに、「企業局緊急時対策指針」に基づき、応急復旧に着手できるように <u>復旧用資機材</u>を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
66	<p>第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3)普及・啓発等の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の <u>近隣の退避場所</u> への避難や <u>屋内退避</u> (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 <u>(新設)</u> (略)</p>	<p>第5節 防災知識の普及 第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3)普及・啓発等の実施 (略) 【住民等への普及・啓発を図る事項】 (略) ② 避難行動に関する知識 ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・ 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の <u>「近隣の安全な場所」</u> への避難や <u>「屋内安全確保」</u> (略) ③ 家庭内での予防・安全対策 ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 ・ <u>保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
67	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける <u>w i - f i</u> 接続サービスなどの普及を促進する。</p>	<p>(5) 災害時の連絡方法の普及 ロ 災害時通信方法の普及促進 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおける <u>W i - F i</u> 接続サービスなどの普及を促進する。</p>	<p>記述の適正化</p>
75	<p>第6節 防災訓練の実施 第8 企業等の防災訓練 (略) 5 <u>市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</u></p>	<p>第6節 防災訓練の実施 第8 企業等の防災訓練 (略) 5 <u>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水や土砂災害に関する避難確保計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の避難訓練を実施する。</u></p>	<p>水防法・土砂法の改正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
79	<p>第7節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (4) 要配慮者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u> </u>の<u>了解</u>を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 災害発生時の活動 (4) 避難の実施 市町村長の<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>第7節 地域における防災体制 第4 自主防災組織の活動 1 平常時の活動 (4) 要配慮者の情報把握・共有 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>本人の同意</u>を得た上で、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 災害発生時の活動 (4) 避難の実施 市町村長の<u>避難勧告等</u>又は警察官等から避難指示が発令された場合は、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 (略)</p>	<p>記述の統一</p> <p>記述の統一</p>
86	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (主な実施機関) 県(総務部、<u> </u><u> </u><u> </u><u> </u><u> </u><u> </u><u> </u>)</p> <p>第2 企業等の役割 (新設)</p> <p>(4) 地下街・<u>要配慮者利用施設</u>・大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施 (略) また、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図る</p>	<p>第9節 企業等の防災対策の推進 (主な実施機関) 県(総務部、<u>保健福祉部</u>、<u>経済商工観光部</u>、<u>土木部</u>)</p> <p>第2 企業等の役割 (4) <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施</u> <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成する。</u> <u>特に、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項、その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項等を定めた避難確保計画を作成する。また、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した避難確保計画及び自衛防災組織の構成員等について、市町村長に報告するとともに、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。</u></p> <p>(5) 地下街・<u> </u>大規模工場等における避難確保・浸水防止対策の実施 (略)</p>	<p>避難確保計画に関する記述の追加に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>水防法、土砂法の改正による修正</p> <p>上記新設項目と重複するため、削除</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
86	<p><u>ための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成，当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし，作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告する。</u> <u>また，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練の実施に努める。</u> (略)</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関の役割 (新設)</p>	<p>(略)</p> <p>2 県，市町村及び防災関係機関の役割 (4) 避難確保計画に対する助言及び指導 <u>県及び市町村は，要配慮者利用施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努める。また，洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり，かつ市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について，積極的に支援を行うとともに，市町村は，避難確保計画を作成していない施設について，必要な指示を行い，その指示に従わなかったときは，その旨を公表する等，避難確保計画の作成を促すための必要な措置をとる。</u></p>	<p>水防法，土砂法の改正による修正</p>
88	<p>第10節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は，市町村及び防災関係機関と連携し，災害時における緊急情報連絡を確保するため，無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに，有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。</p>	<p>第10節 情報通信網の整備 第2 県における災害通信網の整備 1 情報伝達ルートの多重化 県は，市町村及び防災関係機関と連携し，災害時における緊急情報連絡を確保するため，無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに，有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。<u>特に，耐災害性に優れている衛星系ネットワークは，大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ，消防庁，県，各市町村，各消防本部等を通じた一体的な整備を図る。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p>
107	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県では，平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し，平成13年2月から県と仙台市の共同事業として，仙台市若林区荒浜地内にヘリポートを整備しヘリコプター運航基地として供用していたが，東日本大震災により<u>防災ヘリコプター及びヘリポートが被災し，使用不能となったことから，仙台市とともに新たなヘリポートの整備について検討を進め，ヘリコプター運航拠点の整備を図る。</u></p>	<p>第12節 防災拠点等の整備・充実 第4 ヘリポートの整備 県は，<u>東日本大震災により被災し，使用不能となったヘリポートについて，仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り，平成30年4月から供用を開始する。</u></p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）		修正後		備考	
120			北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院	仙台	東北大学病院, 仙台市立病院, 東北労災病院, 仙台赤十字病院, 仙台オープン病院, 東北医科薬科大学病院, 坂総合病院, 総合南東北病院	二次医療圏域毎に修正
	大崎		大崎市民病院	大崎・栗原	大崎市民病院 栗原市立栗原中央病院	
	栗原		栗原市立栗原中央病院	石巻・登米・気仙沼	石巻赤十字病院 登米市立登米市民病院 気仙沼市立病院	
	登米		登米市立登米市民病院			
	石巻		石巻赤十字病院			
気仙沼		気仙沼市立病院				
120	宮城県災害拠点病院図		宮城県災害拠点病院図		図の差し替え	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
125	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成28年3月)</p> <p>医療機関 <u>141</u>，消防本部12，県医師会，宮城県（保健福祉部，各保健福祉事務所） 仙台市（健康福祉局，各区保健福祉センター）</p>	<p>第3 情報連絡体制の整備</p> <p>1 災害時情報伝達手段の確保</p> <p>宮城県救急医療情報システム (略)</p> <p>◎システム参加機関(平成29年3月)</p> <p>医療機関 <u>156</u>，消防本部12，県医師会，宮城県（保健福祉部，各保健福祉事務所） 仙台市（健康福祉局，各区保健福祉センター）</p>	時点修正
127	(新設)	<p>第7 高齢者，障害者等への福祉支援の広域的な体制の構築</p> <p>県は，宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県，県内市町村，宮城県社会福祉協議会，福祉関係機関・団体により構成)により広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに，高齢者，障害者等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チームの派遣体制の構築に努める。</p>	宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の設立に伴う修正
128	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は，多重化や代替性 _____ を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送道路網や輸送拠点(港湾，漁港，空港等，トラックターミナル，卸売市場等)・集積拠点について把握・点検し，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ(火山災害においては，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ)，関係機関と協議の上， _____</p> <p>_____ 緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	<p>第15節 緊急輸送体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送ネットワークの形成</p> <p>1 緊急輸送ネットワークの設定</p> <p>県及び関係機関は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ，災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路，港湾，漁港，飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル，卸売市場，展示場，体育館等の輸送拠点について把握・点検し，これらを調整し，災害に対する安全性を考慮しつつ(火山災害においては，火山活動に伴う二次的な土砂災害を受ける恐れのある区域を考慮しつつ)，関係機関と協議の上，県及び市町村がそれぞれ設置する物資輸送拠点を経て，各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに，関係機関等に対する周知徹底に努める。</p>	防災基本計画の修正
129	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者 _____ は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要の人員，資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p>	<p>第3 緊急輸送道路の確保</p> <p>4 道路啓開体制の整備</p> <p>道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者は，発災後の道路の障害物除去による道路啓開，応急復旧等に必要の人員，資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。</p>	防災基本計画の修正
132	<p>第16節 避難対策</p> <p>第2 避難誘導体制</p> <p>県及び市町村は，避難勧告等について，河川管理者，水防管理者等の協力を得つつ，あらかじめ，避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際，水害と土砂災</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第2 避難誘導体制</p> <p>_____ 市町村は，避難勧告等について，河川管理者，水防管理者等の協力を得つつ，あらかじめ，避難勧告等の発令区域やタイミングを設定する。この際，水害と土砂災</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
136	<p>害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <hr/> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底（略）</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p> <p>第6 避難誘導體制の整備</p> <p>5 避難勧告等の発令対象地域の設定</p> <p>(1) 水害</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>避難勧告等の発令対象地域について</u>、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域をあらかじめ把握しておくことが望ましい。</p>	<p>害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、市町村に対し、避難勧告等の発令基準策定の支援を行うなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。また、市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</u></p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するための地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 指定緊急避難場所の指定及び周知徹底（略）</p> <p>また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の安全な場所への移動又は屋内安全確保等を行うべきこと、さらには指定緊急避難場所が災害種別に応じて指定されており、災害種別に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。</p> <p>第6 避難誘導體制の整備</p> <p>5 避難勧告等の発令対象区域の設定</p> <p>(1) 水害</p> <p><u>洪水予報河川と水位周知河川については、水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域を参考に、避難勧告等の発令区域を設定する。また、その他河川については、地形や過去の浸水実績等の情報も活用し、それぞれの河川の特성에応じて区域を設定する。</u></p> <p><u>洪水浸水想定区域は、最大水深を公表しているものであるため、実際の避難勧告等の発令においては、発令時の河川の状況や決壊等のおそれのある地点等を考慮する必要があることから、市町村は、河川管理者が算定した洪水規模別、破堤地点別に浸水が想定される区域をあらかじめ把握しておくことが望ましい。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	<p>また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象<u>地域</u>を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 高潮災害</p> <p>_____水位周知海岸_____</p> <p>_____においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域_____</p> <p>_____を基本とし、<u>それ以外の海岸に</u>_____</p> <p><u>おいては浸水するおそれのある区域とする。</u></p> <p>ただし、高潮浸水想定区域は中小規模の高潮対象としたものではないため、市町村は、中小規模の高潮により浸水想定により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また水位周知河川以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象<u>地域</u>を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者_____の<u>了解</u>を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p>	<p>また、大河川の下流部等では、同一の浸水区域内においても氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象<u>区域</u>を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p><u>(2) 土砂災害</u></p> <p><u>土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂災害に関するメッシュ情報で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。</u></p> <p>(3) 高潮災害</p> <p><u>避難勧告等の発令対象区域は浸水のおそれのある区域とし、水位周知海岸が指定されている場合においてはその指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</u></p> <p>ただし、高潮浸水想定区域は中小規模の高潮対象としたものではないため、市町村は、中小規模の高潮により浸水想定により浸水が想定される区域について県が算定したものを、あらかじめ把握しておくことが望ましい。また水位周知河川以外の海岸においても、同様の考えにより浸水するおそれのある区域を算定したものを把握しておく。</p> <p>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象<u>区域</u>を徐々に広げていくという方法も考えられる。</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者<u>本人の同意</u>を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p>	<p>記述の充実</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定</p> <p>記述の統一</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
137	<p>3 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立 社会福祉施設等の管理者は、災害時の<u>迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。</u></p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) 情報共有及び避難支援計画野策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者<u>の了解</u>を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。</p>	<p>3 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立 社会福祉施設等の管理者は、災害時の<u>円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防止体制や訓練等を定めた計画を作成するとともに、自衛防災組織を整備するよう努める。</u></p> <p>4 在宅者対応</p> <p>(1) 情報共有及び避難支援計画野策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者<u>本人の同意</u>を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。</p>	<p>水防法の改正に伴う修正</p>
138	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略) なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（平成28年8月）を参考とする。</p>	<p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 (略) なお、避難勧告等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（平成29年1月）を参考とする。</p>	<p>記述の統一</p> <p>避難勧告等に関するガイドラインの改定</p>
141	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p>6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図る<u>よう</u> <u>努める。</u></p>	<p>第17節 避難受入れ対策</p> <p>6 避難所の運営・管理 避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成28年4月改定）を参考にしながら、避難所における生活環境のより一層の向上を図る<u>ため、必要に応じ、市町村、各避難所運営者は、専門家等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正</p>
143	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会<u>と連携を図って</u>応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>	<p>第5 応急仮設住宅対策</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会<u>や地元企業と連携を図って</u>応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</p>	<p>実態に合わせた記述の修正</p>
144	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>5 避難対策</p>	<p>第6 帰宅困難者対策</p> <p>5 避難対策</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
145	<p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者<u>等</u>との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備</p>	<p>(2) 情報伝達体制の整備 県及び沿岸市町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。また、鉄道事業者<u>等</u>との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。</p> <p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備</p>	記述の適正化
146	<p>県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者<u>等</u>等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>県及び市町村は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、<u>外国人</u>等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	防災基本計画の修正
155	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び<u>従事者</u>等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時取るべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。</p>	<p>第19節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策 第2 高齢者、障害者等への支援対策 1 社会福祉施設等の安全確保対策 (3) 防災教育及び避難誘導方法の確立 社会福祉施設等は、入居者及び<u>施設職員</u>等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基本的な知識や災害時取るべき行動等について、理解や関心を高めるための防災教育を行う。</p>	記述の統一
156	<p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣<u>等</u>により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体<u>等</u>の福祉関係者との連携に努める。</p>	<p>(4) 業務継続体制の構築 社会福祉施設等は、施設や設備が大きく被災し入居者が施設での生活が維持できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣<u>等</u>により介護の継続が可能な体制を整えることができるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。</p> <p>2 要配慮者の災害予防対策 (2) 要配慮者の把握 イ 要配慮者の所在把握 (イ) (略) また、平常時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体<u>高齢者団体</u>等の福祉関係者との連携に努める。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
157	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新 (略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する_____。</p>	<p>(3) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>イ 名簿の作成・更新 (略)</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p>	
159	<p>ロ 名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、_____</p> <p>_____あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、_____多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p>	<p>ロ 名簿の提供</p> <p>市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、<u>あるいは当該市町村の条例の定めにより、</u>あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体_____等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p>	<p>(8) 相互協力体制の整備</p> <p>市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体・<u>高齢者団体</u>等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民（自主防災組織等）、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</p>	<p>記述の適正化</p>
	<p>(9) 情報伝達の普及</p> <p>県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(<u>情報が常に流れているもの</u>_____)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>(9) 情報伝達の普及</p> <p>県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える形態端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(<u>ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの</u>)の他、視聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯端末、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	<p>記述の充実化</p>
160	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>15,000人</u>(平成25年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町村と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p>	<p>第3 外国人への支援対策</p> <p>本県に在住する外国人は、現在約<u>19,000人</u>(平成28年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び沿岸市町村と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
	<p>ため、南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青__山変電所及び御町変電所に非常用発電装置を設置している。</p>	<p>ため、南北線は北仙台変電所及び長町南変電所、東西線は青<u>葉</u>山変電所及び御町変電所に非常用発電装置を設置している。</p>	<p>記述の適正化</p>

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考		
188	第 3 章 災害応急対策				
	第 1 節 防災気象情報の伝達				
	第 2 節 防災気象情報				
	種類	概要		種類	概要
	(略)	(略)		(略)	(略)
	気象情報	(略) (1) <u>予告的な情報</u> (略) (2) <u>特別警報・警報・注意報を補完する気象情報</u> (略)		気象情報	(略) (1) <u>予告的情報</u> (略) (2) <u>補足的情報</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)		
土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、 <u>大雨警報または大雨特別警報発表中に</u> 、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。	土砂災害警戒情報	県と仙台管区気象台が共同で発表する情報で、 <u>大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で</u> 、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村(仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域)ごとに発表される。		
竜巻注意情報	(略)また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、 <u>目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、県単位で発表する。</u> (略)	竜巻注意情報	(略)また、竜巻の目撃情報が得られて、 <u>その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている場合にも</u> _____発表する。(略)		

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
190	<p>(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表</p>	<p>(別表2) 警報・注意報発表基準一覧表</p> <p>警報・注意報発表基準一覧表</p>	<p>警報等発表基準変更による図の差し替え</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																						
191	<p>(別表3)大雨警報発表基準</p> <p>(別表3)大雨警報発表基準 (平成28年10月10日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=45</td><td>101</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>R3=80</td><td>108</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td><td>109</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>R3=80</td><td>101</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>R1=50</td><td>111</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>R1=50</td><td>101</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>R1=50</td><td>113</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>R1=50</td><td>113</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>平地地:R3=90 平地地以外:R1=45</td><td>85</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>R3=90</td><td>108</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=45</td><td>101</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>R1=45</td><td>102</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>R1=45</td><td>102</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td><td>92</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>R1=50</td><td>85</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td><td>101</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>R3=90</td><td>95</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>平地地:R1=45 平地地以外:R3=80</td><td>107</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>R1=45</td><td>95</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>R1=45</td><td>103</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>R1=50</td><td>95</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td><td>107</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=45</td><td>107</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>R1=45</td><td>108</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=45</td><td>109</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td><td>104</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>平地地:R1=50 平地地以外:R1=60</td><td>95</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td><td>99</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>平地地:R1=45 平地地以外:R1=50</td><td>101</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>R1=50</td><td>102</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>R1=50</td><td>102</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>平地地:R1=50 平地地以外:R1=60</td><td>95</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>R1=60</td><td>98</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>R1=60</td><td>84</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>平地地:R1=50 平地地以外:R1=60</td><td>98</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>平地地:R1=50 平地地以外:R1=60</td><td>108</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>平地地:R1=50 平地地以外:R1=60</td><td>109</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>R1=60</td><td>104</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	101	塩竈市	R3=80	108	名取市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	109	多賀城市	R3=80	101	岩沼市	R1=50	111	富谷市	R1=50	101	亶理町	R1=50	113	山元町	R1=50	113	松島町	平地地:R3=90 平地地以外:R1=45	85	七ヶ浜町	R3=90	108	利府町	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	101	大和町東部	R1=45	102	大郷町	R1=45	102	石巻地域	石巻市	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	92	東松島市	R1=50	85	女川町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	101	東部大崎	大崎市東部	R3=90	95	涌谷町	平地地:R1=45 平地地以外:R3=80	107	美里町	R1=45	95	気仙沼地域	気仙沼市	R1=45	103	南三陸町	R1=50	95	東部仙南	角田市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	107	大河原町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	107	村田町	R1=45	108	柴田町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	109	丸森町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	104	登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	95	栗原市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	99	西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=45 平地地以外:R1=50	101	大和町西部	R1=50	102	大衡村	R1=50	102	西部仙南	白石市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	95	蔵王町	R1=60	98	七ヶ宿町	R1=60	84	川崎町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	98	西部大崎	大崎市西部	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	108	色麻町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	109	加美町	R1=60	104	西部栗原	栗原市西部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	99	<p>(別表3)大雨警報発表基準</p> <p>(別表3)大雨警報発表基準 平成29年7月2日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>13</td><td>101</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>14</td><td>108</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>18</td><td>109</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>19</td><td>101</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>19</td><td>111</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>16</td><td>101</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>19</td><td>113</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>16</td><td>113</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>16</td><td>85</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>18</td><td>108</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>15</td><td>101</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>16</td><td>102</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>16</td><td>102</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>12</td><td>92</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>13</td><td>85</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>12</td><td>101</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>15</td><td>95</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>15</td><td>107</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>19</td><td>95</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>12</td><td>103</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>13</td><td>95</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>15</td><td>107</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>12</td><td>107</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>12</td><td>108</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>15</td><td>109</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>12</td><td>104</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>18</td><td>95</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>18</td><td>99</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>12</td><td>101</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>15</td><td>102</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>14</td><td>102</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>15</td><td>95</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>18</td><td>98</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>17</td><td>84</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>16</td><td>98</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>20</td><td>108</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>20</td><td>109</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>18</td><td>104</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>17</td><td>99</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	仙台市東部	13	101	塩竈市	14	108	名取市	18	109	多賀城市	19	101	岩沼市	19	111	富谷市	16	101	亶理町	19	113	山元町	16	113	松島町	16	85	七ヶ浜町	18	108	利府町	15	101	大和町東部	16	102	大郷町	16	102	石巻地域	石巻市	12	92	東松島市	13	85	女川町	12	101	東部大崎	大崎市東部	15	95	涌谷町	15	107	美里町	19	95	気仙沼地域	気仙沼市	12	103	南三陸町	13	95	東部仙南	角田市	15	107	大河原町	12	107	村田町	12	108	柴田町	15	109	丸森町	12	104	登米・東部栗原	登米市	18	95	栗原市東部	18	99	西部仙台	仙台市西部	12	101	大和町西部	15	102	大衡村	14	102	西部仙南	白石市	15	95	蔵王町	18	98	七ヶ宿町	17	84	川崎町	16	98	西部大崎	大崎市西部	20	108	色麻町	20	109	加美町	18	104	西部栗原	栗原市西部	17	99	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩竈市	R3=80	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	名取市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	多賀城市	R3=80	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	岩沼市	R1=50	111																																																																																																																																																																																																																																																																						
	富谷市	R1=50	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	亶理町	R1=50	113																																																																																																																																																																																																																																																																						
	山元町	R1=50	113																																																																																																																																																																																																																																																																						
	松島町	平地地:R3=90 平地地以外:R1=45	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ浜町	R3=90	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	利府町	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町東部	R1=45	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大郷町	R1=45	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石巻地域	石巻市	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	92																																																																																																																																																																																																																																																																					
東松島市		R1=50	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
女川町		平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部大崎	大崎市東部	R3=90	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	涌谷町	平地地:R1=45 平地地以外:R3=80	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	美里町	R1=45	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
気仙沼地域	気仙沼市	R1=45	103																																																																																																																																																																																																																																																																						
	南三陸町	R1=50	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙南	角田市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大河原町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	村田町	R1=45	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	柴田町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	丸森町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	104																																																																																																																																																																																																																																																																						
登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	栗原市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	99																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=45 平地地以外:R1=50	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町西部	R1=50	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大衡村	R1=50	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙南	白石市	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	蔵王町	R1=60	98																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ宿町	R1=60	84																																																																																																																																																																																																																																																																						
	川崎町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	98																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部大崎	大崎市西部	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	色麻町	平地地:R1=50 平地地以外:R1=60	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	加美町	R1=60	104																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部栗原	栗原市西部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	99																																																																																																																																																																																																																																																																						
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙台	仙台市東部	13	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	塩竈市	14	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	名取市	18	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	多賀城市	19	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	岩沼市	19	111																																																																																																																																																																																																																																																																						
	富谷市	16	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	亶理町	19	113																																																																																																																																																																																																																																																																						
	山元町	16	113																																																																																																																																																																																																																																																																						
	松島町	16	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ浜町	18	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	利府町	15	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町東部	16	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大郷町	16	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	石巻地域	石巻市	12	92																																																																																																																																																																																																																																																																					
東松島市		13	85																																																																																																																																																																																																																																																																						
女川町		12	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部大崎	大崎市東部	15	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	涌谷町	15	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	美里町	19	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
気仙沼地域	気仙沼市	12	103																																																																																																																																																																																																																																																																						
	南三陸町	13	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
東部仙南	角田市	15	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大河原町	12	107																																																																																																																																																																																																																																																																						
	村田町	12	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	柴田町	15	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	丸森町	12	104																																																																																																																																																																																																																																																																						
登米・東部栗原	登米市	18	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	栗原市東部	18	99																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙台	仙台市西部	12	101																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大和町西部	15	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
	大衡村	14	102																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部仙南	白石市	15	95																																																																																																																																																																																																																																																																						
	蔵王町	18	98																																																																																																																																																																																																																																																																						
	七ヶ宿町	17	84																																																																																																																																																																																																																																																																						
	川崎町	16	98																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部大崎	大崎市西部	20	108																																																																																																																																																																																																																																																																						
	色麻町	20	109																																																																																																																																																																																																																																																																						
	加美町	18	104																																																																																																																																																																																																																																																																						
西部栗原	栗原市西部	17	99																																																																																																																																																																																																																																																																						

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																										
192	<p>(別表4) 洪水警報発表基準</p> <p>(平成28年10月10日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">東部仙台</td> <td>仙台市東部</td> <td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=45</td> <td>広瀬川流域=30</td> <td>平地地:R3=50 かつ 名取川流域=40</td> <td>名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td>R3=80</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td> <td>増田川流域=15 五間堀川流域=15</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>R3=80</td> <td>砂押川流域=13</td> <td>—</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>R1=50</td> <td>五間堀川流域=14</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>R1=50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合・新田橋〕</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>R1=50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>R1=50</td> <td>坂元川流域=13</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>平地地:R3=90 平地地以外:R1=45</td> <td>—</td> <td>平地地:R3=60 かつ 吉田川流域=16</td> <td>鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td>R3=90</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利府町</td> <td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=45</td> <td>砂押川流域=9</td> <td>—</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>R1=45</td> <td>富床川流域=11 善川流域=12</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合・新田橋〕</td> </tr> <tr> <td>大郷町</td> <td>R1=45</td> <td>鶴田川流域=10</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合・粕川〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石巻地域</td> <td>石巻市</td> <td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td> <td>定川流域=8</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>R1=50</td> <td>定川流域=10</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部大崎</td> <td>大崎市東部</td> <td>R3=90</td> <td>小山田川流域=11 田尻川流域=8</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕</td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>平地地:R1=45 平地地以外:R3=80</td> <td>田尻川流域=12 出来川流域=10</td> <td>平地地:R1=30 かつ 江合川流域=19</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>R1=45</td> <td>出来川流域=12</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気仙沼地域</td> <td>気仙沼市</td> <td>R1=45</td> <td>大川流域=19 津谷川流域=13</td> <td>平地地:R1=30 かつ 大川流域=15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>R1=60</td> <td>新井田川流域=8 八幡川流域=14</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部山南</td> <td>角田市</td> <td>平地地:R3=80 平地地以外:R1=50</td> <td>高倉川流域=9</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=45</td> <td>荒川流域=14</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>R1=45</td> <td>荒川流域=15</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=45</td> <td>五間堀川流域=13</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>平地地:R3=70 平地地以外:R1=60</td> <td>内川流域=11 種子尾川流域=12</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	広瀬川流域=30	平地地:R3=50 かつ 名取川流域=40	名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕	塩竈市	R3=80	—	—	—	名取市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	増田川流域=15 五間堀川流域=15	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕	多賀城市	R3=80	砂押川流域=13	—	七北田川〔市名坂〕	岩沼市	R1=50	五間堀川流域=14	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	富谷市	R1=50	—	—	吉田川〔落合・新田橋〕	亶理町	R1=50	—	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	山元町	R1=50	坂元川流域=13	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	松島町	平地地:R3=90 平地地以外:R1=45	—	平地地:R3=60 かつ 吉田川流域=16	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕	七ヶ浜町	R3=90	—	—	—	利府町	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	砂押川流域=9	—	七北田川〔市名坂〕	大和町東部	R1=45	富床川流域=11 善川流域=12	—	吉田川〔落合・新田橋〕	大郷町	R1=45	鶴田川流域=10	—	吉田川〔落合・粕川〕	石巻地域	石巻市	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	定川流域=8	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕	東松島市	R1=50	定川流域=10	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕	女川町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	—	—	—	東部大崎	大崎市東部	R3=90	小山田川流域=11 田尻川流域=8	—	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕	涌谷町	平地地:R1=45 平地地以外:R3=80	田尻川流域=12 出来川流域=10	平地地:R1=30 かつ 江合川流域=19	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕	美里町	R1=45	出来川流域=12	—	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕	気仙沼地域	気仙沼市	R1=45	大川流域=19 津谷川流域=13	平地地:R1=30 かつ 大川流域=15	—	南三陸町	R1=60	新井田川流域=8 八幡川流域=14	—	—	東部山南	角田市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	高倉川流域=9	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	大河原町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	荒川流域=14	—	白石川〔大河原・白石〕	村田町	R1=45	荒川流域=15	—	白石川〔大河原〕	柴田町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	五間堀川流域=13	—	阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕	丸森町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	内川流域=11 種子尾川流域=12	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	<p>(別表4) 洪水警報発表基準</p> <p>平成29年3月7日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準*</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">東部仙台</td> <td>仙台市東部</td> <td>北青山連河・青森山連河流域=9.3, 北青山連河=9.4, 田尻川流域=9.8, 梅田川流域=12.2</td> <td>名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 3.9), 北青山連河・青森山連河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 増田川流域=(8, 4.0), 梅田川流域=(8, 11.2)</td> <td>名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>増田川流域=9.6, 北青山連河=24.5, 田尻川流域=9.7, 志賀川流域=16.9</td> <td>増田川流域=(8, 18.8), 北青山連河=(8, 24.5), 田尻川流域=(6, 9.7), 志賀川流域=(6, 16.9)</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域=15.8</td> <td>砂押川流域=(8, 12.4)</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=10.8, 志賀川流域=8.6</td> <td>川内河川流域=(8, 7.7), 五間堀川流域=(8, 10.1), 志賀川流域=(8, 7.7)</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>西川流域=5.9</td> <td>竹村川流域=(12, 10.6)</td> <td>吉田川〔落合・新田橋〕</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>鹿野川流域=9.5, 鹿野川流域=11.7, 戸花川流域=9.6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>鶴田川流域=17.9, 田尻川流域=7.7</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利府町</td> <td>砂押川流域=11.2</td> <td>—</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>善川流域=6, 善川流域=17.7</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合・新田橋〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大崎地域</td> <td>大崎町</td> <td>鶴田川流域=12.1, 味相川流域=9.2, 味相川流域=9.2</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合・粕川〕</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>大川流域=8.5, 大河川流域=9.8, 中島川流域=10.5, 湯野川流域=6.5, 真野川流域=14.2, 田尻川流域=6.6, 高木川流域=2, 北北上連河流域=3.3</td> <td>田北上川流域=(7, 27.1), 大河川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 3.3), 湯野川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.2), 田尻川流域=(11, 5.9)</td> <td>鳴瀬川〔野田橋〕 北北上川下流〔和瀬・鶴野川上流〕 旧北上川〔和瀬・大郷〕 善川〔涌谷〕</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>定川流域=4, 定川流域=17.5</td> <td>定川流域=(8, 15.3)</td> <td>鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">女川町</td> <td>女川町</td> <td>女川流域=10.1</td> <td>女川流域=(7, 7.4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大崎市東部</td> <td>田尻川流域=11.7, 中野生沢川流域=4.7, 津江川流域=6.6, 鶴田川流域=14.6, 広瀬川流域=6.6, 大正川流域=2, 津井川流域=6.6, 田尻川流域=2.8</td> <td>鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田尻川流域=(6, 10.8), 中野生沢川流域=(6, 4.2), 大正川流域=(6, 5.7), 津井川流域=(6, 5.9), 田尻川流域=(10, 20.6)</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">涌谷町</td> <td>田尻川流域=9.3, 出来川流域=8</td> <td>江合川流域=(7, 18), 出来川流域=(10, 27.7)</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域=9.4, 田尻川流域=10.2, 善川流域=9.2, 鶴田川流域=7.6</td> <td>江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 5.7), 田尻川流域=(7, 9.1), 善川流域=(7, 8.5), 鶴田川流域=(7, 6.4)</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気仙沼地域</td> <td>気仙沼市</td> <td>青野川流域=6.9, 野田川流域=11.9, 大川流域=23.6, 津谷川流域=20.9, 津山川流域=2.2, 柳川流域=8.5, 馬籠川流域=2.1</td> <td>鹿野川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 19.9), 津山川流域=(6, 4.6), 津谷川流域=(6, 5.2), 柳川流域=(6, 10.9)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水原川流域=7.3, 新田川流域=6.8, 水戸辺川流域=12.5, 西戸川流域=9</td> <td>八幡川流域=(6, 6.2), 水戸辺川流域=(5, 11.2)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	仙台市東部	北青山連河・青森山連河流域=9.3, 北青山連河=9.4, 田尻川流域=9.8, 梅田川流域=12.2	名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 3.9), 北青山連河・青森山連河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 増田川流域=(8, 4.0), 梅田川流域=(8, 11.2)	名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕	塩竈市	—	—	—	名取市	増田川流域=9.6, 北青山連河=24.5, 田尻川流域=9.7, 志賀川流域=16.9	増田川流域=(8, 18.8), 北青山連河=(8, 24.5), 田尻川流域=(6, 9.7), 志賀川流域=(6, 16.9)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕	多賀城市	砂押川流域=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川〔市名坂〕	岩沼市	川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=10.8, 志賀川流域=8.6	川内河川流域=(8, 7.7), 五間堀川流域=(8, 10.1), 志賀川流域=(8, 7.7)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	富谷市	西川流域=5.9	竹村川流域=(12, 10.6)	吉田川〔落合・新田橋〕	亶理町	—	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕	山元町	鹿野川流域=9.5, 鹿野川流域=11.7, 戸花川流域=9.6	—	—	松島町	鶴田川流域=17.9, 田尻川流域=7.7	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕	七ヶ浜町	—	—	—	利府町	砂押川流域=11.2	—	七北田川〔市名坂〕	大和町東部	善川流域=6, 善川流域=17.7	—	吉田川〔落合・新田橋〕	大崎地域	大崎町	鶴田川流域=12.1, 味相川流域=9.2, 味相川流域=9.2	—	吉田川〔落合・粕川〕	石巻市	大川流域=8.5, 大河川流域=9.8, 中島川流域=10.5, 湯野川流域=6.5, 真野川流域=14.2, 田尻川流域=6.6, 高木川流域=2, 北北上連河流域=3.3	田北上川流域=(7, 27.1), 大河川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 3.3), 湯野川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.2), 田尻川流域=(11, 5.9)	鳴瀬川〔野田橋〕 北北上川下流〔和瀬・鶴野川上流〕 旧北上川〔和瀬・大郷〕 善川〔涌谷〕	東松島市	定川流域=4, 定川流域=17.5	定川流域=(8, 15.3)	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕	女川町	女川町	女川流域=10.1	女川流域=(7, 7.4)	—	大崎市東部	田尻川流域=11.7, 中野生沢川流域=4.7, 津江川流域=6.6, 鶴田川流域=14.6, 広瀬川流域=6.6, 大正川流域=2, 津井川流域=6.6, 田尻川流域=2.8	鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田尻川流域=(6, 10.8), 中野生沢川流域=(6, 4.2), 大正川流域=(6, 5.7), 津井川流域=(6, 5.9), 田尻川流域=(10, 20.6)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕	涌谷町	田尻川流域=9.3, 出来川流域=8	江合川流域=(7, 18), 出来川流域=(10, 27.7)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕	美里町	出来川流域=9.4, 田尻川流域=10.2, 善川流域=9.2, 鶴田川流域=7.6	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 5.7), 田尻川流域=(7, 9.1), 善川流域=(7, 8.5), 鶴田川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕	気仙沼地域	気仙沼市	青野川流域=6.9, 野田川流域=11.9, 大川流域=23.6, 津谷川流域=20.9, 津山川流域=2.2, 柳川流域=8.5, 馬籠川流域=2.1	鹿野川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 19.9), 津山川流域=(6, 4.6), 津谷川流域=(6, 5.2), 柳川流域=(6, 10.9)	—	南三陸町	新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水原川流域=7.3, 新田川流域=6.8, 水戸辺川流域=12.5, 西戸川流域=9	八幡川流域=(6, 6.2), 水戸辺川流域=(5, 11.2)	—	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																																								
東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	広瀬川流域=30	平地地:R3=50 かつ 名取川流域=40	名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																								
	塩竈市	R3=80	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																								
	名取市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	増田川流域=15 五間堀川流域=15	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕																																																																																																																																																																																																																																								
	多賀城市	R3=80	砂押川流域=13	—	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																								
	岩沼市	R1=50	五間堀川流域=14	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕																																																																																																																																																																																																																																								
	富谷市	R1=50	—	—	吉田川〔落合・新田橋〕																																																																																																																																																																																																																																								
	亶理町	R1=50	—	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕																																																																																																																																																																																																																																								
	山元町	R1=50	坂元川流域=13	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕																																																																																																																																																																																																																																								
	松島町	平地地:R3=90 平地地以外:R1=45	—	平地地:R3=60 かつ 吉田川流域=16	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕																																																																																																																																																																																																																																								
	七ヶ浜町	R3=90	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																								
	利府町	平地地:R3=80 平地地以外:R1=45	砂押川流域=9	—	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																								
	大和町東部	R1=45	富床川流域=11 善川流域=12	—	吉田川〔落合・新田橋〕																																																																																																																																																																																																																																								
大郷町	R1=45	鶴田川流域=10	—	吉田川〔落合・粕川〕																																																																																																																																																																																																																																									
石巻地域	石巻市	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	定川流域=8	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕																																																																																																																																																																																																																																								
	東松島市	R1=50	定川流域=10	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕																																																																																																																																																																																																																																								
	女川町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																								
東部大崎	大崎市東部	R3=90	小山田川流域=11 田尻川流域=8	—	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕																																																																																																																																																																																																																																								
	涌谷町	平地地:R1=45 平地地以外:R3=80	田尻川流域=12 出来川流域=10	平地地:R1=30 かつ 江合川流域=19	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕																																																																																																																																																																																																																																								
	美里町	R1=45	出来川流域=12	—	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕																																																																																																																																																																																																																																								
気仙沼地域	気仙沼市	R1=45	大川流域=19 津谷川流域=13	平地地:R1=30 かつ 大川流域=15	—																																																																																																																																																																																																																																								
	南三陸町	R1=60	新井田川流域=8 八幡川流域=14	—	—																																																																																																																																																																																																																																								
東部山南	角田市	平地地:R3=80 平地地以外:R1=50	高倉川流域=9	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																																																																																																								
	大河原町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	荒川流域=14	—	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																																																																																																								
	村田町	R1=45	荒川流域=15	—	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																																																																								
	柴田町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=45	五間堀川流域=13	—	阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																																																																								
	丸森町	平地地:R3=70 平地地以外:R1=60	内川流域=11 種子尾川流域=12	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																																																																																																								
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																																																									
東部仙台	仙台市東部	北青山連河・青森山連河流域=9.3, 北青山連河=9.4, 田尻川流域=9.8, 梅田川流域=12.2	名取川流域=(8, 32.6), 七北田川流域=(12, 3.9), 北青山連河・青森山連河流域=(12, 3.9), 広瀬川流域=(8, 30), 増田川流域=(8, 4.0), 梅田川流域=(8, 11.2)	名取川〔名取橋〕 広瀬川〔広瀬橋〕 七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																									
	塩竈市	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																									
	名取市	増田川流域=9.6, 北青山連河=24.5, 田尻川流域=9.7, 志賀川流域=16.9	増田川流域=(8, 18.8), 北青山連河=(8, 24.5), 田尻川流域=(6, 9.7), 志賀川流域=(6, 16.9)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕 名取川〔名取橋〕																																																																																																																																																																																																																																									
	多賀城市	砂押川流域=15.8	砂押川流域=(8, 12.4)	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																									
	岩沼市	川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=10.8, 志賀川流域=8.6	川内河川流域=(8, 7.7), 五間堀川流域=(8, 10.1), 志賀川流域=(8, 7.7)	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕																																																																																																																																																																																																																																									
	富谷市	西川流域=5.9	竹村川流域=(12, 10.6)	吉田川〔落合・新田橋〕																																																																																																																																																																																																																																									
	亶理町	—	—	阿武隈川下流〔笠松・岩沼〕																																																																																																																																																																																																																																									
	山元町	鹿野川流域=9.5, 鹿野川流域=11.7, 戸花川流域=9.6	—	—																																																																																																																																																																																																																																									
	松島町	鶴田川流域=17.9, 田尻川流域=7.7	—	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔粕川・鹿島台〕																																																																																																																																																																																																																																									
	七ヶ浜町	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																									
	利府町	砂押川流域=11.2	—	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																																																																									
	大和町東部	善川流域=6, 善川流域=17.7	—	吉田川〔落合・新田橋〕																																																																																																																																																																																																																																									
大崎地域	大崎町	鶴田川流域=12.1, 味相川流域=9.2, 味相川流域=9.2	—	吉田川〔落合・粕川〕																																																																																																																																																																																																																																									
	石巻市	大川流域=8.5, 大河川流域=9.8, 中島川流域=10.5, 湯野川流域=6.5, 真野川流域=14.2, 田尻川流域=6.6, 高木川流域=2, 北北上連河流域=3.3	田北上川流域=(7, 27.1), 大河川流域=(7, 5.7), 中島川流域=(7, 3.3), 湯野川流域=(7, 10.2), 真野川流域=(7, 8.2), 田尻川流域=(11, 5.9)	鳴瀬川〔野田橋〕 北北上川下流〔和瀬・鶴野川上流〕 旧北上川〔和瀬・大郷〕 善川〔涌谷〕																																																																																																																																																																																																																																									
	東松島市	定川流域=4, 定川流域=17.5	定川流域=(8, 15.3)	鳴瀬川〔野田橋・鹿島台〕 吉田川〔鹿島台〕																																																																																																																																																																																																																																									
女川町	女川町	女川流域=10.1	女川流域=(7, 7.4)	—																																																																																																																																																																																																																																									
	大崎市東部	田尻川流域=11.7, 中野生沢川流域=4.7, 津江川流域=6.6, 鶴田川流域=14.6, 広瀬川流域=6.6, 大正川流域=2, 津井川流域=6.6, 田尻川流域=2.8	鳴瀬川流域=(10, 30.7), 田尻川流域=(6, 10.8), 中野生沢川流域=(6, 4.2), 大正川流域=(6, 5.7), 津井川流域=(6, 5.9), 田尻川流域=(10, 20.6)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 吉田川〔落合・粕川・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地〕																																																																																																																																																																																																																																									
涌谷町	田尻川流域=9.3, 出来川流域=8	江合川流域=(7, 18), 出来川流域=(10, 27.7)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋〕 旧北上川〔和瀬〕 江合川〔下谷地・涌谷〕 迫川〔佐沼〕																																																																																																																																																																																																																																										
	美里町	出来川流域=9.4, 田尻川流域=10.2, 善川流域=9.2, 鶴田川流域=7.6	江合川流域=(7, 24.2), 出来川流域=(7, 5.7), 田尻川流域=(7, 9.1), 善川流域=(7, 8.5), 鶴田川流域=(7, 6.4)	鳴瀬川〔三本木橋・野田橋・鹿島台〕 江合川〔荒雄・下谷地・涌谷〕																																																																																																																																																																																																																																									
気仙沼地域	気仙沼市	青野川流域=6.9, 野田川流域=11.9, 大川流域=23.6, 津谷川流域=20.9, 津山川流域=2.2, 柳川流域=8.5, 馬籠川流域=2.1	鹿野川流域=(6, 8.5), 大川流域=(6, 19.9), 津山川流域=(6, 4.6), 津谷川流域=(6, 5.2), 柳川流域=(6, 10.9)	—																																																																																																																																																																																																																																									
	南三陸町	新井田川流域=7, 八幡川流域=11.5, 水原川流域=7.3, 新田川流域=6.8, 水戸辺川流域=12.5, 西戸川流域=9	八幡川流域=(6, 6.2), 水戸辺川流域=(5, 11.2)	—																																																																																																																																																																																																																																									

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）				修正後				備考																																																																																																																								
193	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="192 229 282 384">登米・東部栗原</td> <td data-bbox="282 229 371 384">登米市 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60</td> <td data-bbox="371 229 495 384">夏川流域=15 荒川流域=9 二股川流域=13</td> <td data-bbox="495 229 636 384">—</td> <td data-bbox="636 229 920 384">北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 384 282 523">西部仙台</td> <td data-bbox="282 384 371 523">仙台市西部 大和町西部 大衡村</td> <td data-bbox="371 384 495 523">平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50 R1=50 R1=50</td> <td data-bbox="495 384 636 523">名取川流域=22 広瀬川流域=28 七北田川流域=18 吉田川流域=31 雷床川流域=11 善川流域=12</td> <td data-bbox="636 384 920 523">— — R1=40 かつ 善川流域=8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 523 282 662">西部仙南</td> <td data-bbox="282 523 371 662">白石市 蔵王町 七ヶ宿町 川崎町</td> <td data-bbox="371 523 495 662">平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60 R1=60</td> <td data-bbox="495 523 636 662">斎川流域=8 松川流域=20 白石川流域=24 前川流域=12 北川流域=14 太郎川流域=19</td> <td data-bbox="636 523 920 662">— — — —</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 662 282 817">西部大崎</td> <td data-bbox="282 662 371 817">大崎市西部 色麻町 加美町</td> <td data-bbox="371 662 495 817">平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60</td> <td data-bbox="495 662 636 817">江合川流域=23 小山田川流域=10 渋川流域=11 鳴瀬川流域=31 鳴瀬川流域=31 多田川流域=11 田川流域=12</td> <td data-bbox="636 662 920 817">— — — —</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 817 282 895">西部栗原</td> <td data-bbox="282 817 371 895">栗原市西部</td> <td data-bbox="371 817 495 895">平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50</td> <td data-bbox="495 817 636 895">—</td> <td data-bbox="636 817 920 895">一迫川流域=22 二迫川流域=14 三迫川流域=17 長崎川流域=9</td> </tr> </table>				登米・東部栗原	登米市 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	夏川流域=15 荒川流域=9 二股川流域=13	—	北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕	西部仙台	仙台市西部 大和町西部 大衡村	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50 R1=50 R1=50	名取川流域=22 広瀬川流域=28 七北田川流域=18 吉田川流域=31 雷床川流域=11 善川流域=12	— — R1=40 かつ 善川流域=8	西部仙南	白石市 蔵王町 七ヶ宿町 川崎町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60 R1=60	斎川流域=8 松川流域=20 白石川流域=24 前川流域=12 北川流域=14 太郎川流域=19	— — — —	西部大崎	大崎市西部 色麻町 加美町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60	江合川流域=23 小山田川流域=10 渋川流域=11 鳴瀬川流域=31 鳴瀬川流域=31 多田川流域=11 田川流域=12	— — — —	西部栗原	栗原市西部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	—	一迫川流域=22 二迫川流域=14 三迫川流域=17 長崎川流域=9	<p>(別表4)洪水警報基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等名 またその地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>適合基準*</th> <th>指定河川洪水警報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部仙南</td> <td>西田町</td> <td>高倉川流域=15、 小田川流域=1、 長瀬川流域=4</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大府原町</td> <td>荒川流域=19.8</td> <td>白石川流域=(7, 42)</td> <td>白石川〔大府原・白石〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>村田町</td> <td>荒川流域=17.2、 柳川流域=6</td> <td>荒川流域=(6, 16.8)、 柳川流域=(5, 6.1)</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南田町</td> <td>五股川流域=9.1</td> <td>白石川流域=(6, 46.5)</td> <td>阿武隈川下流〔笠宿〕、 白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>丸森町</td> <td>雫子川流域=17.3、 内川流域=21.9、 伊予川流域=15、 柳川流域=7、 長瀬川流域=10</td> <td>阿武隈川流域=(7, 27.7)、 雫子川流域=(7, 11.1)、 長瀬川流域=(7, 9.6)</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕</td> </tr> <tr> <td>登米・東部栗原</td> <td>登米市</td> <td>南栗川流域=4.4、 田代川流域=9.2、 田代川流域=1、 赤松川流域=4、 二股川流域=6、 鶴之川川流域=3、 善川流域=4.6、 五股川流域=5、 長瀬川流域=2、 白石川流域=17.9、 荒川流域=16.1、 柳川流域=1</td> <td>道川流域=(10, 27.9)、 田代川流域=(6, 6.9)、 赤松川流域=(6, 14.1)、 別所川流域=(8, 5.2)、 二股川流域=(6, 14.6)、 鶴之川川流域=(10, 4.2)、 善川流域=(6, 4.1)、 備前川流域=(6, 5.4)</td> <td>北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕、 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栗原市東部</td> <td>雫子川流域=4、 北山田川流域=20.2、 柳川流域=1、 善川流域=10.9、 三股川流域=2.5、 柳川流域=7.5、 柳川流域=6.7、 三迫川流域=20.2、 赤川流域=1</td> <td>善川流域=(16, 7)、 柳川流域=(6, 6)、 三迫川流域=(6, 16.1)</td> <td>迫川〔若柳・天林・若柳〕</td> </tr> <tr> <td>西部仙南</td> <td>山形市西部</td> <td>志野川流域=44、 志野川流域=6、 志野川流域=15、 志野川流域=15、 志野川流域=1</td> <td>志野川流域=(8, 248)</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大和町西部</td> <td>吉田川流域=22.2、 雷床川流域=9.3</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大衡村</td> <td>善川流域=16.4</td> <td>善川流域=(6, 14.7)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西部仙南</td> <td>白石市</td> <td>早瀬川流域=7.5、 田代川流域=16.5、 田代川流域=16.1、 田代川流域=3、 栗原川流域=9</td> <td>早瀬川流域=(11, 6.6)、 田代川流域=(6, 14.6)、 善川流域=(6, 13.6)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蔵王町</td> <td>柳川流域=20.2、 善川流域=4、 伊予川流域=7</td> <td>早瀬川流域=(11, 6.1)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>七ヶ宿町</td> <td>白石川流域=20</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>川崎町</td> <td>前川流域=1、 北川流域=17.1、 太郎川流域=23.3</td> <td>太郎川流域=(7, 13.6)、 北川流域=(7, 23.3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西部大崎</td> <td>大崎市西部</td> <td>江合川流域=30.8、 小山田川流域=14.1、 田川流域=4、 田川流域=3</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>色麻町</td> <td>鳴瀬川流域=60.7、 花川流域=19.1、 伊予川流域=13.9</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加美町</td> <td>鳴瀬川流域=26.8、 多田川流域=12、 田川流域=9</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川〔三本木橋〕</td> </tr> <tr> <td>西部栗原</td> <td>栗原市西部</td> <td>一迫川流域=27.8、 二迫川流域=17.1、 三迫川流域=16.4、 長瀬川流域=6、 善川流域=6、 柳川流域=19.9、 三迫川流域=15.9</td> <td>一迫川流域=(16, 14.7)、 二迫川流域=(6, 6.9)、 三迫川流域=(6, 14.3)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				市町村等名 またその地域	市町村等	流域雨量指数基準	適合基準*	指定河川洪水警報による基準	東部仙南	西田町	高倉川流域=15、 小田川流域=1、 長瀬川流域=4	—	阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕		大府原町	荒川流域=19.8	白石川流域=(7, 42)	白石川〔大府原・白石〕		村田町	荒川流域=17.2、 柳川流域=6	荒川流域=(6, 16.8)、 柳川流域=(5, 6.1)	白石川〔大河原〕		南田町	五股川流域=9.1	白石川流域=(6, 46.5)	阿武隈川下流〔笠宿〕、 白石川〔大河原〕		丸森町	雫子川流域=17.3、 内川流域=21.9、 伊予川流域=15、 柳川流域=7、 長瀬川流域=10	阿武隈川流域=(7, 27.7)、 雫子川流域=(7, 11.1)、 長瀬川流域=(7, 9.6)	阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕	登米・東部栗原	登米市	南栗川流域=4.4、 田代川流域=9.2、 田代川流域=1、 赤松川流域=4、 二股川流域=6、 鶴之川川流域=3、 善川流域=4.6、 五股川流域=5、 長瀬川流域=2、 白石川流域=17.9、 荒川流域=16.1、 柳川流域=1	道川流域=(10, 27.9)、 田代川流域=(6, 6.9)、 赤松川流域=(6, 14.1)、 別所川流域=(8, 5.2)、 二股川流域=(6, 14.6)、 鶴之川川流域=(10, 4.2)、 善川流域=(6, 4.1)、 備前川流域=(6, 5.4)	北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕、 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕		栗原市東部	雫子川流域=4、 北山田川流域=20.2、 柳川流域=1、 善川流域=10.9、 三股川流域=2.5、 柳川流域=7.5、 柳川流域=6.7、 三迫川流域=20.2、 赤川流域=1	善川流域=(16, 7)、 柳川流域=(6, 6)、 三迫川流域=(6, 16.1)	迫川〔若柳・天林・若柳〕	西部仙南	山形市西部	志野川流域=44、 志野川流域=6、 志野川流域=15、 志野川流域=15、 志野川流域=1	志野川流域=(8, 248)	七北田川〔市名坂〕		大和町西部	吉田川流域=22.2、 雷床川流域=9.3	—	吉田川〔落合〕		大衡村	善川流域=16.4	善川流域=(6, 14.7)	—	西部仙南	白石市	早瀬川流域=7.5、 田代川流域=16.5、 田代川流域=16.1、 田代川流域=3、 栗原川流域=9	早瀬川流域=(11, 6.6)、 田代川流域=(6, 14.6)、 善川流域=(6, 13.6)	白石川〔大河原・白石〕		蔵王町	柳川流域=20.2、 善川流域=4、 伊予川流域=7	早瀬川流域=(11, 6.1)	白石川〔大河原・白石〕		七ヶ宿町	白石川流域=20	—	—		川崎町	前川流域=1、 北川流域=17.1、 太郎川流域=23.3	太郎川流域=(7, 13.6)、 北川流域=(7, 23.3)	—	西部大崎	大崎市西部	江合川流域=30.8、 小山田川流域=14.1、 田川流域=4、 田川流域=3	—	—		色麻町	鳴瀬川流域=60.7、 花川流域=19.1、 伊予川流域=13.9	—	—		加美町	鳴瀬川流域=26.8、 多田川流域=12、 田川流域=9	—	鳴瀬川〔三本木橋〕	西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=27.8、 二迫川流域=17.1、 三迫川流域=16.4、 長瀬川流域=6、 善川流域=6、 柳川流域=19.9、 三迫川流域=15.9	一迫川流域=(16, 14.7)、 二迫川流域=(6, 6.9)、 三迫川流域=(6, 14.3)	—	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
登米・東部栗原	登米市 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	夏川流域=15 荒川流域=9 二股川流域=13	—	北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																													
西部仙台	仙台市西部 大和町西部 大衡村	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50 R1=50 R1=50	名取川流域=22 広瀬川流域=28 七北田川流域=18 吉田川流域=31 雷床川流域=11 善川流域=12	— — R1=40 かつ 善川流域=8																																																																																																																													
西部仙南	白石市 蔵王町 七ヶ宿町 川崎町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60 R1=60	斎川流域=8 松川流域=20 白石川流域=24 前川流域=12 北川流域=14 太郎川流域=19	— — — —																																																																																																																													
西部大崎	大崎市西部 色麻町 加美町	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60 R1=60	江合川流域=23 小山田川流域=10 渋川流域=11 鳴瀬川流域=31 鳴瀬川流域=31 多田川流域=11 田川流域=12	— — — —																																																																																																																													
西部栗原	栗原市西部	平坦地:R3=80 平坦地以外:R1=50	—	一迫川流域=22 二迫川流域=14 三迫川流域=17 長崎川流域=9																																																																																																																													
市町村等名 またその地域	市町村等	流域雨量指数基準	適合基準*	指定河川洪水警報による基準																																																																																																																													
東部仙南	西田町	高倉川流域=15、 小田川流域=1、 長瀬川流域=4	—	阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕																																																																																																																													
	大府原町	荒川流域=19.8	白石川流域=(7, 42)	白石川〔大府原・白石〕																																																																																																																													
	村田町	荒川流域=17.2、 柳川流域=6	荒川流域=(6, 16.8)、 柳川流域=(5, 6.1)	白石川〔大河原〕																																																																																																																													
	南田町	五股川流域=9.1	白石川流域=(6, 46.5)	阿武隈川下流〔笠宿〕、 白石川〔大河原〕																																																																																																																													
	丸森町	雫子川流域=17.3、 内川流域=21.9、 伊予川流域=15、 柳川流域=7、 長瀬川流域=10	阿武隈川流域=(7, 27.7)、 雫子川流域=(7, 11.1)、 長瀬川流域=(7, 9.6)	阿武隈川下流〔丸森・笠宿〕																																																																																																																													
登米・東部栗原	登米市	南栗川流域=4.4、 田代川流域=9.2、 田代川流域=1、 赤松川流域=4、 二股川流域=6、 鶴之川川流域=3、 善川流域=4.6、 五股川流域=5、 長瀬川流域=2、 白石川流域=17.9、 荒川流域=16.1、 柳川流域=1	道川流域=(10, 27.9)、 田代川流域=(6, 6.9)、 赤松川流域=(6, 14.1)、 別所川流域=(8, 5.2)、 二股川流域=(6, 14.6)、 鶴之川川流域=(10, 4.2)、 善川流域=(6, 4.1)、 備前川流域=(6, 5.4)	北上川下流〔米谷・登米・柳瀬〕、 旧北上川〔和漢〕 迫川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																													
	栗原市東部	雫子川流域=4、 北山田川流域=20.2、 柳川流域=1、 善川流域=10.9、 三股川流域=2.5、 柳川流域=7.5、 柳川流域=6.7、 三迫川流域=20.2、 赤川流域=1	善川流域=(16, 7)、 柳川流域=(6, 6)、 三迫川流域=(6, 16.1)	迫川〔若柳・天林・若柳〕																																																																																																																													
西部仙南	山形市西部	志野川流域=44、 志野川流域=6、 志野川流域=15、 志野川流域=15、 志野川流域=1	志野川流域=(8, 248)	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																													
	大和町西部	吉田川流域=22.2、 雷床川流域=9.3	—	吉田川〔落合〕																																																																																																																													
	大衡村	善川流域=16.4	善川流域=(6, 14.7)	—																																																																																																																													
西部仙南	白石市	早瀬川流域=7.5、 田代川流域=16.5、 田代川流域=16.1、 田代川流域=3、 栗原川流域=9	早瀬川流域=(11, 6.6)、 田代川流域=(6, 14.6)、 善川流域=(6, 13.6)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																													
	蔵王町	柳川流域=20.2、 善川流域=4、 伊予川流域=7	早瀬川流域=(11, 6.1)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																													
	七ヶ宿町	白石川流域=20	—	—																																																																																																																													
	川崎町	前川流域=1、 北川流域=17.1、 太郎川流域=23.3	太郎川流域=(7, 13.6)、 北川流域=(7, 23.3)	—																																																																																																																													
西部大崎	大崎市西部	江合川流域=30.8、 小山田川流域=14.1、 田川流域=4、 田川流域=3	—	—																																																																																																																													
	色麻町	鳴瀬川流域=60.7、 花川流域=19.1、 伊予川流域=13.9	—	—																																																																																																																													
	加美町	鳴瀬川流域=26.8、 多田川流域=12、 田川流域=9	—	鳴瀬川〔三本木橋〕																																																																																																																													
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=27.8、 二迫川流域=17.1、 三迫川流域=16.4、 長瀬川流域=6、 善川流域=6、 柳川流域=19.9、 三迫川流域=15.9	一迫川流域=(16, 14.7)、 二迫川流域=(6, 6.9)、 三迫川流域=(6, 14.3)	—																																																																																																																													

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																														
194	<p>(別表5)大雨注意報発表基準</p> <p>(別表5)大雨注意報発表基準 (平成28年10月10日現在)</p> <table border="1" data-bbox="203 300 837 1219"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>80</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>R3=50</td><td>86</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>87</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>R3=50</td><td>80</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>R1=30</td><td>88</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>R1=30</td><td>80</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>R1=30</td><td>88</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>R1=30</td><td>90</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=25</td><td>68</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>R3=60</td><td>86</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>R1=30</td><td>81</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>R1=30</td><td>81</td></tr> <tr><td>石巻地域</td><td>石巻市</td><td>平地地:R3=40 平地地以外:R1=40</td><td>69</td></tr> <tr><td rowspan="2">石巻地域</td><td>東松島市</td><td>R1=30</td><td>63</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>平地地:R3=40 平地地以外:R1=30</td><td>75</td></tr> <tr><td rowspan="2">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>R3=60</td><td>76</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R3=50</td><td>85</td></tr> <tr><td rowspan="2">東部大崎</td><td>美里町</td><td>R1=30</td><td>76</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>R1=30</td><td>76</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>R1=30</td><td>77</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>R1=30</td><td>71</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>80</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>80</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>R1=30</td><td>81</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td><td>81</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td><td>78</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>76</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td><td>79</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>81</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>R1=40</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙南</td><td>白石市</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>76</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>R1=40</td><td>78</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>R1=40</td><td>67</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部大崎</td><td>川崎町</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>78</td></tr> <tr><td>大崎市西部</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部大崎</td><td>色麻町</td><td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td><td>81</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>R1=40</td><td>78</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td><td>79</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80	塩竈市	R3=50	86	名取市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	87	多賀城市	R3=50	80	岩沼市	R1=30	88	富谷市	R1=30	80	亶理町	R1=30	88	山元町	R1=30	90	松島町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=25	68	七ヶ浜町	R3=60	86	利府町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80	大和町東部	R1=30	81	大郷町	R1=30	81	石巻地域	石巻市	平地地:R3=40 平地地以外:R1=40	69	石巻地域	東松島市	R1=30	63	女川町	平地地:R3=40 平地地以外:R1=30	75	東部大崎	大崎市東部	R3=60	76	涌谷町	平地地:R1=30 平地地以外:R3=50	85	東部大崎	美里町	R1=30	76	美里町	R1=30	76	気仙沼地域	気仙沼市	R1=30	77	南三陸町	R1=30	71	東部仙南	角田市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80	大河原町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80	村田町	R1=30	81	柴田町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	81	丸森町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	78	登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	76	栗原市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	79	西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	80	大和町西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81	大衡村	R1=40	81	西部仙南	白石市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	76	蔵王町	R1=40	78	七ヶ宿町	R1=40	67	西部大崎	川崎町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	78	大崎市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81	西部大崎	色麻町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81	加美町	R1=40	78	西部栗原	栗原市西部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	79	<p>(別表5)大雨注意報発表基準</p> <p>(別表5)大雨注意報基準 平成29年7月7日現在</p> <table border="1" data-bbox="1122 316 1585 1342"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>表面雨量指数基準</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>8</td><td>86</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>8</td><td>87</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>11</td><td>80</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>9</td><td>88</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>10</td><td>80</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>11</td><td>88</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>8</td><td>90</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>6</td><td>68</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>11</td><td>86</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>8</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>9</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="2">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>8</td><td>69</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>8</td><td>63</td></tr> <tr><td rowspan="2">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>8</td><td>75</td></tr> <tr><td>大崎市東部</td><td>8</td><td>76</td></tr> <tr><td rowspan="2">東部大崎</td><td>涌谷町</td><td>6</td><td>85</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>9</td><td>76</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>8</td><td>77</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>7</td><td>71</td></tr> <tr><td rowspan="5">東部仙南</td><td>角田市</td><td>6</td><td>80</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>7</td><td>80</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>6</td><td>81</td></tr> <tr><td>丸森町</td><td>8</td><td>78</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>登米市</td><td>11</td><td>76</td></tr> <tr><td>栗原市東部</td><td>11</td><td>79</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙台</td><td>仙台市西部</td><td>9</td><td>80</td></tr> <tr><td>大和町西部</td><td>10</td><td>81</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>7</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部仙南</td><td>白石市</td><td>7</td><td>76</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>7</td><td>78</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>9</td><td>67</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部大崎</td><td>川崎町</td><td>9</td><td>78</td></tr> <tr><td>大崎市西部</td><td>8</td><td>81</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部大崎</td><td>色麻町</td><td>11</td><td>81</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>10</td><td>78</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>8</td><td>79</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部仙台	仙台市東部	10	80	塩竈市	8	86	名取市	8	87	多賀城市	11	80	岩沼市	9	88	富谷市	10	80	亶理町	11	88	山元町	8	90	松島町	6	68	七ヶ浜町	11	86	利府町	8	80	大和町東部	8	81	大郷町	9	81	石巻地域	石巻市	8	69	東松島市	8	63	東部大崎	大崎市東部	8	75	大崎市東部	8	76	東部大崎	涌谷町	6	85	美里町	9	76	気仙沼地域	気仙沼市	8	77	南三陸町	7	71	東部仙南	角田市	6	80	大河原町	7	80	村田町	8	81	柴田町	6	81	丸森町	8	78	登米・東部栗原	登米市	11	76	栗原市東部	11	79	西部仙台	仙台市西部	9	80	大和町西部	10	81	大衡村	7	81	西部仙南	白石市	7	76	蔵王町	7	78	七ヶ宿町	9	67	西部大崎	川崎町	9	78	大崎市西部	8	81	西部大崎	色麻町	11	81	加美町	10	78	西部栗原	栗原市西部	8	79	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部仙台	仙台市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	塩竈市	R3=50	86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名取市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	87																																																																																																																																																																																																																																																																														
	多賀城市	R3=50	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	岩沼市	R1=30	88																																																																																																																																																																																																																																																																														
	富谷市	R1=30	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	亶理町	R1=30	88																																																																																																																																																																																																																																																																														
	山元町	R1=30	90																																																																																																																																																																																																																																																																														
	松島町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=25	68																																																																																																																																																																																																																																																																														
	七ヶ浜町	R3=60	86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	利府町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大和町東部	R1=30	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大郷町	R1=30	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	石巻地域	石巻市	平地地:R3=40 平地地以外:R1=40	69																																																																																																																																																																																																																																																																													
石巻地域	東松島市	R1=30	63																																																																																																																																																																																																																																																																														
	女川町	平地地:R3=40 平地地以外:R1=30	75																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部大崎	大崎市東部	R3=60	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	涌谷町	平地地:R1=30 平地地以外:R3=50	85																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部大崎	美里町	R1=30	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	美里町	R1=30	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
気仙沼地域	気仙沼市	R1=30	77																																																																																																																																																																																																																																																																														
	南三陸町	R1=30	71																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部仙南	角田市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大河原町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	村田町	R1=30	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	柴田町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	丸森町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	栗原市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	79																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大和町西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大衡村	R1=40	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部仙南	白石市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	蔵王町	R1=40	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
	七ヶ宿町	R1=40	67																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部大崎	川崎町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大崎市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部大崎	色麻町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	加美町	R1=40	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部栗原	栗原市西部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	79																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部仙台	仙台市東部	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	塩竈市	8	86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名取市	8	87																																																																																																																																																																																																																																																																														
	多賀城市	11	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	岩沼市	9	88																																																																																																																																																																																																																																																																														
	富谷市	10	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	亶理町	11	88																																																																																																																																																																																																																																																																														
	山元町	8	90																																																																																																																																																																																																																																																																														
	松島町	6	68																																																																																																																																																																																																																																																																														
	七ヶ浜町	11	86																																																																																																																																																																																																																																																																														
	利府町	8	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大和町東部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大郷町	9	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	石巻地域	石巻市	8	69																																																																																																																																																																																																																																																																													
東松島市		8	63																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部大崎	大崎市東部	8	75																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大崎市東部	8	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部大崎	涌谷町	6	85																																																																																																																																																																																																																																																																														
	美里町	9	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
気仙沼地域	気仙沼市	8	77																																																																																																																																																																																																																																																																														
	南三陸町	7	71																																																																																																																																																																																																																																																																														
東部仙南	角田市	6	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大河原町	7	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	村田町	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	柴田町	6	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	丸森町	8	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
登米・東部栗原	登米市	11	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	栗原市東部	11	79																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部仙台	仙台市西部	9	80																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大和町西部	10	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大衡村	7	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部仙南	白石市	7	76																																																																																																																																																																																																																																																																														
	蔵王町	7	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
	七ヶ宿町	9	67																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部大崎	川崎町	9	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
	大崎市西部	8	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部大崎	色麻町	11	81																																																																																																																																																																																																																																																																														
	加美町	10	78																																																																																																																																																																																																																																																																														
西部栗原	栗原市西部	8	79																																																																																																																																																																																																																																																																														

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																
195	<p>(別表6) 洪水注意報発表基準</p> <p>(平成28年10月10日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>雨量基準</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">東部仙台</td> <td>仙台市東部</td> <td>平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30</td> <td>広瀬川流域=15</td> <td>平坦地:R3=30 かつ 名取川流域=40</td> <td>名取川[名取橋] 広瀬川[広瀬橋] 七北田川[市名坂]</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td>R3=50</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30</td> <td>増田川流域=12 五間堀川流域=8</td> <td>—</td> <td>名取川[名取橋]</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>R3=50</td> <td>砂押川流域=7</td> <td>—</td> <td>七北田川[市名坂]</td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>R1=30</td> <td>五間堀川流域=7</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>R1=30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>R1=30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>R1=30</td> <td>坂元川流域=7</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=25</td> <td>—</td> <td>平坦地:R3=40 かつ 吉田川流域=16</td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台]</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td>R3=60</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利府町</td> <td>平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30</td> <td>砂押川流域=6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>R1=30</td> <td>宮床川流域=9 善川流域=6</td> <td>—</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td>大郷町</td> <td>R1=30</td> <td>鶴田川流域=6</td> <td>—</td> <td>吉田川[落合・粕川]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石巻地域</td> <td>石巻市</td> <td>平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=20</td> <td>定川流域=6</td> <td>—</td> <td>北上川下流[柳津・飯野川上流] 旧北上川[和潤・大森] 江合川[涌谷]</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>R1=30</td> <td>定川流域=6</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川[鹿島台] 吉田川[鹿島台]</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部大崎</td> <td>大崎市東部</td> <td>R3=60</td> <td>小山田川流域=6 田尻川流域=5</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台] 江合川[荒雄・下谷地]</td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=50</td> <td>田尻川流域=10 出来川流域=6</td> <td>平坦地:R1=20 かつ 江合川流域=19</td> <td>旧北上川[和潤] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[佐沼]</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>R1=30</td> <td>出来川流域=6</td> <td>—</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 江合川[下谷地]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気仙沼地域</td> <td>気仙沼市</td> <td>R1=30</td> <td>大川流域=12 津谷川流域=7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>R1=30</td> <td>新井田川流域=6 八幡川流域=8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	仙台市東部	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	広瀬川流域=15	平坦地:R3=30 かつ 名取川流域=40	名取川[名取橋] 広瀬川[広瀬橋] 七北田川[市名坂]	塩竈市	R3=50	—	—	—	名取市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	増田川流域=12 五間堀川流域=8	—	名取川[名取橋]	多賀城市	R3=50	砂押川流域=7	—	七北田川[市名坂]	岩沼市	R1=30	五間堀川流域=7	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	富谷市	R1=30	—	—	吉田川[落合・新田橋]	亶理町	R1=30	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	山元町	R1=30	坂元川流域=7	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	松島町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=25	—	平坦地:R3=40 かつ 吉田川流域=16	鳴瀬川[野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台]	七ヶ浜町	R3=60	—	—	—	利府町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	砂押川流域=6	—	—	大和町東部	R1=30	宮床川流域=9 善川流域=6	—	吉田川[落合・新田橋]	大郷町	R1=30	鶴田川流域=6	—	吉田川[落合・粕川]	石巻地域	石巻市	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=20	定川流域=6	—	北上川下流[柳津・飯野川上流] 旧北上川[和潤・大森] 江合川[涌谷]	東松島市	R1=30	定川流域=6	—	鳴瀬川[鹿島台] 吉田川[鹿島台]	女川町	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30	—	—	—	東部大崎	大崎市東部	R3=60	小山田川流域=6 田尻川流域=5	—	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台] 江合川[荒雄・下谷地]	涌谷町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=50	田尻川流域=10 出来川流域=6	平坦地:R1=20 かつ 江合川流域=19	旧北上川[和潤] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[佐沼]	美里町	R1=30	出来川流域=6	—	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 江合川[下谷地]	気仙沼地域	気仙沼市	R1=30	大川流域=12 津谷川流域=7	—	—	南三陸町	R1=30	新井田川流域=6 八幡川流域=8	—	—	<p>(別表6) 洪水注意報発表基準</p> <p>平成28年7月2日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等をまとめた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準^{※1}</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">東部仙台</td> <td>仙台市東部</td> <td>北真山流域=8, 南真山流域=8, 七北田川流域=20, 石巻川流域=15, 田尻川流域=10, 田尻川流域=10</td> <td>名取川流域(7, 29.3), 七北田川流域(8, 20.2), 石巻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8)</td> <td>名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]</td> </tr> <tr> <td>塩竈市</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>名取市</td> <td>増田川流域=10.9, 真山地流域=19.6, 川内河川流域=7.5, 志賀川流域=13.5</td> <td>増田川流域(8, 9.9), 真山地流域(8, 17.5), 川内河川流域(8, 7.7), 志賀川流域(8, 8.8)</td> <td>名取川[名取橋]</td> </tr> <tr> <td>多賀城市</td> <td>砂押川流域=12.6</td> <td>砂押川流域(8, 7)</td> <td>七北田川[市名坂]</td> </tr> <tr> <td>岩沼市</td> <td>川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=8.5, 志賀川流域=8.5</td> <td>川内河川流域(8, 8.4), 五間堀川流域(8, 8.2), 志賀川流域(8, 8.2)</td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td>富谷市</td> <td>西川流域=6.5</td> <td>西川流域(8, 6.2), 西川流域(8, 7.5)</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td>亶理町</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流[笠松・岩沼]</td> </tr> <tr> <td>山元町</td> <td>高瀬川流域=8.2, 坂元川流域=9.3, 芦花川流域=4.4</td> <td>高瀬川流域(8, 4.6), 坂元川流域(7, 8.6), 芦花川流域(8, 4.4)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>松島町</td> <td>鶴田川流域=14.3, 田尻川流域=9.1</td> <td>鶴田川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 14.3), 田尻川流域(8, 6.1)</td> <td>鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]</td> </tr> <tr> <td>七ヶ浜町</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>利府町</td> <td>砂押川流域=8.9</td> <td>砂押川流域(8, 6.3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大和町東部</td> <td>宮床川流域=7.6, 善川流域=14.1</td> <td>宮床川流域(8, 9.5), 善川流域(8, 7.6)</td> <td>吉田川[落合・新田橋]</td> </tr> <tr> <td>大郷町</td> <td>鶴田川流域=9.6, 鳴瀬川流域=7.3, 柳川流域=6.8</td> <td>鶴田川流域(8, 23.1), 鳴瀬川流域(8, 6.9), 柳川流域(8, 7.3), 柳川流域(7, 4.6)</td> <td>吉田川[落合・粕川]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石巻地域</td> <td>石巻市</td> <td>大川流域=8, 舊金山流域=2.9, 中島川流域=5.5, 遠野川流域=5.2, 轟野川流域=11.3, 鹿島川流域=4.6, 高木川流域=4.1, 北北上郷川流域=2.6</td> <td>江合川流域(7, 22.1), 旧北上川流域(7, 24.4), 大川流域(8, 4.6), 轟土川流域(8, 2.9), 中島川流域(8, 5.5), 遠野川流域(8, 5.2), 轟野川流域(8, 7.3), 鹿島川流域(8, 4.6), 高木川流域(7, 3.3), 北北上郷川流域(8, 2.6)</td> <td>北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和潤・大森], 江合川[涌谷]</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>鳴瀬川流域=5.1, 定川流域=14</td> <td>鳴瀬川流域(8, 5.2), 定川流域(8, 5.1), 定川流域(8, 11.2)</td> <td>鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]</td> </tr> <tr> <td>女川町</td> <td>女川流域=8</td> <td>女川流域(8, 6.7)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東部大崎</td> <td>大崎市東部</td> <td>田尻川流域=8.1, 中野川流域=3.7, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=11.8, 広長川流域=5.2, 大江川流域=4.1, 津井川流域=5.2, 田尻川流域=22.2</td> <td>鳴瀬川流域(8, 27.8), 吉田川流域(8, 20.6), 田尻川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 37), 新江合川流域(8, 5.2), 鶴田川流域(7, 11.8), 広長川流域(8, 4.4), 大江川流域(8, 3.3), 津井川流域(8, 4.2), 田尻川流域(8, 17.8)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]</td> </tr> <tr> <td>涌谷町</td> <td>田尻川流域=23.4, 出来川流域=7.8</td> <td>江合川流域(8, 16.2), 田尻川流域(8, 23.4), 出来川流域(8, 6.7)</td> <td>旧北上川[和潤], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]</td> </tr> <tr> <td>美里町</td> <td>出来川流域=5.1, 田尻川流域=9.1, 轟野川流域=9.9, 砂押川流域=9</td> <td>鳴瀬川流域(8, 28.5), 江合川流域(8, 21.9), 出来川流域(8, 5.1), 田尻川流域(7, 6.5), 轟野川流域(7, 9.9), 砂押川流域(8, 4.9)</td> <td>鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気仙沼地域</td> <td>気仙沼市</td> <td>大川流域=4.8, 鹿島川流域=9.5, 大川流域=18.5, 津谷川流域=19.7, 津谷川流域=9.5, 松川流域=4.6, 馬籠川流域=10.4</td> <td>大川流域(8, 4.6), 鹿島川流域(8, 7.4), 大川流域(8, 14.5), 津谷川流域(7, 3.5), 津谷川流域(8, 4.3), 松川流域(8, 4.6), 馬籠川流域(8, 9.8)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>新井田川流域=5.6, 八幡川流域=2.2, 水尻川流域=5.8, 新井田川流域=5.8, 水尻川流域=10, 西戸川流域=4</td> <td>新井田川流域(8, 4.8), 八幡川流域(8, 5.7), 水尻川流域(8, 5.7), 新井田川流域(8, 7.5), 水尻川流域(8, 10), 西戸川流域(8, 4)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{※1}	指定河川洪水予報による基準	東部仙台	仙台市東部	北真山流域=8, 南真山流域=8, 七北田川流域=20, 石巻川流域=15, 田尻川流域=10, 田尻川流域=10	名取川流域(7, 29.3), 七北田川流域(8, 20.2), 石巻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]	塩竈市	—	—	—	名取市	増田川流域=10.9, 真山地流域=19.6, 川内河川流域=7.5, 志賀川流域=13.5	増田川流域(8, 9.9), 真山地流域(8, 17.5), 川内河川流域(8, 7.7), 志賀川流域(8, 8.8)	名取川[名取橋]	多賀城市	砂押川流域=12.6	砂押川流域(8, 7)	七北田川[市名坂]	岩沼市	川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=8.5, 志賀川流域=8.5	川内河川流域(8, 8.4), 五間堀川流域(8, 8.2), 志賀川流域(8, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	富谷市	西川流域=6.5	西川流域(8, 6.2), 西川流域(8, 7.5)	吉田川[落合・新田橋]	亶理町	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]	山元町	高瀬川流域=8.2, 坂元川流域=9.3, 芦花川流域=4.4	高瀬川流域(8, 4.6), 坂元川流域(7, 8.6), 芦花川流域(8, 4.4)	—	松島町	鶴田川流域=14.3, 田尻川流域=9.1	鶴田川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 14.3), 田尻川流域(8, 6.1)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]	七ヶ浜町	—	—	—	利府町	砂押川流域=8.9	砂押川流域(8, 6.3)	—	大和町東部	宮床川流域=7.6, 善川流域=14.1	宮床川流域(8, 9.5), 善川流域(8, 7.6)	吉田川[落合・新田橋]	大郷町	鶴田川流域=9.6, 鳴瀬川流域=7.3, 柳川流域=6.8	鶴田川流域(8, 23.1), 鳴瀬川流域(8, 6.9), 柳川流域(8, 7.3), 柳川流域(7, 4.6)	吉田川[落合・粕川]	石巻地域	石巻市	大川流域=8, 舊金山流域=2.9, 中島川流域=5.5, 遠野川流域=5.2, 轟野川流域=11.3, 鹿島川流域=4.6, 高木川流域=4.1, 北北上郷川流域=2.6	江合川流域(7, 22.1), 旧北上川流域(7, 24.4), 大川流域(8, 4.6), 轟土川流域(8, 2.9), 中島川流域(8, 5.5), 遠野川流域(8, 5.2), 轟野川流域(8, 7.3), 鹿島川流域(8, 4.6), 高木川流域(7, 3.3), 北北上郷川流域(8, 2.6)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和潤・大森], 江合川[涌谷]	東松島市	鳴瀬川流域=5.1, 定川流域=14	鳴瀬川流域(8, 5.2), 定川流域(8, 5.1), 定川流域(8, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]	女川町	女川流域=8	女川流域(8, 6.7)	—	東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=8.1, 中野川流域=3.7, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=11.8, 広長川流域=5.2, 大江川流域=4.1, 津井川流域=5.2, 田尻川流域=22.2	鳴瀬川流域(8, 27.8), 吉田川流域(8, 20.6), 田尻川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 37), 新江合川流域(8, 5.2), 鶴田川流域(7, 11.8), 広長川流域(8, 4.4), 大江川流域(8, 3.3), 津井川流域(8, 4.2), 田尻川流域(8, 17.8)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]	涌谷町	田尻川流域=23.4, 出来川流域=7.8	江合川流域(8, 16.2), 田尻川流域(8, 23.4), 出来川流域(8, 6.7)	旧北上川[和潤], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]	美里町	出来川流域=5.1, 田尻川流域=9.1, 轟野川流域=9.9, 砂押川流域=9	鳴瀬川流域(8, 28.5), 江合川流域(8, 21.9), 出来川流域(8, 5.1), 田尻川流域(7, 6.5), 轟野川流域(7, 9.9), 砂押川流域(8, 4.9)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]	気仙沼地域	気仙沼市	大川流域=4.8, 鹿島川流域=9.5, 大川流域=18.5, 津谷川流域=19.7, 津谷川流域=9.5, 松川流域=4.6, 馬籠川流域=10.4	大川流域(8, 4.6), 鹿島川流域(8, 7.4), 大川流域(8, 14.5), 津谷川流域(7, 3.5), 津谷川流域(8, 4.3), 松川流域(8, 4.6), 馬籠川流域(8, 9.8)	—	南三陸町	新井田川流域=5.6, 八幡川流域=2.2, 水尻川流域=5.8, 新井田川流域=5.8, 水尻川流域=10, 西戸川流域=4	新井田川流域(8, 4.8), 八幡川流域(8, 5.7), 水尻川流域(8, 5.7), 新井田川流域(8, 7.5), 水尻川流域(8, 10), 西戸川流域(8, 4)	—	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																														
東部仙台	仙台市東部	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	広瀬川流域=15	平坦地:R3=30 かつ 名取川流域=40	名取川[名取橋] 広瀬川[広瀬橋] 七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																														
	塩竈市	R3=50	—	—	—																																																																																																																																																																																																														
	名取市	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	増田川流域=12 五間堀川流域=8	—	名取川[名取橋]																																																																																																																																																																																																														
	多賀城市	R3=50	砂押川流域=7	—	七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																														
	岩沼市	R1=30	五間堀川流域=7	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																																																																																																																																																														
	富谷市	R1=30	—	—	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																														
	亶理町	R1=30	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																																																																																																																																																														
	山元町	R1=30	坂元川流域=7	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																																																																																																																																																														
	松島町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=25	—	平坦地:R3=40 かつ 吉田川流域=16	鳴瀬川[野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台]																																																																																																																																																																																																														
	七ヶ浜町	R3=60	—	—	—																																																																																																																																																																																																														
	利府町	平坦地:R3=50 平坦地以外:R1=30	砂押川流域=6	—	—																																																																																																																																																																																																														
	大和町東部	R1=30	宮床川流域=9 善川流域=6	—	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																														
	大郷町	R1=30	鶴田川流域=6	—	吉田川[落合・粕川]																																																																																																																																																																																																														
	石巻地域	石巻市	平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=20	定川流域=6	—	北上川下流[柳津・飯野川上流] 旧北上川[和潤・大森] 江合川[涌谷]																																																																																																																																																																																																													
東松島市		R1=30	定川流域=6	—	鳴瀬川[鹿島台] 吉田川[鹿島台]																																																																																																																																																																																																														
女川町		平坦地:R3=40 平坦地以外:R1=30	—	—	—																																																																																																																																																																																																														
東部大崎	大崎市東部	R3=60	小山田川流域=6 田尻川流域=5	—	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 吉田川[粕川・鹿島台] 江合川[荒雄・下谷地]																																																																																																																																																																																																														
	涌谷町	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=50	田尻川流域=10 出来川流域=6	平坦地:R1=20 かつ 江合川流域=19	旧北上川[和潤] 江合川[下谷地・涌谷] 迫川[佐沼]																																																																																																																																																																																																														
	美里町	R1=30	出来川流域=6	—	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台] 江合川[下谷地]																																																																																																																																																																																																														
気仙沼地域	気仙沼市	R1=30	大川流域=12 津谷川流域=7	—	—																																																																																																																																																																																																														
	南三陸町	R1=30	新井田川流域=6 八幡川流域=8	—	—																																																																																																																																																																																																														
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{※1}	指定河川洪水予報による基準																																																																																																																																																																																																															
東部仙台	仙台市東部	北真山流域=8, 南真山流域=8, 七北田川流域=20, 石巻川流域=15, 田尻川流域=10, 田尻川流域=10	名取川流域(7, 29.3), 七北田川流域(8, 20.2), 石巻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8), 田尻川流域(8, 25.8)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																															
	塩竈市	—	—	—																																																																																																																																																																																																															
	名取市	増田川流域=10.9, 真山地流域=19.6, 川内河川流域=7.5, 志賀川流域=13.5	増田川流域(8, 9.9), 真山地流域(8, 17.5), 川内河川流域(8, 7.7), 志賀川流域(8, 8.8)	名取川[名取橋]																																																																																																																																																																																																															
	多賀城市	砂押川流域=12.6	砂押川流域(8, 7)	七北田川[市名坂]																																																																																																																																																																																																															
	岩沼市	川内河川流域=8.5, 五間堀川流域=8.5, 志賀川流域=8.5	川内河川流域(8, 8.4), 五間堀川流域(8, 8.2), 志賀川流域(8, 8.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																																																																																																																																																															
	富谷市	西川流域=6.5	西川流域(8, 6.2), 西川流域(8, 7.5)	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																															
	亶理町	—	—	阿武隈川下流[笠松・岩沼]																																																																																																																																																																																																															
	山元町	高瀬川流域=8.2, 坂元川流域=9.3, 芦花川流域=4.4	高瀬川流域(8, 4.6), 坂元川流域(7, 8.6), 芦花川流域(8, 4.4)	—																																																																																																																																																																																																															
	松島町	鶴田川流域=14.3, 田尻川流域=9.1	鶴田川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 14.3), 田尻川流域(8, 6.1)	鳴瀬川[野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台]																																																																																																																																																																																																															
	七ヶ浜町	—	—	—																																																																																																																																																																																																															
	利府町	砂押川流域=8.9	砂押川流域(8, 6.3)	—																																																																																																																																																																																																															
	大和町東部	宮床川流域=7.6, 善川流域=14.1	宮床川流域(8, 9.5), 善川流域(8, 7.6)	吉田川[落合・新田橋]																																																																																																																																																																																																															
	大郷町	鶴田川流域=9.6, 鳴瀬川流域=7.3, 柳川流域=6.8	鶴田川流域(8, 23.1), 鳴瀬川流域(8, 6.9), 柳川流域(8, 7.3), 柳川流域(7, 4.6)	吉田川[落合・粕川]																																																																																																																																																																																																															
	石巻地域	石巻市	大川流域=8, 舊金山流域=2.9, 中島川流域=5.5, 遠野川流域=5.2, 轟野川流域=11.3, 鹿島川流域=4.6, 高木川流域=4.1, 北北上郷川流域=2.6	江合川流域(7, 22.1), 旧北上川流域(7, 24.4), 大川流域(8, 4.6), 轟土川流域(8, 2.9), 中島川流域(8, 5.5), 遠野川流域(8, 5.2), 轟野川流域(8, 7.3), 鹿島川流域(8, 4.6), 高木川流域(7, 3.3), 北北上郷川流域(8, 2.6)	北上川下流[柳津・飯野川上流], 旧北上川[和潤・大森], 江合川[涌谷]																																																																																																																																																																																																														
		東松島市	鳴瀬川流域=5.1, 定川流域=14	鳴瀬川流域(8, 5.2), 定川流域(8, 5.1), 定川流域(8, 11.2)	鳴瀬川[鹿島台], 吉田川[鹿島台]																																																																																																																																																																																																														
		女川町	女川流域=8	女川流域(8, 6.7)	—																																																																																																																																																																																																														
	東部大崎	大崎市東部	田尻川流域=8.1, 中野川流域=3.7, 新江合川流域=5.2, 鶴田川流域=11.8, 広長川流域=5.2, 大江川流域=4.1, 津井川流域=5.2, 田尻川流域=22.2	鳴瀬川流域(8, 27.8), 吉田川流域(8, 20.6), 田尻川流域(8, 27.4), 田尻川流域(8, 37), 新江合川流域(8, 5.2), 鶴田川流域(7, 11.8), 広長川流域(8, 4.4), 大江川流域(8, 3.3), 津井川流域(8, 4.2), 田尻川流域(8, 17.8)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 吉田川[粕川・鹿島台], 江合川[荒雄・下谷地]																																																																																																																																																																																																														
		涌谷町	田尻川流域=23.4, 出来川流域=7.8	江合川流域(8, 16.2), 田尻川流域(8, 23.4), 出来川流域(8, 6.7)	旧北上川[和潤], 江合川[下谷地・涌谷], 迫川[佐沼]																																																																																																																																																																																																														
		美里町	出来川流域=5.1, 田尻川流域=9.1, 轟野川流域=9.9, 砂押川流域=9	鳴瀬川流域(8, 28.5), 江合川流域(8, 21.9), 出来川流域(8, 5.1), 田尻川流域(7, 6.5), 轟野川流域(7, 9.9), 砂押川流域(8, 4.9)	鳴瀬川[三本木橋・野田橋・鹿島台], 江合川[下谷地]																																																																																																																																																																																																														
	気仙沼地域	気仙沼市	大川流域=4.8, 鹿島川流域=9.5, 大川流域=18.5, 津谷川流域=19.7, 津谷川流域=9.5, 松川流域=4.6, 馬籠川流域=10.4	大川流域(8, 4.6), 鹿島川流域(8, 7.4), 大川流域(8, 14.5), 津谷川流域(7, 3.5), 津谷川流域(8, 4.3), 松川流域(8, 4.6), 馬籠川流域(8, 9.8)	—																																																																																																																																																																																																														
南三陸町		新井田川流域=5.6, 八幡川流域=2.2, 水尻川流域=5.8, 新井田川流域=5.8, 水尻川流域=10, 西戸川流域=4	新井田川流域(8, 4.8), 八幡川流域(8, 5.7), 水尻川流域(8, 5.7), 新井田川流域(8, 7.5), 水尻川流域(8, 10), 西戸川流域(8, 4)	—																																																																																																																																																																																																															

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）					修正後	備考																																																																																																																																																																																				
196	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">東部仙南</td> <td>角田市</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td> <td>高倉川流域=6</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td> <td>荒川流域=9</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>R1=30</td> <td>荒川流域=9</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=30</td> <td>五間堀川流域=9</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td> <td>内川流域=9 雉子尾川流域=10</td> <td>—</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登米・東部栗原</td> <td>登米市</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>夏川流域=12 荒川流域=7 二股川流域=7</td> <td>—</td> <td>北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td> <td>一迫川流域=15 三迫川流域=14 小山田川流域=12 夏川流域=12</td> <td>—</td> <td>迫川〔留繰・大林・若柳〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西部仙台</td> <td>仙台市西部</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>名取川流域=11 広瀬川流域=22 七北田川流域=14</td> <td>—</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町西部</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>吉田川流域=16 宮床川流域=9</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合〕</td> </tr> <tr> <td>大衡村</td> <td>R1=40</td> <td>善川流域=6</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西部仙南</td> <td>白石市</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>斎川流域=5</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>蔵王町</td> <td>R1=40</td> <td>松川流域=11</td> <td>—</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>七ヶ宿町</td> <td>R1=40</td> <td>白石川流域=14</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">西部大崎</td> <td>川崎町</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>前川流域=10 北川流域=7 太郎川流域=15</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大崎市西部</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>江合川流域=15 小山田川流域=8 浪川流域=9</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td>平地地:R1=30 平地地以外:R1=40</td> <td>鴨瀬川流域=25</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加美町</td> <td></td> <td>R1=40</td> <td>鴨瀬川流域=20 多田川流域=9 田川流域=10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>栗原市西部</td> <td>平地地:R3=50 平地地以外:R1=40</td> <td>一迫川流域=14 二迫川流域=11 三迫川流域=14 長崎川流域=7</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>					東部仙南	角田市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	高倉川流域=6	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	大河原町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	荒川流域=9	—	白石川〔大河原〕	村田町	R1=30	荒川流域=9	—	白石川〔大河原〕	柴田町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	五間堀川流域=9	—	阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕	丸森町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	内川流域=9 雉子尾川流域=10	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	夏川流域=12 荒川流域=7 二股川流域=7	—	北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕	栗原市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	一迫川流域=15 三迫川流域=14 小山田川流域=12 夏川流域=12	—	迫川〔留繰・大林・若柳〕	西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	名取川流域=11 広瀬川流域=22 七北田川流域=14	—	七北田川〔市名坂〕	大和町西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	吉田川流域=16 宮床川流域=9	—	吉田川〔落合〕	大衡村	R1=40	善川流域=6	—	—	西部仙南	白石市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	斎川流域=5	—	白石川〔大河原・白石〕	蔵王町	R1=40	松川流域=11	—	白石川〔大河原・白石〕	七ヶ宿町	R1=40	白石川流域=14	—	—	西部大崎	川崎町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	前川流域=10 北川流域=7 太郎川流域=15	—	—	大崎市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	江合川流域=15 小山田川流域=8 浪川流域=9	—	—	色麻町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	鴨瀬川流域=25	—	—	加美町		R1=40	鴨瀬川流域=20 多田川流域=9 田川流域=10	—	—	栗原市西部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	一迫川流域=14 二迫川流域=11 三迫川流域=14 長崎川流域=7	—	—	<p>(別表6) 洪水注意報基準</p> <p>平成29年3月7日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村等※ まためた地域</th> <th>市町村等</th> <th>流域雨量指標基準</th> <th>留意基準^{※1}</th> <th>指定河川(洪水予報)による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東部仙南</td> <td>角田市</td> <td>高倉川流域=10.4, 小田川流域=7.2, 鷹森川流域=6.7</td> <td>阿武隈川流域(7, 30), 高倉川流域(5, 8.2), 小田川流域(5, 4.9), 鷹森川流域(5, 6.3)</td> <td>阿武隈川下流〔丸森・笠松〕</td> </tr> <tr> <td>大河原町</td> <td>荒川流域=16.6</td> <td>白石川流域(5, 32.0), 荒川流域(6, 12.5)</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>村田町</td> <td>荒川流域=13.7, 野川流域=4</td> <td>荒川流域(5, 13.7), 野川流域(5, 5.4)</td> <td>白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>柴田町</td> <td>五間堀川流域=7.2</td> <td>白石川流域(5, 33), 五間堀川流域(5, 5.8)</td> <td>阿武隈川下流〔笠松〕, 白石川〔大河原〕</td> </tr> <tr> <td>丸森町</td> <td>雉子尾川流域=13.7, 内川流域=1.5, 伊手川流域=3.7, 柳川流域=2.6, 五股川流域=9</td> <td>阿武隈川流域(7, 48.4), 雉子尾川流域(5, 10), 内川流域(5, 12.1), 伊手川流域(5, 3.7), 柳川流域(5, 7.1)</td> <td>阿武隈川下流〔丸森〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登米・東部栗原</td> <td>登米市</td> <td>南沢川流域=11.6, 山田川流域=23.5, 谷川流域=4.6, 豊田川流域=4.4, 大瀬川流域=7.7, 二股川流域=12.8, 岩之沢川流域=3.7, 善川流域=6, 白石川流域=4.4, 長谷川流域=7.5, 荒川流域=10.7, 夏川流域=4.9</td> <td>迫川流域(9, 24.1), 北上川流域(5, 35), 南沢川流域(5, 9.2), 羽沢川流域(7, 4.6), 大瀬川流域(7, 8.7), 二股川流域(5, 10.2), 岩之沢川流域(5, 3), 善川流域(5, 3.5), 白石川流域(5, 3.5), 長谷川流域(5, 4), 荒川流域(5, 10.3), 横木川流域(5, 3.8)</td> <td>北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕</td> </tr> <tr> <td>栗原市東部</td> <td>賀川流域=6.7, 小山田川流域=11.6, 鶴川流域=7.2, 鴨川流域=7, 三股川流域=6.7, 夏川流域=6.2, 鴨川流域=5.3, 三迫川流域=16.1, 赤沢川流域=7.3</td> <td>迫川流域(5, 21.2), 小山田川流域(5, 11.1), 鴨川流域(5, 12), 三股川流域(5, 16), 夏川流域(5, 9), 鴨川流域(5, 12), 三迫川流域(5, 12.7), 赤沢川流域(5, 6.2)</td> <td>迫川〔留繰・大林・若柳〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙台</td> <td>仙台市西部</td> <td>名取川流域=35.1, 広瀬川流域=20.8, 高橋川流域=6, 大倉川流域=17.4, 高瀬川流域=4</td> <td>名取川流域(7, 22.3), 広瀬川流域(7, 23), 高橋川流域(5, 6), 大倉川流域(7, 13.9), 七北田川流域(5, 19.6), 高瀬川流域(5, 6.4)</td> <td>七北田川〔市名坂〕</td> </tr> <tr> <td>大和町西部</td> <td>吉田川流域=15.5, 宮床川流域=6.5</td> <td>—</td> <td>吉田川〔落合〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部仙南</td> <td>大衡村</td> <td>善川流域=13.1</td> <td>善川流域(5, 13)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>白石市</td> <td>平家川流域=6, 尾花川流域=13.2, 鶴川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5</td> <td>白石川流域(5, 20.6), 平家川流域(6, 4), 尾花川流域(5, 10.6), 鶴川流域(5, 9.6), 谷津川流域(5, 4.2), 高田川流域(5, 5.5)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西部大崎</td> <td>蔵王町</td> <td>松川流域=2.5, 鷹木川流域=5.1, 平家川流域=5</td> <td>白石川流域(5, 30.3), 松川流域(5, 22.5), 平家川流域(5, 2.4)</td> <td>白石川〔大河原・白石〕</td> </tr> <tr> <td>七ヶ宿町</td> <td>白石川流域=16</td> <td>白石川流域(5, 16)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川崎町</td> <td>実業川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=16.6</td> <td>実業川流域(5, 4.6), 前川流域(5, 14.1), 太郎川流域(5, 12), 北川流域(5, 16.6)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">西部栗原</td> <td>大崎市西部</td> <td>江合川流域=24.6, 小山田川流域=11.2, 浪川流域=5.9, 田川流域=9</td> <td>江合川流域(5, 21)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>色麻町</td> <td>鴨瀬川流域=4.3, 花川流域=10.2, 柳野川流域=11.1</td> <td>鴨瀬川流域(7, 22.5), 花川流域(9, 12.2), 柳野川流域(5, 8.9)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>加美町</td> <td>鴨瀬川流域=20.5, 多田川流域=9.9, 田川流域=10.9</td> <td>鴨瀬川流域(5, 21.4), 多田川流域(5, 6.6), 田川流域(5, 10.3)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西部栗原</td> <td>栗原市西部</td> <td>一迫川流域=22, 長崎川流域=10.1, 二迫川流域=13.1, 平野川流域=7.6, 赤石川流域=9.5, 鶴川流域=12, 三迫川流域=12.7</td> <td>一迫川流域(5, 20.6), 長崎川流域(7, 10.1), 二迫川流域(5, 10.9), 平野川流域(5, 5.5), 赤石川流域(5, 5.1), 鶴川流域(5, 4.7), 三迫川流域(5, 12.7)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	市町村等※ まためた地域	市町村等	流域雨量指標基準	留意基準 ^{※1}	指定河川(洪水予報)による基準	東部仙南	角田市	高倉川流域=10.4, 小田川流域=7.2, 鷹森川流域=6.7	阿武隈川流域(7, 30), 高倉川流域(5, 8.2), 小田川流域(5, 4.9), 鷹森川流域(5, 6.3)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕	大河原町	荒川流域=16.6	白石川流域(5, 32.0), 荒川流域(6, 12.5)	白石川〔大河原〕	村田町	荒川流域=13.7, 野川流域=4	荒川流域(5, 13.7), 野川流域(5, 5.4)	白石川〔大河原〕	柴田町	五間堀川流域=7.2	白石川流域(5, 33), 五間堀川流域(5, 5.8)	阿武隈川下流〔笠松〕, 白石川〔大河原〕	丸森町	雉子尾川流域=13.7, 内川流域=1.5, 伊手川流域=3.7, 柳川流域=2.6, 五股川流域=9	阿武隈川流域(7, 48.4), 雉子尾川流域(5, 10), 内川流域(5, 12.1), 伊手川流域(5, 3.7), 柳川流域(5, 7.1)	阿武隈川下流〔丸森〕	登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.6, 山田川流域=23.5, 谷川流域=4.6, 豊田川流域=4.4, 大瀬川流域=7.7, 二股川流域=12.8, 岩之沢川流域=3.7, 善川流域=6, 白石川流域=4.4, 長谷川流域=7.5, 荒川流域=10.7, 夏川流域=4.9	迫川流域(9, 24.1), 北上川流域(5, 35), 南沢川流域(5, 9.2), 羽沢川流域(7, 4.6), 大瀬川流域(7, 8.7), 二股川流域(5, 10.2), 岩之沢川流域(5, 3), 善川流域(5, 3.5), 白石川流域(5, 3.5), 長谷川流域(5, 4), 荒川流域(5, 10.3), 横木川流域(5, 3.8)	北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕	栗原市東部	賀川流域=6.7, 小山田川流域=11.6, 鶴川流域=7.2, 鴨川流域=7, 三股川流域=6.7, 夏川流域=6.2, 鴨川流域=5.3, 三迫川流域=16.1, 赤沢川流域=7.3	迫川流域(5, 21.2), 小山田川流域(5, 11.1), 鴨川流域(5, 12), 三股川流域(5, 16), 夏川流域(5, 9), 鴨川流域(5, 12), 三迫川流域(5, 12.7), 赤沢川流域(5, 6.2)	迫川〔留繰・大林・若柳〕	西部仙台	仙台市西部	名取川流域=35.1, 広瀬川流域=20.8, 高橋川流域=6, 大倉川流域=17.4, 高瀬川流域=4	名取川流域(7, 22.3), 広瀬川流域(7, 23), 高橋川流域(5, 6), 大倉川流域(7, 13.9), 七北田川流域(5, 19.6), 高瀬川流域(5, 6.4)	七北田川〔市名坂〕	大和町西部	吉田川流域=15.5, 宮床川流域=6.5	—	吉田川〔落合〕	西部仙南	大衡村	善川流域=13.1	善川流域(5, 13)	—	白石市	平家川流域=6, 尾花川流域=13.2, 鶴川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5	白石川流域(5, 20.6), 平家川流域(6, 4), 尾花川流域(5, 10.6), 鶴川流域(5, 9.6), 谷津川流域(5, 4.2), 高田川流域(5, 5.5)	白石川〔大河原・白石〕	西部大崎	蔵王町	松川流域=2.5, 鷹木川流域=5.1, 平家川流域=5	白石川流域(5, 30.3), 松川流域(5, 22.5), 平家川流域(5, 2.4)	白石川〔大河原・白石〕	七ヶ宿町	白石川流域=16	白石川流域(5, 16)	—	川崎町	実業川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=16.6	実業川流域(5, 4.6), 前川流域(5, 14.1), 太郎川流域(5, 12), 北川流域(5, 16.6)	—	西部栗原	大崎市西部	江合川流域=24.6, 小山田川流域=11.2, 浪川流域=5.9, 田川流域=9	江合川流域(5, 21)	—	色麻町	鴨瀬川流域=4.3, 花川流域=10.2, 柳野川流域=11.1	鴨瀬川流域(7, 22.5), 花川流域(9, 12.2), 柳野川流域(5, 8.9)	—	加美町	鴨瀬川流域=20.5, 多田川流域=9.9, 田川流域=10.9	鴨瀬川流域(5, 21.4), 多田川流域(5, 6.6), 田川流域(5, 10.3)	—	西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=22, 長崎川流域=10.1, 二迫川流域=13.1, 平野川流域=7.6, 赤石川流域=9.5, 鶴川流域=12, 三迫川流域=12.7	一迫川流域(5, 20.6), 長崎川流域(7, 10.1), 二迫川流域(5, 10.9), 平野川流域(5, 5.5), 赤石川流域(5, 5.1), 鶴川流域(5, 4.7), 三迫川流域(5, 12.7)	—	<p>^{※1} (表面雨量指標、流域雨量指標)の組み合わせによる基準値を表しています。</p>
東部仙南	角田市	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	高倉川流域=6	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																																																						
	大河原町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	荒川流域=9	—	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																						
	村田町	R1=30	荒川流域=9	—	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																						
	柴田町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=30	五間堀川流域=9	—	阿武隈川下流〔笠松〕 白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																						
	丸森町	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	内川流域=9 雉子尾川流域=10	—	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																																																						
登米・東部栗原	登米市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	夏川流域=12 荒川流域=7 二股川流域=7	—	北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																																																																																						
	栗原市東部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	一迫川流域=15 三迫川流域=14 小山田川流域=12 夏川流域=12	—	迫川〔留繰・大林・若柳〕																																																																																																																																																																																						
西部仙台	仙台市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	名取川流域=11 広瀬川流域=22 七北田川流域=14	—	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																						
	大和町西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	吉田川流域=16 宮床川流域=9	—	吉田川〔落合〕																																																																																																																																																																																						
	大衡村	R1=40	善川流域=6	—	—																																																																																																																																																																																						
西部仙南	白石市	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	斎川流域=5	—	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																																																						
	蔵王町	R1=40	松川流域=11	—	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																																																						
	七ヶ宿町	R1=40	白石川流域=14	—	—																																																																																																																																																																																						
西部大崎	川崎町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	前川流域=10 北川流域=7 太郎川流域=15	—	—																																																																																																																																																																																						
	大崎市西部	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	江合川流域=15 小山田川流域=8 浪川流域=9	—	—																																																																																																																																																																																						
	色麻町	平地地:R1=30 平地地以外:R1=40	鴨瀬川流域=25	—	—																																																																																																																																																																																						
	加美町		R1=40	鴨瀬川流域=20 多田川流域=9 田川流域=10	—	—																																																																																																																																																																																					
		栗原市西部	平地地:R3=50 平地地以外:R1=40	一迫川流域=14 二迫川流域=11 三迫川流域=14 長崎川流域=7	—	—																																																																																																																																																																																					
市町村等※ まためた地域	市町村等	流域雨量指標基準	留意基準 ^{※1}	指定河川(洪水予報)による基準																																																																																																																																																																																							
東部仙南	角田市	高倉川流域=10.4, 小田川流域=7.2, 鷹森川流域=6.7	阿武隈川流域(7, 30), 高倉川流域(5, 8.2), 小田川流域(5, 4.9), 鷹森川流域(5, 6.3)	阿武隈川下流〔丸森・笠松〕																																																																																																																																																																																							
	大河原町	荒川流域=16.6	白石川流域(5, 32.0), 荒川流域(6, 12.5)	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																							
	村田町	荒川流域=13.7, 野川流域=4	荒川流域(5, 13.7), 野川流域(5, 5.4)	白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																							
	柴田町	五間堀川流域=7.2	白石川流域(5, 33), 五間堀川流域(5, 5.8)	阿武隈川下流〔笠松〕, 白石川〔大河原〕																																																																																																																																																																																							
	丸森町	雉子尾川流域=13.7, 内川流域=1.5, 伊手川流域=3.7, 柳川流域=2.6, 五股川流域=9	阿武隈川流域(7, 48.4), 雉子尾川流域(5, 10), 内川流域(5, 12.1), 伊手川流域(5, 3.7), 柳川流域(5, 7.1)	阿武隈川下流〔丸森〕																																																																																																																																																																																							
登米・東部栗原	登米市	南沢川流域=11.6, 山田川流域=23.5, 谷川流域=4.6, 豊田川流域=4.4, 大瀬川流域=7.7, 二股川流域=12.8, 岩之沢川流域=3.7, 善川流域=6, 白石川流域=4.4, 長谷川流域=7.5, 荒川流域=10.7, 夏川流域=4.9	迫川流域(9, 24.1), 北上川流域(5, 35), 南沢川流域(5, 9.2), 羽沢川流域(7, 4.6), 大瀬川流域(7, 8.7), 二股川流域(5, 10.2), 岩之沢川流域(5, 3), 善川流域(5, 3.5), 白石川流域(5, 3.5), 長谷川流域(5, 4), 荒川流域(5, 10.3), 横木川流域(5, 3.8)	北上川下流〔米谷・登米・柳 迫川〔若柳・佐沼〕																																																																																																																																																																																							
	栗原市東部	賀川流域=6.7, 小山田川流域=11.6, 鶴川流域=7.2, 鴨川流域=7, 三股川流域=6.7, 夏川流域=6.2, 鴨川流域=5.3, 三迫川流域=16.1, 赤沢川流域=7.3	迫川流域(5, 21.2), 小山田川流域(5, 11.1), 鴨川流域(5, 12), 三股川流域(5, 16), 夏川流域(5, 9), 鴨川流域(5, 12), 三迫川流域(5, 12.7), 赤沢川流域(5, 6.2)	迫川〔留繰・大林・若柳〕																																																																																																																																																																																							
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=35.1, 広瀬川流域=20.8, 高橋川流域=6, 大倉川流域=17.4, 高瀬川流域=4	名取川流域(7, 22.3), 広瀬川流域(7, 23), 高橋川流域(5, 6), 大倉川流域(7, 13.9), 七北田川流域(5, 19.6), 高瀬川流域(5, 6.4)	七北田川〔市名坂〕																																																																																																																																																																																							
	大和町西部	吉田川流域=15.5, 宮床川流域=6.5	—	吉田川〔落合〕																																																																																																																																																																																							
西部仙南	大衡村	善川流域=13.1	善川流域(5, 13)	—																																																																																																																																																																																							
	白石市	平家川流域=6, 尾花川流域=13.2, 鶴川流域=12, 谷津川流域=4.2, 高田川流域=5.5	白石川流域(5, 20.6), 平家川流域(6, 4), 尾花川流域(5, 10.6), 鶴川流域(5, 9.6), 谷津川流域(5, 4.2), 高田川流域(5, 5.5)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																																																							
西部大崎	蔵王町	松川流域=2.5, 鷹木川流域=5.1, 平家川流域=5	白石川流域(5, 30.3), 松川流域(5, 22.5), 平家川流域(5, 2.4)	白石川〔大河原・白石〕																																																																																																																																																																																							
	七ヶ宿町	白石川流域=16	白石川流域(5, 16)	—																																																																																																																																																																																							
	川崎町	実業川流域=4.8, 前川流域=14.1, 太郎川流域=12, 北川流域=16.6	実業川流域(5, 4.6), 前川流域(5, 14.1), 太郎川流域(5, 12), 北川流域(5, 16.6)	—																																																																																																																																																																																							
西部栗原	大崎市西部	江合川流域=24.6, 小山田川流域=11.2, 浪川流域=5.9, 田川流域=9	江合川流域(5, 21)	—																																																																																																																																																																																							
	色麻町	鴨瀬川流域=4.3, 花川流域=10.2, 柳野川流域=11.1	鴨瀬川流域(7, 22.5), 花川流域(9, 12.2), 柳野川流域(5, 8.9)	—																																																																																																																																																																																							
	加美町	鴨瀬川流域=20.5, 多田川流域=9.9, 田川流域=10.9	鴨瀬川流域(5, 21.4), 多田川流域(5, 6.6), 田川流域(5, 10.3)	—																																																																																																																																																																																							
西部栗原	栗原市西部	一迫川流域=22, 長崎川流域=10.1, 二迫川流域=13.1, 平野川流域=7.6, 赤石川流域=9.5, 鶴川流域=12, 三迫川流域=12.7	一迫川流域(5, 20.6), 長崎川流域(7, 10.1), 二迫川流域(5, 10.9), 平野川流域(5, 5.5), 赤石川流域(5, 5.1), 鶴川流域(5, 4.7), 三迫川流域(5, 12.7)	—																																																																																																																																																																																							

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

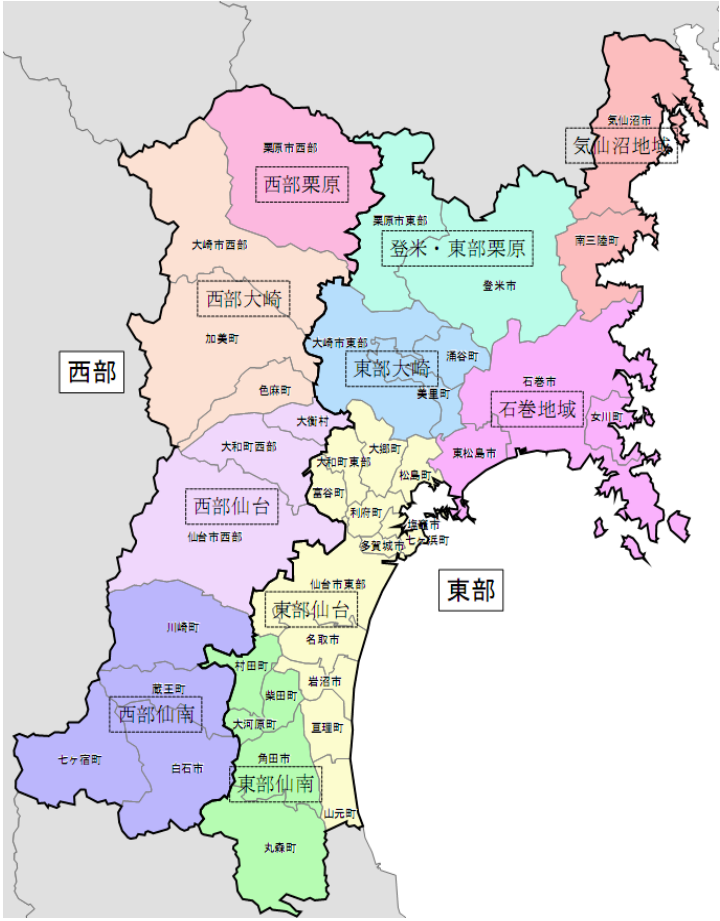
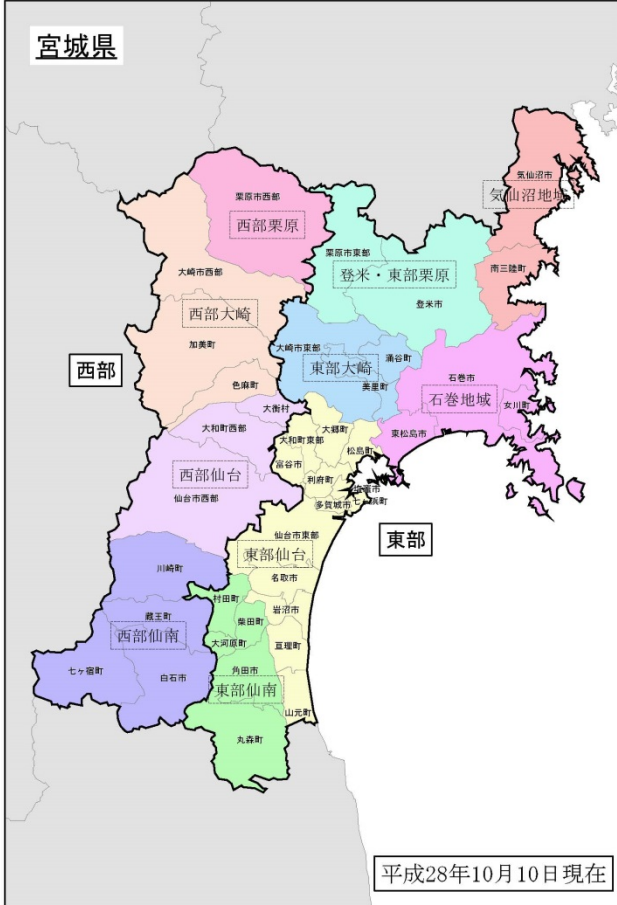
頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																												
197	<p>(別表7)高潮警報・注意報発表基準</p> <p>(別表7)高潮警報・注意報発表基準 (平成28年10月10日現在)</p> <table border="1" data-bbox="248 300 936 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="13">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>1.5m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>1.5m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>1.4m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>1.4m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>1.3m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td rowspan="4">東部仙南</td><td>角田市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>丸森町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>登米市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗原市東部</td><td>栗原市東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>仙台市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部仙台</td><td>大和町西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m	塩竈市	1.2m	0.9m	名取市	1.5m	0.9m	多賀城市	1.6m	0.9m	岩沼市	1.6m	0.9m	富谷市	—	—	亶理町	1.5m	0.9m	山元町	1.4m	0.9m	松島町	1.4m	0.9m	七ヶ浜町	1.3m	0.9m	利府町	1.2m	0.9m	大和町東部	—	—	大郷町	—	—	石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m	東松島市	1.2m	0.9m	女川町	1.2m	0.9m	東部大崎	大崎市東部	—	—	涌谷町	—	—	美里町	—	—	気仙沼地域	気仙沼市	—	—	南三陸町	1.2m	0.9m	東部仙南	角田市	1.2m	0.9m	大河原町	—	—	村田町	—	—	柴田町	—	—	登米・東部栗原	丸森町	—	—	登米市	—	—	栗原市東部	栗原市東部	—	—	仙台市西部	—	—	西部仙台	大和町西部	—	—	大衡村	—	—	西部仙南	白石市	—	—	蔵王町	—	—	七ヶ宿町	—	—	川崎町	—	—	西部大崎	大崎市西部	—	—	色麻町	—	—	加美町	—	—	西部栗原	栗原市西部	—	—	<p>(別表7)高潮警報・注意報発表基準</p> <p>(別表7)高潮警報・注意報発表基準 平成29年1月12日現在</p> <table border="1" data-bbox="1104 279 1715 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村等をまとめた地域</th> <th rowspan="2">市町村等</th> <th colspan="2">潮位</th> </tr> <tr> <th>警報</th> <th>注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="16">東部仙台</td><td>仙台市東部</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>塩竈市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>名取市</td><td>1.5m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>多賀城市</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>岩沼市</td><td>1.6m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>富谷市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>亶理町</td><td>1.5m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>山元町</td><td>1.4m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>松島町</td><td>1.4m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>七ヶ浜町</td><td>1.3m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>利府町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>大和町東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大郷町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="3">石巻地域</td><td>石巻市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>東松島市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>女川町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td rowspan="3">東部大崎</td><td>大崎市東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>涌谷町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>美里町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">気仙沼地域</td><td>気仙沼市</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td>南三陸町</td><td>1.2m</td><td>0.9m</td></tr> <tr><td rowspan="4">東部仙南</td><td>角田市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大河原町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>村田町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>柴田町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">登米・東部栗原</td><td>丸森町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>登米市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">栗原市東部</td><td>栗原市東部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>仙台市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="2">西部仙台</td><td>大和町西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>大衡村</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="4">西部仙南</td><td>白石市</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>蔵王町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>七ヶ宿町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>川崎町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td rowspan="3">西部大崎</td><td>大崎市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>色麻町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>加美町</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>西部栗原</td><td>栗原市西部</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m	塩竈市	1.2m	0.9m	名取市	1.5m	0.9m	多賀城市	1.6m	0.9m	岩沼市	1.6m	0.9m	富谷市	—	—	亶理町	1.5m	0.9m	山元町	1.4m	0.9m	松島町	1.4m	0.9m	七ヶ浜町	1.3m	0.9m	利府町	1.2m	0.9m	大和町東部	—	—	大郷町	—	—	石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m	東松島市	1.2m	0.9m	女川町	1.2m	0.9m	東部大崎	大崎市東部	—	—	涌谷町	—	—	美里町	—	—	気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m	南三陸町	1.2m	0.9m	東部仙南	角田市	—	—	大河原町	—	—	村田町	—	—	柴田町	—	—	登米・東部栗原	丸森町	—	—	登米市	—	—	栗原市東部	栗原市東部	—	—	仙台市西部	—	—	西部仙台	大和町西部	—	—	大衡村	—	—	西部仙南	白石市	—	—	蔵王町	—	—	七ヶ宿町	—	—	川崎町	—	—	西部大崎	大崎市西部	—	—	色麻町	—	—	加美町	—	—	西部栗原	栗原市西部	—	—	<p>警報等発表基準 変更による図の 差し替え</p>
市町村等をまとめた地域	市町村等			潮位																																																																																																																																																																																																																																																																											
		警報	注意報																																																																																																																																																																																																																																																																												
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	塩竈市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	名取市	1.5m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	多賀城市	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	岩沼市	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	富谷市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	亶理町	1.5m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	山元町	1.4m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	松島町	1.4m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	七ヶ浜町	1.3m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	利府町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大和町東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大郷町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	東松島市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	女川町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
東部大崎	大崎市東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	涌谷町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	美里町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
気仙沼地域	気仙沼市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	南三陸町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
東部仙南	角田市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大河原町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	村田町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	柴田町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
登米・東部栗原	丸森町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	登米市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
栗原市東部	栗原市東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	仙台市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部仙台	大和町西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大衡村	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部仙南	白石市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	蔵王町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	七ヶ宿町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	川崎町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部大崎	大崎市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	色麻町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	加美町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部栗原	栗原市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位																																																																																																																																																																																																																																																																													
		警報	注意報																																																																																																																																																																																																																																																																												
東部仙台	仙台市東部	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	塩竈市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	名取市	1.5m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	多賀城市	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	岩沼市	1.6m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	富谷市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	亶理町	1.5m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	山元町	1.4m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	松島町	1.4m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	七ヶ浜町	1.3m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	利府町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大和町東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大郷町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	石巻地域	石巻市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																											
		東松島市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																											
		女川町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																											
東部大崎	大崎市東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	涌谷町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	美里町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
気仙沼地域	気仙沼市	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
	南三陸町	1.2m	0.9m																																																																																																																																																																																																																																																																												
東部仙南	角田市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大河原町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	村田町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	柴田町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
登米・東部栗原	丸森町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	登米市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
栗原市東部	栗原市東部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	仙台市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部仙台	大和町西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	大衡村	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部仙南	白石市	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	蔵王町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	七ヶ宿町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	川崎町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部大崎	大崎市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	色麻町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
	加美町	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												
西部栗原	栗原市西部	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																												

宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考																																																																																																																																																																																																			
203	<p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 水位周知を行う河川名とその区域</p> <p>(国土交通大臣指定(法第13条第1項))</p> <table border="1" data-bbox="176 359 470 464"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新江合川</td> <td>左右岸</td> <td>新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(知事指定(法第13条第2項))</p> <table border="1" data-bbox="176 512 470 1390"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斎川</td> <td>左右岸</td> <td>谷津川合流点から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>左右岸</td> <td>村田町東北自動車道から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小田川</td> <td>左右岸</td> <td>角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>坂元川</td> <td>左右岸</td> <td>山元町大川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>増田川</td> <td>左右岸</td> <td>上町川合流点から 海まで</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで</td> </tr> <tr> <td>旧荒川</td> <td>左右岸</td> <td>荒川分派点から 名取川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>七北田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで</td> </tr> <tr> <td>梅田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>砂押川</td> <td>左右岸</td> <td>多賀城市市川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>黒城川</td> <td>左右岸</td> <td>松島町三陸自動車道から 海まで</td> </tr> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町深田まで</td> </tr> <tr> <td>多田川</td> <td>左右岸</td> <td>加美町山田橋から 大臣管理区間境まで</td> </tr> <tr> <td>洪井川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市合所橋から 多田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>江合川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで</td> </tr> <tr> <td>三迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>夏川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市藤瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで</td> </tr> <tr> <td>旧追川</td> <td>左右岸</td> <td>小山田川合流点から 旧北上川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小山田川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>瀬峰川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>萱刈川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大木門川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>西川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大川</td> <td>左右岸</td> <td>気仙沼市平前橋から 海まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区	域	新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで	河川名	区	域	斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	旧荒川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで	七北田川	左右岸	仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	黒城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町深田まで	多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	洪井川	左右岸	大崎市合所橋から 多田川合流点まで	江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで	三迫川	左右岸	栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで	夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで	二股川	左岸 右岸	登米市藤瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	旧追川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで	瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大木門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	二迫川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで	大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	<p>3 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県が発表する洪水に係る水位情報の通知及び周知</p> <p>(1) 水位周知を行う河川名とその区域</p> <p>(国土交通大臣指定(法第13条第1項))</p> <table border="1" data-bbox="1095 359 1388 496"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>新江合川</td> <td>左右岸</td> <td>新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(知事指定(法第13条第2項))</p> <table border="1" data-bbox="1095 528 1388 1374"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区</th> <th>域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>斎川</td> <td>左右岸</td> <td>谷津川合流点から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>左右岸</td> <td>村田町東北自動車道から 白石川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小田川</td> <td>左右岸</td> <td>角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>坂元川</td> <td>左右岸</td> <td>山元町大川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>増田川</td> <td>左右岸</td> <td>上町川合流点から 海まで</td> </tr> <tr> <td>広瀬川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで</td> </tr> <tr> <td>旧荒川</td> <td>左右岸</td> <td>荒川分派点から 名取川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>七北田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで</td> </tr> <tr> <td>梅田川</td> <td>左右岸</td> <td>仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>砂押川</td> <td>左右岸</td> <td>多賀城市市川橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>黒城川</td> <td>左右岸</td> <td>松島町三陸自動車道から 海まで</td> </tr> <tr> <td>鳴瀬川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町齊田まで</td> </tr> <tr> <td>多田川</td> <td>左右岸</td> <td>加美町山田橋から 大臣管理区間境まで</td> </tr> <tr> <td>洪井川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市合所橋から 多田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>吉田川</td> <td>左右岸</td> <td>南川合流点から 大臣管理区間境まで</td> </tr> <tr> <td>江合川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで</td> </tr> <tr> <td>三迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>夏川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで 登米市藤瀬川合流点から</td> </tr> <tr> <td>二股川</td> <td>左岸 右岸</td> <td>登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで</td> </tr> <tr> <td>旧追川</td> <td>左右岸</td> <td>小山田川合流点から 旧北上川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>小山田川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>瀬峰川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>萱刈川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大木門川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>西川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>二迫川</td> <td>左右岸</td> <td>栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>田原川</td> <td>左右岸</td> <td>大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>芋埴川</td> <td>左右岸</td> <td>二迫川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>大川</td> <td>左右岸</td> <td>気仙沼市平前橋から 海まで</td> </tr> <tr> <td>鹿折川</td> <td>左右岸</td> <td>気仙沼市大船瀬橋から 海まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区	域	荒川	左岸 右岸	仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで	新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで	二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで	河川名	区	域	斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで	荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで	小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで	坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで	増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで	広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	旧荒川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで	七北田川	左右岸	仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで	梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで	黒城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで	鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町齊田まで	多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで	洪井川	左右岸	大崎市合所橋から 多田川合流点まで	吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで	江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで	三迫川	左右岸	栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで	夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで 登米市藤瀬川合流点から	二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで	旧追川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで	小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで	瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで	萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで	大木門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで	西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで	二迫川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで	田原川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで	芋埴川	左右岸	二迫川合流点まで	大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで	鹿折川	左右岸	気仙沼市大船瀬橋から 海まで	<p>水位周知河川の追加に伴う表の差し替え</p>
河川名	区	域																																																																																																																																																																																																				
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 から北上川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
河川名	区	域																																																																																																																																																																																																				
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで																																																																																																																																																																																																				
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで																																																																																																																																																																																																				
旧荒川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
七北田川	左右岸	仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで																																																																																																																																																																																																				
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
黒城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで																																																																																																																																																																																																				
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町深田まで																																																																																																																																																																																																				
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで																																																																																																																																																																																																				
洪井川	左右岸	大崎市合所橋から 多田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで																																																																																																																																																																																																				
三迫川	左右岸	栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
二股川	左岸 右岸	登米市藤瀬川合流点から 登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで																																																																																																																																																																																																				
旧追川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
大木門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
二迫川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
河川名	区	域																																																																																																																																																																																																				
荒川	左岸 右岸	仙台市太白区西多賀5丁目 仙台市太白区富田字八幡東 から幹川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
新江合川	左右岸	新江合川分派点から 鳴瀬川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合 登米市東和町米谷字大沢 から北上川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
河川名	区	域																																																																																																																																																																																																				
斎川	左右岸	谷津川合流点から 白石川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
荒川	左右岸	村田町東北自動車道から 白石川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
小田川	左右岸	角田市阿武隈急行線から 阿武隈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
坂元川	左右岸	山元町大川橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
増田川	左右岸	上町川合流点から 海まで																																																																																																																																																																																																				
広瀬川	左右岸	仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで																																																																																																																																																																																																				
旧荒川	左右岸	荒川分派点から 名取川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
七北田川	左右岸	仙台市泉区長橋から 仙台市泉区赤生津大橋まで																																																																																																																																																																																																				
梅田川	左右岸	仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
砂押川	左右岸	多賀城市市川橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
黒城川	左右岸	松島町三陸自動車道から 海まで																																																																																																																																																																																																				
鳴瀬川	左岸 右岸	加美町田川合流点から 大崎市吉川引田まで 大崎市三本木町齊田まで																																																																																																																																																																																																				
多田川	左右岸	加美町山田橋から 大臣管理区間境まで																																																																																																																																																																																																				
洪井川	左右岸	大崎市合所橋から 多田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
吉田川	左右岸	南川合流点から 大臣管理区間境まで																																																																																																																																																																																																				
江合川	左岸 右岸	大崎市岩出山二ツ石塚から 大崎市吉川板目まで 大崎市吉川の壺まで																																																																																																																																																																																																				
三迫川	左右岸	栗原市金沢沢辺田橋から 追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
夏川	左岸 右岸	登米市中田町糠塚 登米市石越町小谷地 から追川合流点まで 登米市藤瀬川合流点から																																																																																																																																																																																																				
二股川	左岸 右岸	登米市東和町米谷字森合まで 登米市東和町米谷字大沢まで																																																																																																																																																																																																				
旧追川	左右岸	小山田川合流点から 旧北上川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
小山田川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 旧追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
瀬峰川	左右岸	栗原市瀬峰根川橋から 小山田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
萱刈川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 小山田川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
大木門川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 萱刈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
西川	左右岸	大崎市田尻市道橋から 萱刈川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
二迫川	左右岸	栗原市瀬峰東北本線から 追川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
田原川	左右岸	大崎市国道四号橋から 江合川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
芋埴川	左右岸	二迫川合流点まで																																																																																																																																																																																																				
大川	左右岸	気仙沼市平前橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				
鹿折川	左右岸	気仙沼市大船瀬橋から 海まで																																																																																																																																																																																																				

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
204	<p>(2) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)</p>	<p>(2) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図</p> <p>氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報伝達系統図(国管理河川)</p>	<p>水位周知河川の指定追加に伴う図の差し替え</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
207	<p>5 予報・警報等の細分区域 (略)</p> 	<p>5 予報・警報等の細分区域 (略)</p> 	<p>市制移行に伴う 図の差し替え</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
211	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害の収集・伝達</p> <p>(2) (略)当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。_____</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村_____（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は_____外務省_____）又は県に連絡する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>1 被害の収集・伝達</p> <p>(2) (略)当該情報が得られた際には、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）_____に連絡する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p>
212	<p>(新設)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し、情報の共有を図る。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	
219	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>2 非常時の通信の確保</p> <p>ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る_____</p> <p>_____。</p>	<p>第3節 通信・放送施設の確保</p> <p>第6 災害時の通信連絡</p> <p>2 非常時の通信の確保</p> <p>ロ 東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るとともに、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保について要請があった場合は、移動電源車の貸与を行う。</p>	<p>記述の充実</p>
	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第4 市町村の活動</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制</p> <p>市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。_____</p>	<p>第5節 防災活動体制</p> <p>第4 市町村の活動</p> <p>1 活動体制</p> <p>(1) 組織、配備体制</p> <p>市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。この際、市町村は、災害発生のおそ</p>	

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
	<p>その際、市町村は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく。</p> <p>2 市町村災害対策本部の所掌事務 (7) <u>避難の準備情報、勧告、指示</u></p>	<p>れが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析し、それに基づき避難勧告等を発令・伝達すること等にも留意し、災害発生時、避難勧告等の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うため、全庁をあげた役割分担の体制等を構築するよう努める。</p> <p>また、市町村は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者などについて定めておく。</p> <p>2 市町村災害対策本部の所掌事務 (7) <u>避難勧告等の発令</u></p>	<p>避難勧告等に関するガイドラインの修正</p> <p>防災基本計画の修正</p>
234	<p>第6節 警戒活動 第4 土砂災害警戒活動</p> <p>4 市町村は、土砂災害に係る<u>避難勧告又は指示</u>について、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>第6節 警戒活動 第4 土砂災害警戒活動</p> <p>4 市町村は、土砂災害に係る<u>避難勧告等</u>について、それらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正</p>
238	<p>第7節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画(平成26年4月)」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	<p>第4節 相互応援活動 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ 2 緊急消防援助隊の活動円滑化</p> <p>県は、県内における緊急消防援助隊の活動については「宮城県緊急消防援助隊受援計画_____」に基づいて調整を行うこととするが、被災の状況や入県する都道府県隊の消防力等を勘案し、必要に応じ当該計画を適宜見直し、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように努める。</p>	<p>記述の適正化</p>
241	<p>第8節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略) 12 応急救助のための賃金職員雇上費 <u>(新設)</u></p>	<p>第8節 災害救助法の適用 第3 救助の実施の委任 (略) 12 応急救助のための賃金職員雇上費 <u>【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】</u> <u>救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。</u> <u>ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(市町村の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、県と市町村とが協議した上で、実施者及び救助の種類を決定することができる。</u></p>	<p>災害救助法の事務委任の事前の取り決めについて、整理を行ったため、追記</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考													
		<p>表 1 災害の規模に応じた救助の実施者</p> <table border="1" data-bbox="1070 252 1944 512"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1070 252 1261 292">実施者</th> <th data-bbox="1261 252 1944 292">救助の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 292 1261 400" rowspan="2">局地災害の場合</td> <td data-bbox="1261 292 1395 347">市町村</td> <td data-bbox="1395 292 1944 363">全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 347 1395 400">県</td> <td data-bbox="1395 347 1944 400">二</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 400 1261 512" rowspan="2">広域災害の場合</td> <td data-bbox="1261 400 1395 472">市町村</td> <td data-bbox="1395 400 1944 472">県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 472 1395 512">県</td> <td data-bbox="1395 472 1944 512">応急仮設住宅の供与</td> </tr> </tbody> </table> <p>※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」については、広域的な調整が整った後は、市町村へ委任することができる。</p>	実施者		救助の種類	局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))	県	二	広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))	県	応急仮設住宅の供与	
実施者		救助の種類														
局地災害の場合	市町村	全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))														
	県	二														
広域災害の場合	市町村	県が行う以外の全ての救助 (県から即時に委任(法第 13 条 1 項))														
	県	応急仮設住宅の供与														
253 256	<p>第11節 医療救護活動</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会 _____ 等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、 _____ 国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会 _____ と締結した「災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等についての協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。</p>	<p>第11節 医療救護活動</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制</p> <p>1 県</p> <p>(3) 医療救護班の派遣調整</p> <p>イ 災害医療本部は、地域災害医療支部からの要請に基づき、県医師会、<u>県歯科医師会</u>等の医療関係団体、大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社宮城県支部等へ医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>また、県は、医療救護活動が県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、(公社)日本医師会(JMAT)、日本赤十字社、<u>独立行政法人</u>国立病院機構、大学病院、(一社)日本病院会、(公社)全日本病院協会、(公社)日本歯科医師会、(公社)日本薬剤師会、(公社)日本看護協会等の医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制</p> <p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会 <u>及び宮城県病院薬剤師会</u> と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の提供等を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>新たに協定を締結</p>													

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
264	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 緊急通行車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続きのフロー</p> <p>5 障害物の除去</p>	<p>第12節 交通・輸送活動</p> <p>第5 陸上交通の確保</p> <p>4 緊急通行車両の確認</p> <p>緊急通行車両等の事前届出・確認手続きのフロー</p> <p>5 障害物の除去</p>	記述の適正化
265	<p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者_____，消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 道路管理者_____は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</p> <p>なお、道路管理者_____は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者_____は自ら車両の移動等を行う。</p> <p>6 関係機関，道路管理者間の連携・調整</p> <p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者_____に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動について，要請する。</p>	<p>(1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)について、道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者，消防機関及び自衛隊と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</p> <p>(2) 道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。</p> <p>なお、道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。</p> <p>6 関係機関，道路管理者間の連携・調整</p> <p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者，港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動について，要請する。</p>	防災基本計画の修正

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
267	<p>第13節 ヘリコプターの活動</p> <p>〈主な実施機関〉 （略） 東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、</p>	<p>第13節 ヘリコプターの活動</p> <p>〈主な実施機関〉 （略） 東京航空局仙台空港事務所、自衛隊、<u>仙台国際空港(株)</u></p>	記述の適正化
268	<p>第5 安全運行体制の確保 （略）</p> <p>1 災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、<u>陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐屯地)</u>及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により、安全運行体制を確保する。</p>	<p>第5 安全運行体制の確保 （略）</p> <p>1 災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所、<u>仙台国際空港株式会社</u>、陸上自衛隊東北方面航空隊(霞目駐屯地)及び航空自衛隊松島基地管制塔等との連携により、安全運行体制を確保する。</p>	記述の適正化
270	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>2 避難勧告等の対象とする避難行動 避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼ばれてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) 指定 <u>避難場所への移動</u></p> <p>(2) <u>自宅等から移動しての安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)</u></p> <p>(3) <u>近隣の高い建物等への移動</u></p> <p>(4) <u>建物内の安全な場所での待機</u></p> <p>第3 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため、必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>（略）</p> <p>なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、<u>屋内での待避等</u>の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>2 市町村長、知事の役割 （略）</p> <p>（略）また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象<u>地域</u>、</p>	<p>第14節 避難活動</p> <p>第1 目的</p> <p>2 避難勧告等の対象とする避難行動 避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼ばれてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所への立退き避難</u></p> <p>(2) <u>「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難</u></p> <p>(3) <u>「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動)</u></p> <p>第3 避難の勧告又は指示 災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため、必要と認められる場合、市町村長は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。<u>この際、県は、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言を行う。</u></p> <p>（略）</p> <p>なお、市町村長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民に対し、<u>「屋内安全確保」</u>等の安全確保措置を指示することができる。</p> <p>2 市町村長、知事の役割 （略）</p> <p>（略）また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象<u>区域</u>、判断時期等</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の修正</p> <p>防災基本計画の</p>
271	<p>（略）また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象<u>地域</u>、</p>	<p>（略）また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象<u>区域</u>、判断時期等</p>	防災基本計画の

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

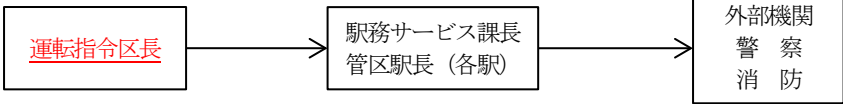
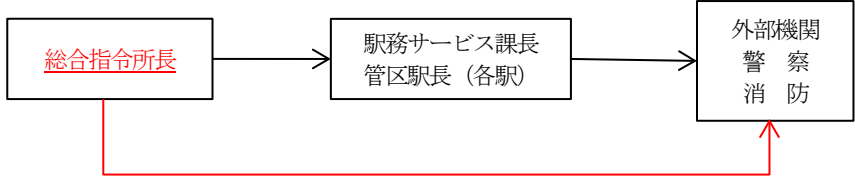
頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
288	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動 (略)</p> <p>なお、支援活動においては、外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行う。</p>	<p>第17節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第3 外国人への支援活動 (略)</p> <p>なお、支援活動においては、外国人旅行者についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達を行う。</p>	防災基本計画の修正
303	<p>第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部、保険福祉部)、県警察本部、第二管区海上保安本部</p>	<p>第21節 遺体等の捜索・処理・埋葬</p> <p><主な実施機関> 県(環境生活部、保険福祉部)、県警察本部、第二管区海上保安本部、(公社)宮城県医師会、(一社)宮城県歯科医師会</p>	関係機関の追加
305	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第3 処理体制</p> <p>2 県は事前に策定する災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する。 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第22節 災害廃棄物処理活動</p> <p>第3 処理体制</p> <p>2 県は 災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分場を検討する。 (略)</p> <p>6 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。</p> <p>7 (略)</p>	記述の適正化 防災基本計画の修正
317	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p><主な実施機関> (略) 宮城県道路公社、仙台市交通局、</p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p><主な実施機関> (略) 宮城県道路公社、仙台市交通局、仙台国際空港(株)</p>	記述の適正化
320	<p>第4 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p>	<p>第4 河川管理施設</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>河川管理施設が、破堤、決壊、流出、洗掘等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。</p>	記述の適正化

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成29年2月）	修正後	備考
		<p><u>(イ) 駅務サービス課長は、暴風時には、その状況を逐次総合指令所長に報告するとともに、次により取扱わなければならない。</u></p> <p><u>一 留置車両に対して、転動防止の手配を厳重にする。</u></p> <p><u>二 突風等のため列車の運転に特に注意を要すると認められるときは、運転士に対してその状況を通報するとともに、必要により列車の出発を抑止する。</u></p> <p><u>(ロ) 車両課長は、暴風時には、前項第一号の取扱いをしなければならない。</u></p> <p><u>ハ 暴風時の運転士の取扱い</u></p> <p><u>運転士は、列車の運転中に暴風となったときは、急激に速度を変えないように努めるものとする。</u></p> <p><u>ニ 浸水の防止</u></p> <p><u>駅務サービス課長は、集中降雨等で浸水が予想されるときは、浸水防止の手配をしなければならない。</u></p> <p><u>ホ 浸水時の取扱い</u></p> <p><u>(イ) 運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると認めた場合は、直ちにその状況を総合指令所長に報告し、その指令を受けなければならない。</u></p> <p><u>(ロ) 駅務サービス課長又は運転士は、浸水のため運転に支障のおそれがあると認めた場合で総合指令所長の指令を受けることができないときは、乗客を駅に降車させる等臨機の処置をした後、その旨を総合指令所長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 濃霧又は風雪</u></p> <p><u>イ 濃霧又は風雪の場合の取扱い</u></p> <p><u>総合指令所長は、濃霧注意報若しくは風雪注意報又は暴風雪警報が発表され、列車の運転に支障を生じ、又はそのおそれのあるときは、列車を徐行させ、又は休止させなければならない。</u></p> <p><u>ロ 濃霧又は風雪の場合の運転士の取扱い</u></p> <p><u>運転士は、濃霧又は風雪のため前途の見通しが不良となったときは、その旨を総合指令所長に報告しなければならない。</u></p>	
351	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>（主な実施機関）</p> <p>（略）</p> <p>東日本旅客鉄道(株)仙台支社，阿武隈急行(株)，仙台空港鉄道(株)，</p>	<p>第33節 災害種別毎応急対策</p> <p>（主な実施機関）</p> <p>（略）</p> <p>東日本旅客鉄道(株)仙台支社，阿武隈急行(株)，仙台空港鉄道(株)，</p>	

頁	現行 (平成 29 年 2 月)	修正後	備考
360	<p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>6 毒物・劇物貯蔵施設 (略)</p> <p>・情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p> 	<p><u>仙台市交通局, 仙台国際空港(株)</u></p> <p>第3 危険物等災害応急対策</p> <p>6 毒物・劇物貯蔵施設 (略)</p> <p>情報の収集、伝達及び必要物等の手配</p> 	<p>記述の適正化</p> <p>実態に合わせ、 図の差し替え</p>
361	<p><u>6</u> 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置 (略)</p>	<p><u>7</u> 放射性物質使用・貯蔵施設等の事故に係る措置 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
362	<p><u>7</u> 各燃料物質等の輸送中の事故に係る措置 (略)</p>	<p><u>8</u> 各燃料物質等の輸送中の事故に係る措置 (略)</p>	
	<p><u>8</u> 事故等の発生時の伝達系統図 (略)</p>	<p><u>9</u> 事故等の発生時の伝達系統図 (略)</p>	
	<p><u>9</u> 放射線障害に対する医療体制 (略)</p>	<p><u>10</u> 放射線障害に対する医療体制 (略)</p>	
	<p><u>10</u> 環境モニタリング (略)</p>	<p><u>11</u> 環境モニタリング (略)</p>	
	<p><u>11</u> 情報連絡通信及び広報 (略)</p>	<p><u>12</u> 情報連絡通信及び広報 (略)</p>	
362	<p>第6 鉄道災害応急対策</p>	<p>第6 鉄道災害応急対策</p> <p>5 仙台市<u>地下鉄</u></p>	<p>組織改正に伴う</p>

宮城県地域防災計画【風水害等災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（平成 29 年 2 月）	修正後	備考
376	<p>5 仙台市交通局(地下鉄南北線・地下鉄東西線)</p> <p>(2) 緊急連絡体制 災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。</p> <p>緊急連絡体制図</p>  <p>(3) 事故発生時における応急対策</p> <p>イ 水害</p> <p>(イ) 駅務員は駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、<u>運転指令区長</u>及び管区駅長に通報するとともに、速やかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなどの適切な処置を講ずる。</p> <p>(ロ) 運転士は浸水を発見したときは、直ちにその状況を<u>運転指令区長</u>に報告し次の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) <u>運転指令区長</u>は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。</p> <p>ロ 風害</p> <p>(イ) <u>運転指令区長</u>は風速計に 25m/s の表示が出たときは、必要により全線又は地上部分の運転を規制するなど適宜な措置を講ずる。</p> <p>(ロ) <u>運転指令区長</u>は風速計に 30m/s の表示が出たときは、全線又は地上部分の列車の運転を休止する。</p> <p>(ハ) <u>運転指令区長</u>は関係各課に強風のため列車を運転規制又は運転休止した旨を通報する。</p>	<p>(2) 緊急連絡体制 災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。</p> <p>緊急連絡体制図</p>  <p>(3) 事故発生時における応急対策</p> <p>イ 水害</p> <p>(イ) 駅務員は駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、<u>総合指令所長</u>及び管区駅長に通報するとともに、速やかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなどの適切な処置を講ずる。</p> <p>(ロ) 運転士は浸水を発見したときは、直ちにその状況を<u>総合指令所長</u>に報告し次の措置をとる。</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) <u>総合指令所長</u>は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。</p> <p>ロ 風害</p> <p>(イ) <u>総合指令所長</u>は風速計に 25m/s の表示が出たときは、必要により全線又は地上部分の運転を規制するなど適宜な措置を講ずる。</p> <p>(ロ) <u>総合指令所長</u>は風速計に 30m/s の表示が出たときは、全線又は地上部分の列車の運転を休止する。</p> <p>(ハ) <u>総合指令所長</u>は関係各課に強風のため列車を運転規制又は運転休止した旨を通報する。</p>	<p>修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p>
377	<p>(ハ) <u>運転指令区長</u>は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。</p>	<p>(ハ) <u>総合指令所長</u>は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。</p>	

